

杉並区環境基本計画

平成30～33年度（2018～2021年度）



杉並区

平成30年4月

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画改定の背景	3
2-1 計画の位置づけ	4
2-2 計画の期間	5
2-3 計画の対象	5
2-4 計画の実施主体	5
2-5 計画の進行管理	6
第2章 杉並区の実環境の現状と課題	9
(1) 地球温暖化防止対策	11
(2) ごみ・資源	15
(3) 大気汚染・化学物質・水質	17
(4) 自然環境・みどり	20
(5) 環境美化	22
(6) 環境学習	23
第3章 計画の目標と体系	25
3-1 計画の目標	27
3-2 計画の体系	29
基本目標Ⅰ 低炭素・循環型のまちをつくる	31
(1) 地球温暖化防止への取組	31
(2) 循環型社会を目指す取組	34
基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる	37
(1) 自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組	37
(2) 化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組	38
(3) その他の公害を防ぐ取組	40
基本目標Ⅲ 自然環境が保全され、 多様な生き物が生息できるまちをつくる	43
(1) 連続したみどりを保全・創出する取組	43
(2) 自然生態系保全の取組	45
(3) みどりや自然に親しめる取組	47
基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる	49
(1) 美しく清潔なまちへの取組	49
(2) 個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組	49

基本目標Ⅴ 区民、事業者、NPO、区が	
ともに環境を考え、行動するまちをつくる	・51
(1) 環境教育、環境学習の拡充・推進	・51
(2) 環境活動の推進	・51
第4章 計画目標達成のための取組<区の環境配慮行動指針>	・53
計画目標達成のための取組一覧	・55
第5章 環境配慮行動指針	・70
第6章 地球温暖化対策実行計画	・76
参考資料	・80
各種データ	・81
環境年表	・92
用語集	・98

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画改定の背景

杉並区は、地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、もって地球環境の保全にも貢献していくため、平成8年に杉並区環境基本計画を策定しました。その後、環境問題をめぐる内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、三度の改定を行ってきました。現行の環境基本計画は平成25年に改定し、「区民一人ひとりが創る持続可能な環境住宅都市 杉並」を目標として掲げ、様々な事業に取り組んできました。

改定から約4年が経過し、この間、国際社会においては、国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が第5次評価報告書統合報告書で気温上昇等の予測を公表し、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においてはパリ協定が採択され、平成28年11月に発効しています。また、平成27年9月の国連総会において、今後世界が持続可能な発展を続けていくための指針となる「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されています。

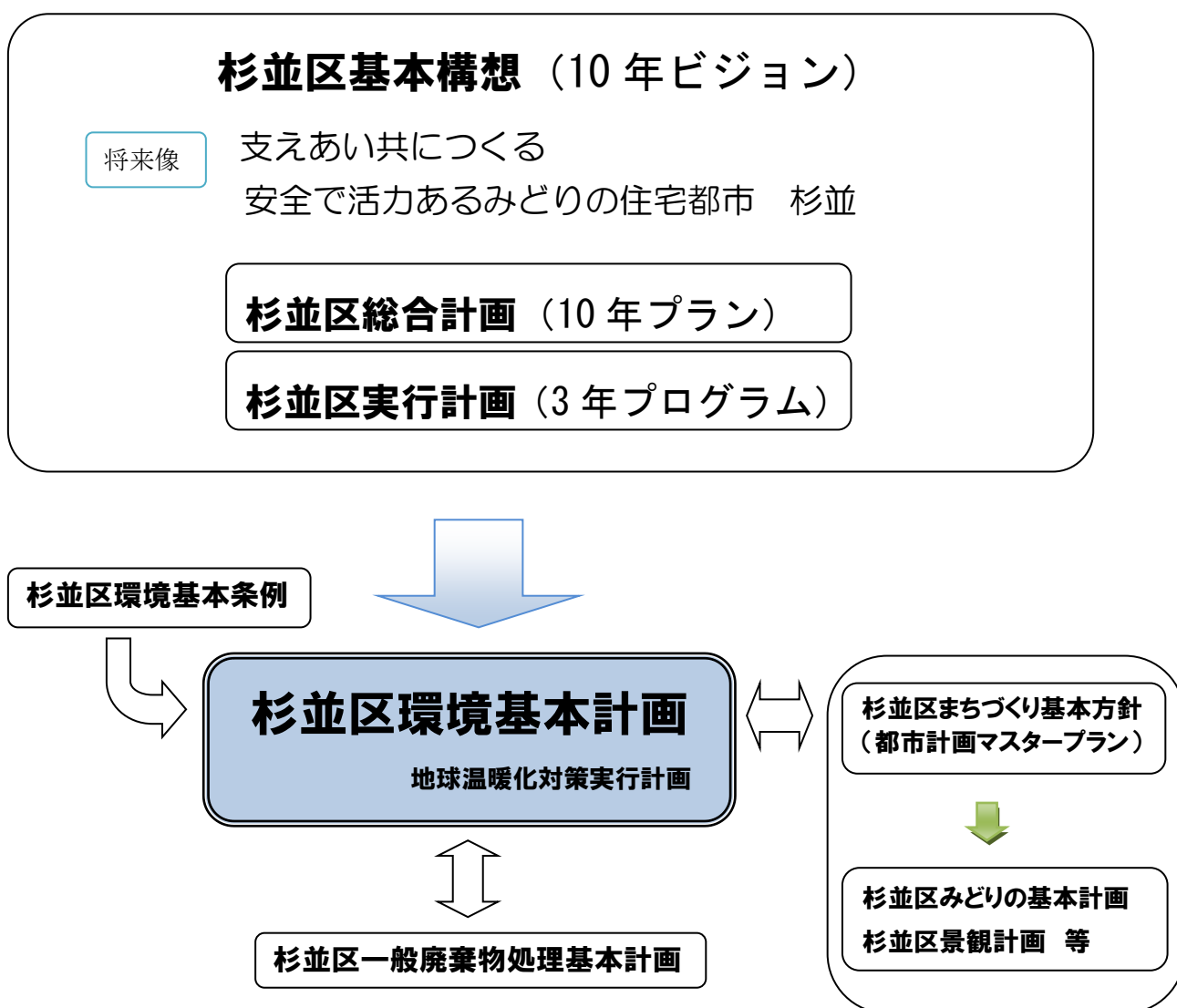
国においては、東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響を踏まえ、平成26年4月にエネルギー政策の基本的な方向性を示した「エネルギー基本計画」を策定し、平成27年7月には、「長期エネルギー需給見通し」を決定しました。地球温暖化対策については、パリ協定の採択を受けて温室効果ガスの削減目標等を含む「地球温暖化対策計画」を平成28年5月に閣議決定し、環境基本計画についても、第5次計画の策定に向けた議論が行われています。

東京都は、平成28年3月に策定した「東京都環境基本計画」において、国の温室効果ガス削減目標を上回る目標値を設定するなど、「世界一の環境先進都市・東京」を目指して取り組んでいます。

こうした中、これまでの取組の成果や課題を検証し、杉並区環境基本計画の改定を行うこととしました。

2-1 計画の位置づけ

- 杉並区環境基本計画は、杉並区環境基本条例第9条に基づき、地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、もって地球環境の保全にも貢献していくための計画であり、区民、事業者が取り組むべき項目を示した環境配慮行動指針により構成するものです。
- 杉並区基本構想に定める杉並区の将来像「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」の実現に向けた環境分野における計画であり、区の環境施策を展開していくための基本的方向性を示すものです。



2-2 計画の期間

本計画の期間は、杉並区総合計画の計画期間との整合を図るため、平成30年度から平成33(2021)年度までとします。

今後、杉並区総合計画の改定や国・東京都の動向など社会情勢の変化にあわせ、必要な改定を行います。

2-3 計画の対象

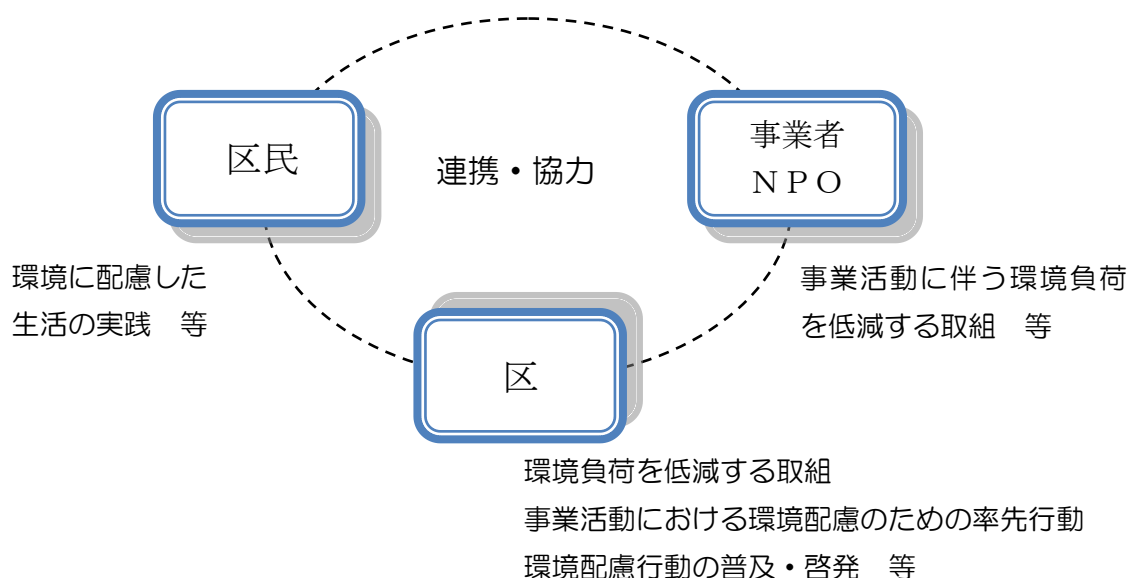
対象地域は、区内全域とします。

対象範囲は、以下のとおりとします。

- 地球環境：地球温暖化防止、オゾン層の破壊防止、
エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用、ごみの減量
- 生活環境：公害の防止
- 都市環境：良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全
- 自然環境：水・みどり・動植物の保全、
人と自然との豊かなふれあいの確保
- その他環境への負荷の低減に関すること

2-4 計画の実施主体

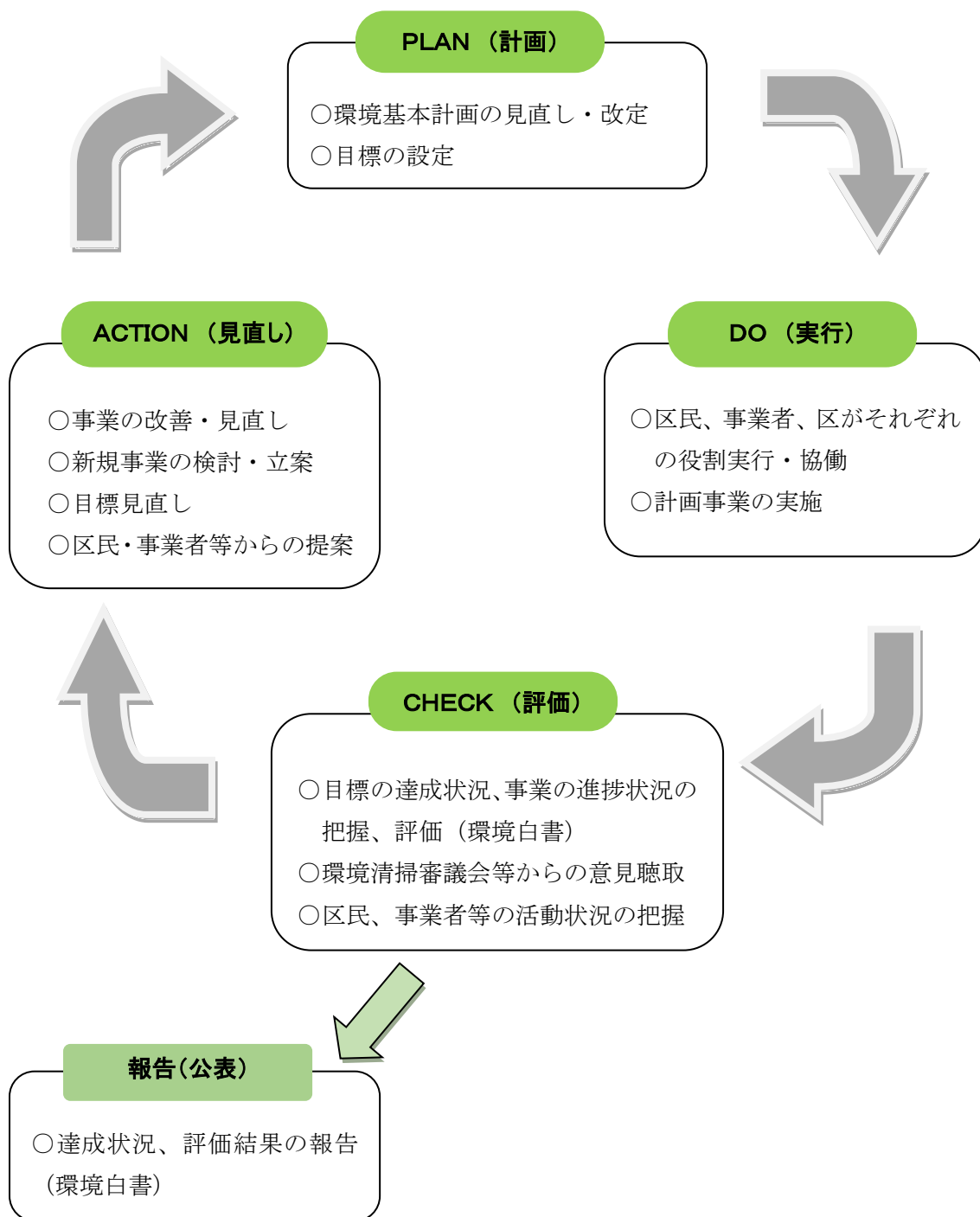
環境問題の解決には、区民、事業者、NPO、区それぞれが役割と責任を分かち合い、取組を進めていくことが必要です。



2-5 計画の進行管理

計画を確実に推進していくためには、目標達成に向けた事業の実施状況をはじめ、区民・事業者・行政、それぞれの取組状況を定期的に点検・評価し、その内容や成果を踏まえ、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

そこで、本計画は、以下の「PDCAサイクル」に基づき、計画の継続的な点検・評価・見直しを行っていきます。



進行管理の方法と具体的内容については、以下のとおりとします。

【計画（PLAN）】

環境基本計画は、各事業の点検・評価結果や目標の達成状況及び見直しの結果を踏まえ、必要な改定を行います。

【実行（DO）】

区は、第4章で示した取組を実施するとともに、「一般廃棄物処理基本計画」「みどりの基本計画」「杉並区景観計画」等、本計画の関連計画に基づく事業を実施します。

区民、事業者は第5章の「区民・事業者・NPOの行動指針」を行います。

区民、事業者・NPO、区が、連携・協働し、取組を進めていきます。

【評価（CHECK）】

各事業の実施状況や区民、事業者の活動状況を踏まえ、5つの基本目標の達成状況を確認・評価します。その際、行政データに加えて、区民、事業者、NPOなど各主体の取組状況の情報に基づいて進捗状況を把握します。点検・評価にあたっては、杉並区環境清掃審議会等からの意見を踏まえ、計画の達成度、進捗状況等を確認しながら進めます。

達成状況、評価結果については、「杉並区環境白書」としてまとめ、区公式ホームページ等を通じて公表します。

【見直し（ACTION）】

評価結果に基づき、既存事業の見直し、新規事業の検討を行うとともに、目標の見直しを行います。

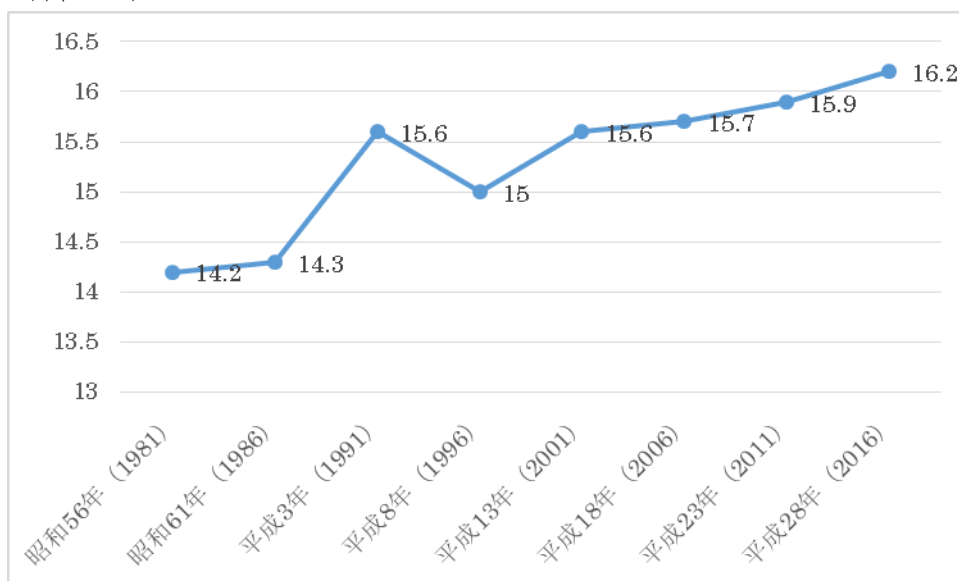
第 2 章 杉並区の環境の現状と課題

(1) 地球温暖化防止対策

私たち人間の活動の拡大に伴って二酸化炭素等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されることで、地球が過度に温暖化する恐れが生じています。気候変動は、農林水産業、生態系、水資源、人の健康などに影響を与えることが予想され、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題として、地球温暖化防止対策に取り組んでいく必要があります。

【平均気温の推移】

(単位：℃)



出典：気象庁ホームページ（練馬観測所データ）

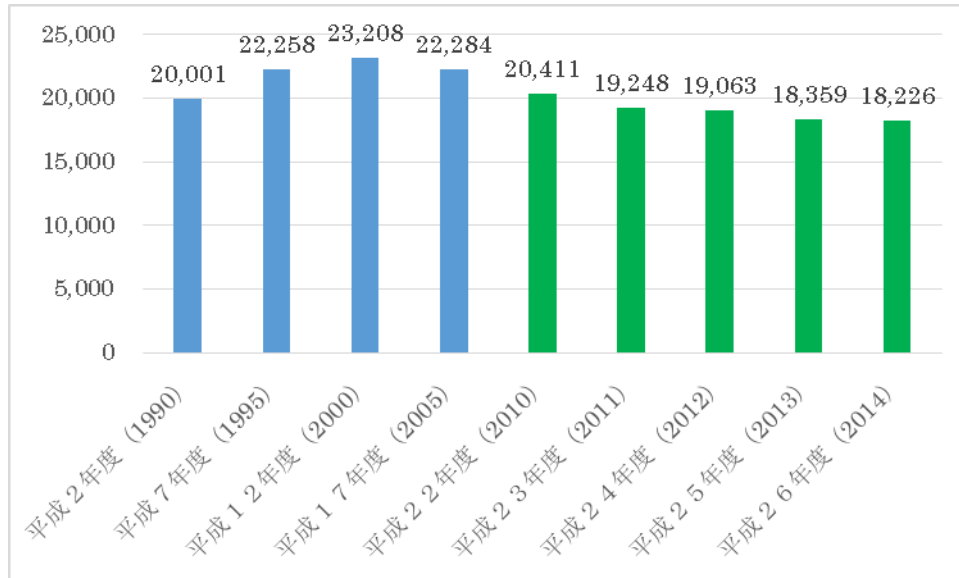
区は、地球温暖化防止への取組として、太陽光発電機器や家庭用燃料電池などの低炭素化推進機器の設置助成や省エネ相談窓口の開設などにより、家庭を中心とした再生可能エネルギーの普及と省エネルギーの推進に努めてきました。

また、大規模災害が発生したときにエネルギーで困らない地域分散型のエネルギー社会を構築するため、平成27年度から震災救援所（区立小中学校等）に太陽光発電機器と蓄電池の設置を行ってきており、平成30年度までに36所への設置を予定しています。

東日本大震災後の区民の省エネ意識の高まりと定着という要素もありますが、杉並区全体のエネルギー消費量については、平成33(2021)年度の目標値である18,370TJを平成27年度（平成25年度実績）に達成し、平成28年度（平成26年度実績）は18,226TJまで減少しており、再生可能エネルギー及び家庭用燃料電池による発電量の割合も増加しています。

【杉並区のエネルギー消費量の推移】

(単位：TJ)

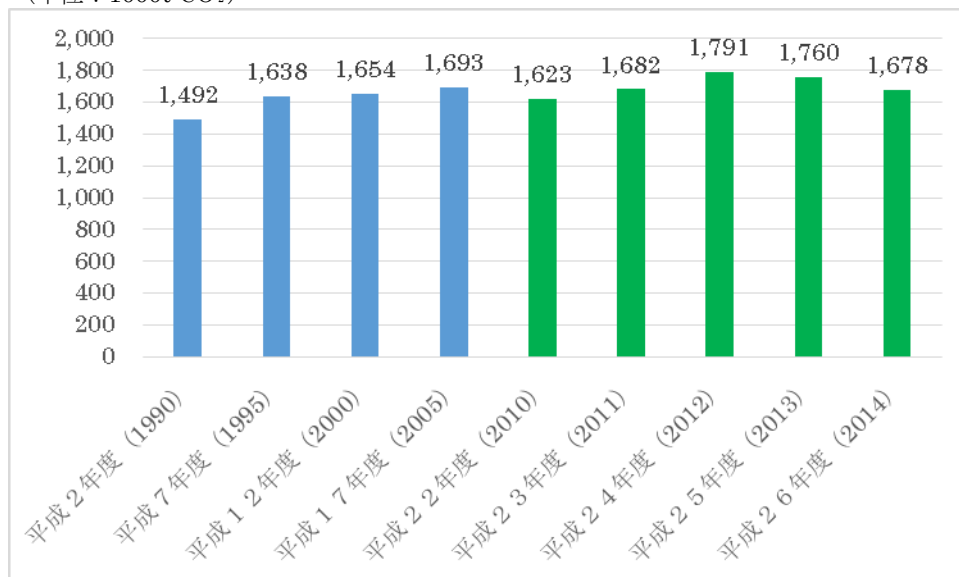


出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」算定

一方、二酸化炭素排出量については、東日本大震災後、火力発電による電力供給が増えたため、二酸化炭素排出係数が上昇したことにより、エネルギー消費量が減少しても二酸化炭素排出量は増加するという傾向が見られましたが、企業努力や省エネ機器の普及などもあり、平成28年度(平成26年度実績)は、前年度比で4.6%の減となっています。

【杉並区の二酸化炭素排出量】

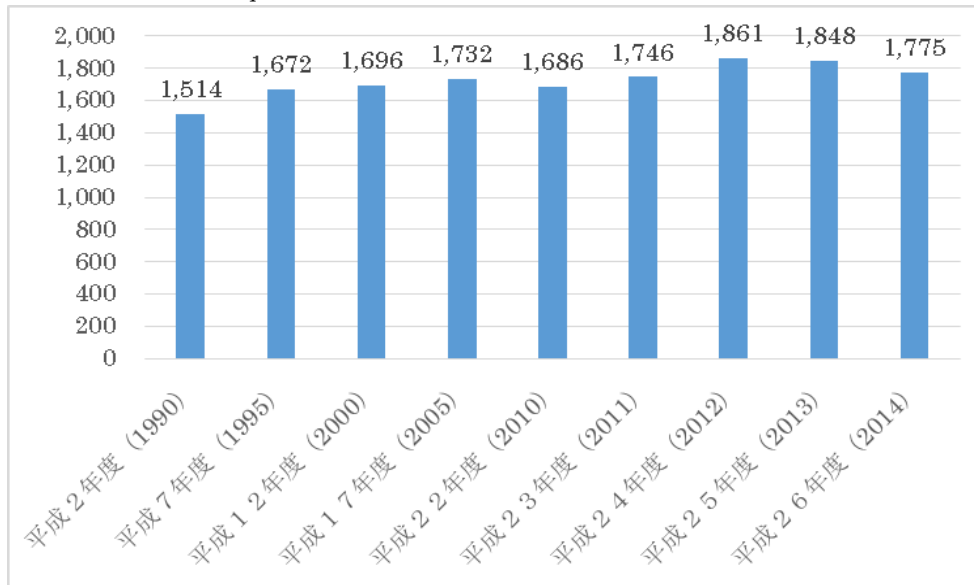
(単位：1000t-CO₂)



出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」算定

【杉並区の温室効果ガス排出量】

(単位：1000t-CO₂eq)



出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」算定

【杉並区における平成26年度の温室効果ガス（ガス種別）】

(単位：1000t-CO₂eq)

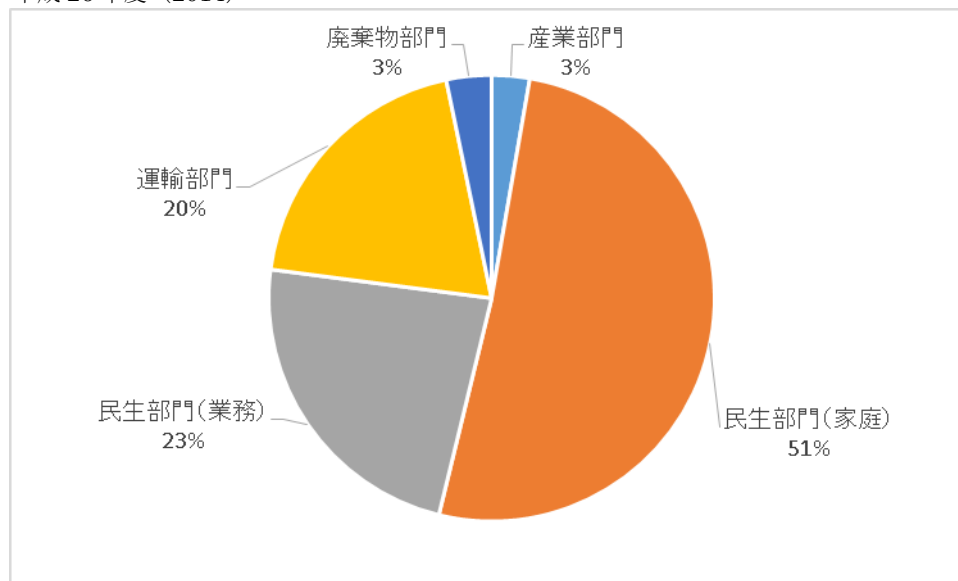
二酸化炭素(CO ₂)	1,678	(94.5%)
メタン(CH ₄)	2	
一酸化二窒素(N ₂ O)	7	
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	87	
パーフルオロカーボン類(PFCs)	0	
六ふっ化硫黄(SF ₆)	1	
三ふっ化窒素(NF ₃)	0	
合 計	1,775	

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」算定

地球温暖化対策は、社会を構成する各主体がそれぞれの立場で取り組んでいく必要があります。加えて、住宅都市としての特徴を持つ杉並区としては、エネルギー消費量の約7割を占める家庭部門・業務部門において、如何にして更なる省エネルギーを進めていくかが課題となっています。また、燃料電池自動車や電気自動車などの環境性能の高い自動車の普及促進や、人や物の移動に伴うエネルギー消費の削減が引き続き大きな課題です。

【杉並区におけるエネルギー消費量の部門別割合】

平成 26 年度 (2014)



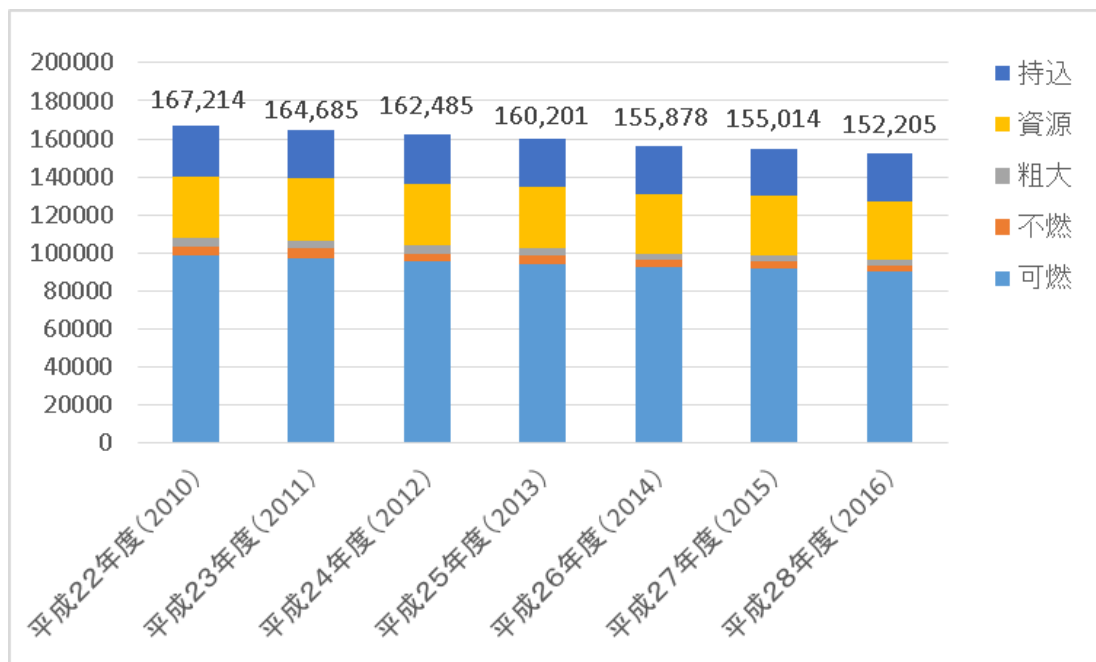
出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」算定

(2) ごみ・資源

資源の過剰消費や、廃棄物の排出によって生じる環境負荷は、現在の私たちの経済活動や生活環境に悪影響を及ぼすだけでなく、将来世代にも負の遺産を残すことになります。持続可能な社会を実現するためには、資源を有効活用し、廃棄物をできるだけ少なくする「循環型社会」の実現を目指さなければなりません。

【ごみ・資源収集量の推移】

(単位：t)



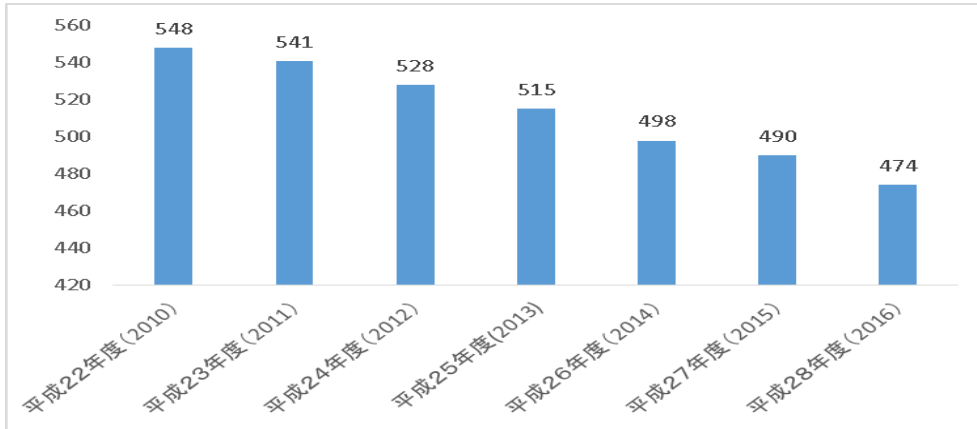
出典：杉並区環境白書

区は、ごみの減量とリサイクルを推進する取組として、生ごみの水切りによる減量プロジェクトやNPOとの協働提案事業のほか、ごみ出しアプリの配信やごみ集積所への外国語対応看板設置などにより、ごみの減量に努めてきました。また、粗大ごみ・不燃ごみに含まれる金属類の資源化や小型家電15品目の拠点回収、集団回収への支援拡充などにも取り組んできました。

これらの取組により、区民一人1日当たりのごみ排出量は着実に減少しており、平成28年度実績は474gで6年連続23区中最少となっています。しかし、資源回収率については、平成33(2021)年度までに33%に引き上げるという目標の達成は厳しい状況にあります。

【区民一人1日当たりのごみ排出量の推移】

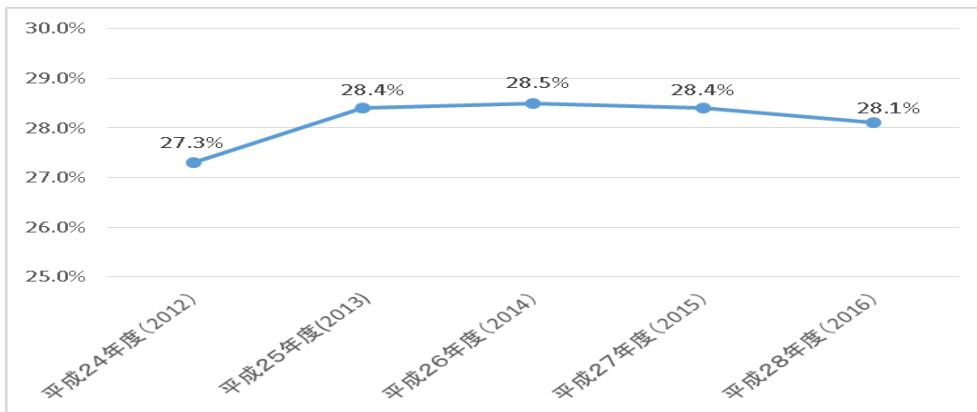
(単位：g)



※区民一人1日当たりのごみ排出量： 年間可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ量÷人口÷365日

出典：杉並区環境白書

【資源回収率】

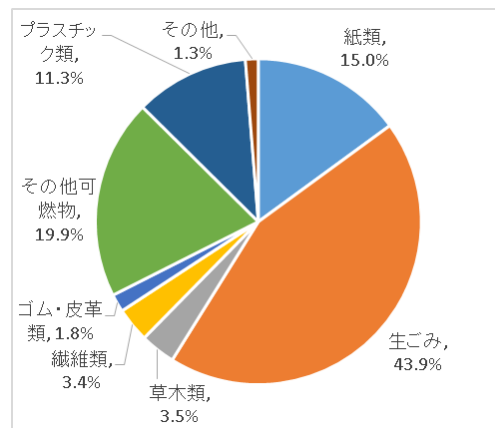


※資源回収率： 資源回収量÷(区ごみ収集量+資源回収量)

出典：杉並区環境白書

更なるごみの減量と資源化を進めるためには、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））の推進と家庭ごみの約4割を占める生ごみの減量と食品ロスの削減が重要です。引き続き、ごみと資源の分別を徹底することは重要であり、特に、外国人や若年層に向けた普及啓発の取組が欠かせません。

【家庭ごみの排出状況（可燃ごみ）】

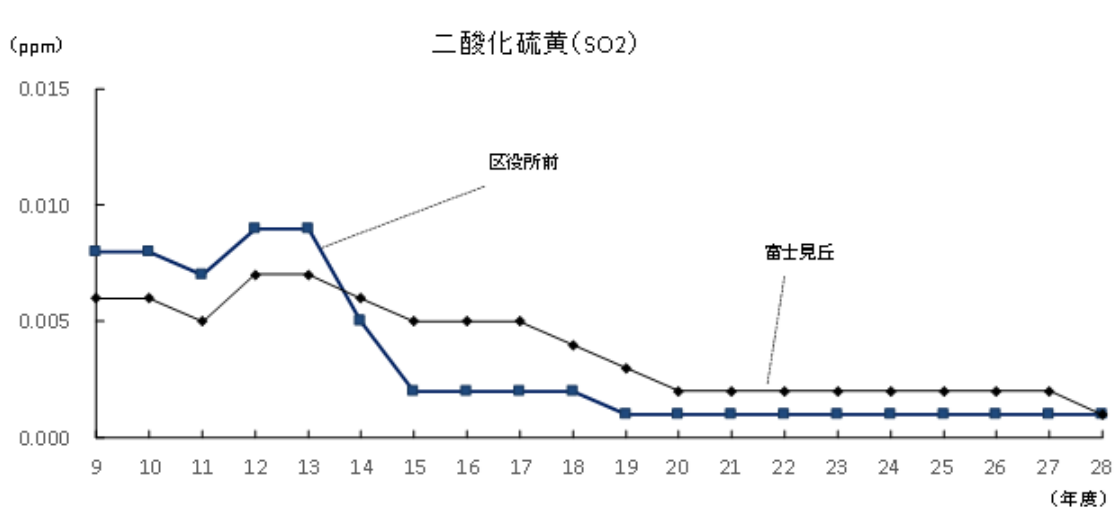


出典：平成27年度家庭ごみ排出状況調査

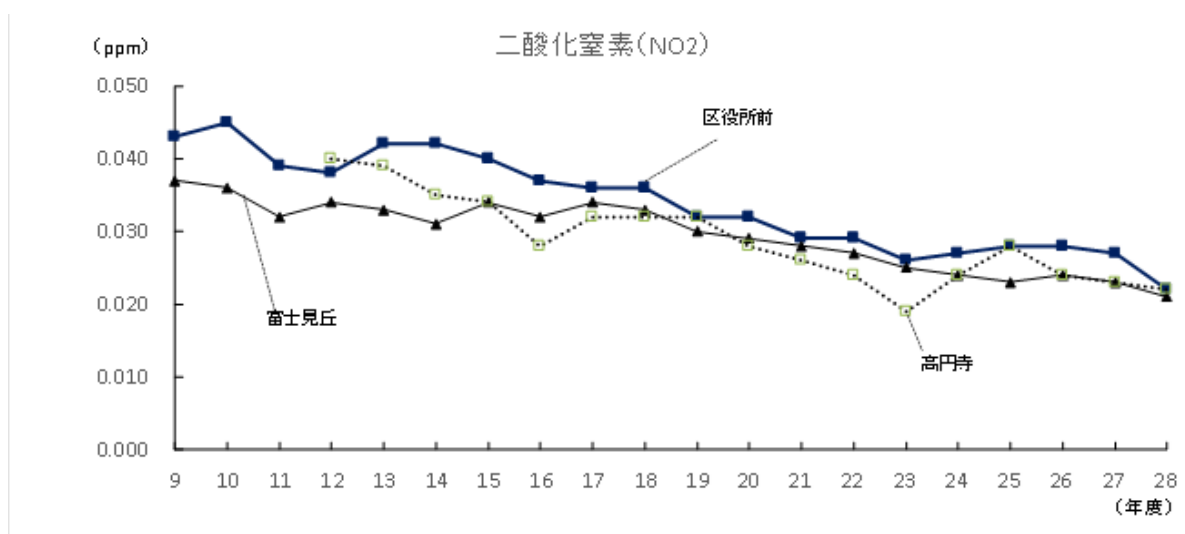
(3) 大気汚染・化学物質・水質

大気汚染に関しては、工場・事業所のばい煙などに対する規制強化や自動車排出ガス対策としてのディーゼル車規制の実施によって、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質などの大気汚染物質は環境基準を達成し、大幅に改善されてきています。微小粒子状物質（PM_{2.5}）についても、区内の測定室2か所の平成27年度平均値は、それぞれ13.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、14.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、環境基準15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回っています。しかし、光化学オキシダントの平均濃度は横ばい状況で、夏になると依然として光化学スモッグ注意報が発令されています。

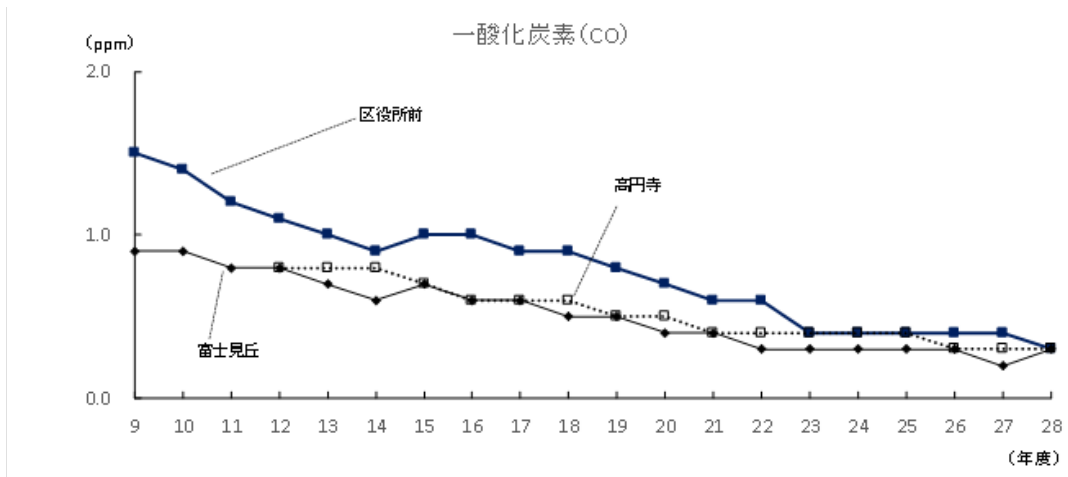
【大気汚染物質の経年変化】



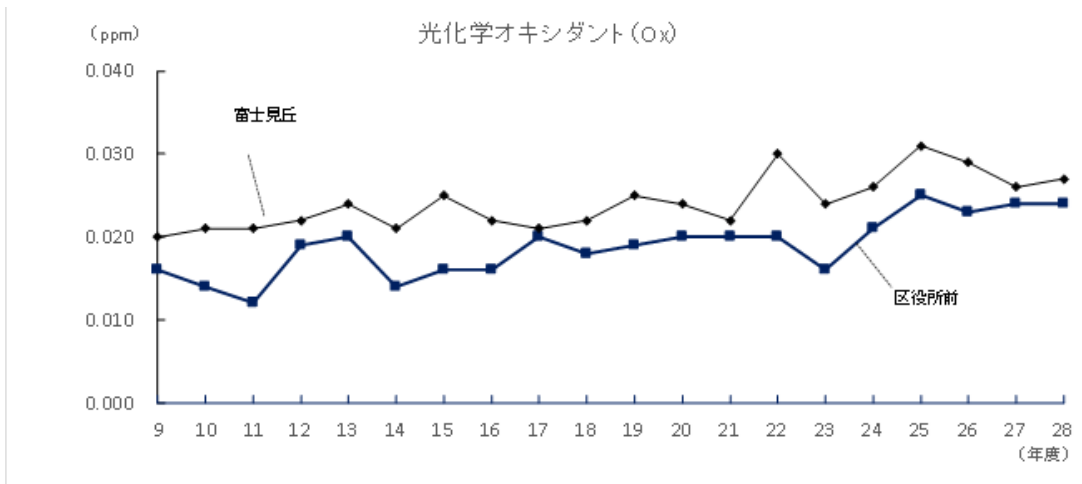
出典：杉並区環境白書



出典：杉並区環境白書



出典：杉並区環境白書

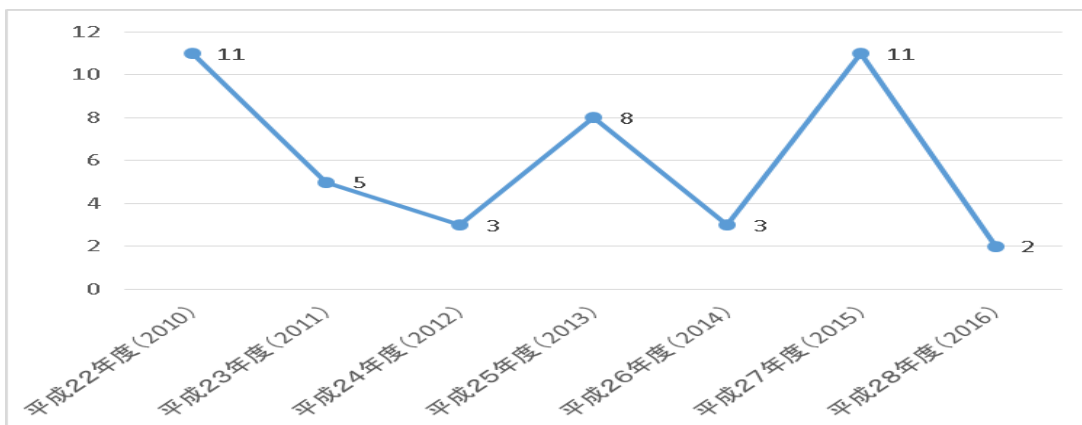


出典：杉並区環境白書

【光化学スモッグ注意報発令回数の経年変化】

※杉並区が含まれる区西部地域の発令回数

(単位：回)



出典：杉並区環境白書

大気汚染の要因としては、自動車などの移動発生源、工場・事業場などの固定発生源など様々な発生源があり、特に光化学オキシダント対策やPM_{2.5}対策については国や都による総合的・広域的な対策と連携が不可欠です。

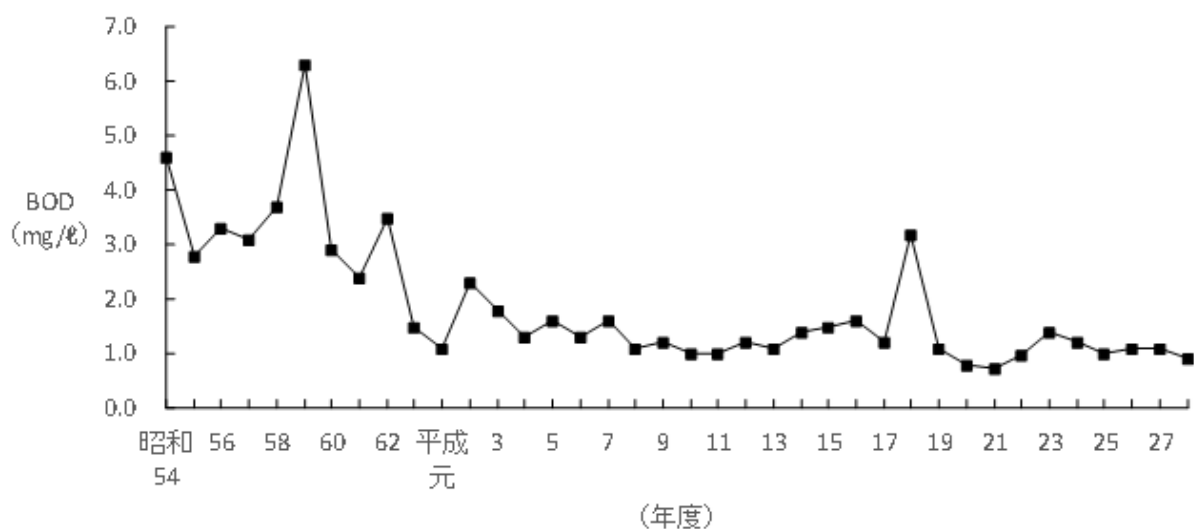
杉並区は工場などの少ない住宅都市であり、自動車に起因する大気汚染を低減することが対策の中心となります。低公害車の普及、徒歩や自転車、公共交通機関の利用の促進による自動車交通量の削減などにより自動車からの排出ガス低減を進めることが重要です。自転車利用環境向上のため、自転車駐車場整備や放置自転車対策に取り組んできましたが、自転車利用促進に向けては、安全で快適な自転車通行環境の確保が必要です。

また、アスベストについては、東京では使用の可能性がある建築物の解体工事がピークに達し、2050年頃まで同程度で推移することが見込まれており、アスベスト飛散防止対策の徹底が必要です。

化学物質については、区は、取扱事業者に対し、定期的な適正管理化学物質の使用量等の報告を求め、より安全な化学物質への転換や排出量削減などの指導を行ってきました。光化学オキシダントの要因ともなるVOC(揮発性有機化学物質)については、区内における主な発生源であるガソリンスタンド、クリーニング店、印刷業、塗装業などの事業者に対し、排出量削減に向けた啓発を行ってきましたが、より一層の排出抑制が課題となっています。

区内を流れる3河川のBOD(生物化学的酸素要求量)は、いずれも環境基準を達成しています。しかしながら、下水道が合流式で整備されているため、大雨時には下水の一部が河川に流出し水質汚濁を引き起こしており、水質改善には、合流式下水道の改善が課題です。

【神田川(乙女橋)のBOD経年変化】



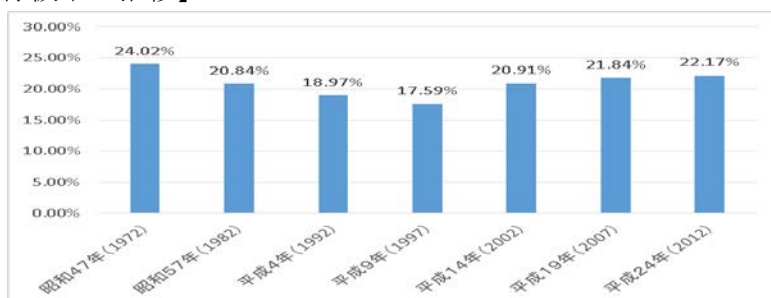
出典：杉並区環境白書

(4) 自然環境・みどり

みどりは、暮らしに安らぎと潤いを与えるとともに、生態系の保全、大気の浄化、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の保全や防災面での効用など大きな役割を果たしています。

杉並区では、都市化が進展する中、農地の宅地化等により緑被率は減少を続けてきましたが、平成9年度を境に徐々に増加に転じ、平成24年度には22.17%まで回復しました。しかし、宅地開発や相続発生時の敷地の細分化に伴う樹木の伐採等により、屋敷林などのまとまったみどりが減少しています。

【緑被率の推移】



※平成14年度調査から測定方法が変わり、航空写真をパソコンに取り込み、座標計算により緑被面積を計測している。

※緑被率： 上空から見て、樹木や草地などの緑で被われた面積が区全体の面積に占める割合のこと。

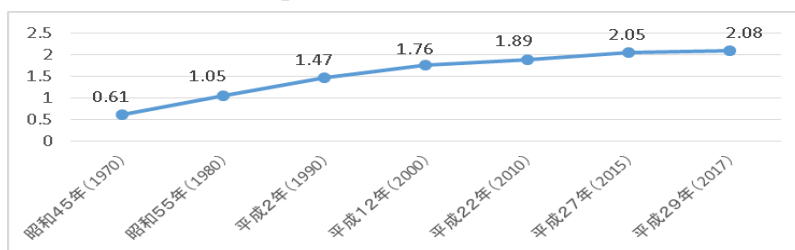
出典：杉並区環境白書

杉並区においては、みどりの約7割を民有地のみどりが占めており、公共のみどりの保全・創出とともに、民有地のみどりを守り、育てることが重要です。

区は、これまで公園整備を着実に進め、区民一人当たりの公園面積を増やすとともに、公共施設・公共空間における緑化や民有地の生け垣や屋上・壁面緑化、樹木・樹林の維持経費の一部助成、建築時の緑化指導を行ってきました。拠点となる大規模な公園などのみどりを、河川や幹線道路などのみどりでつなぎ、さらに、屋敷林や農地、学校のみどりを、生け垣や庭先のみどりとつなぐ「みどりのベルトづくり」は、区民・事業者・行政が連携して取り組んでいます。

【一人当たりの公園面積】

(単位：㎡/人)



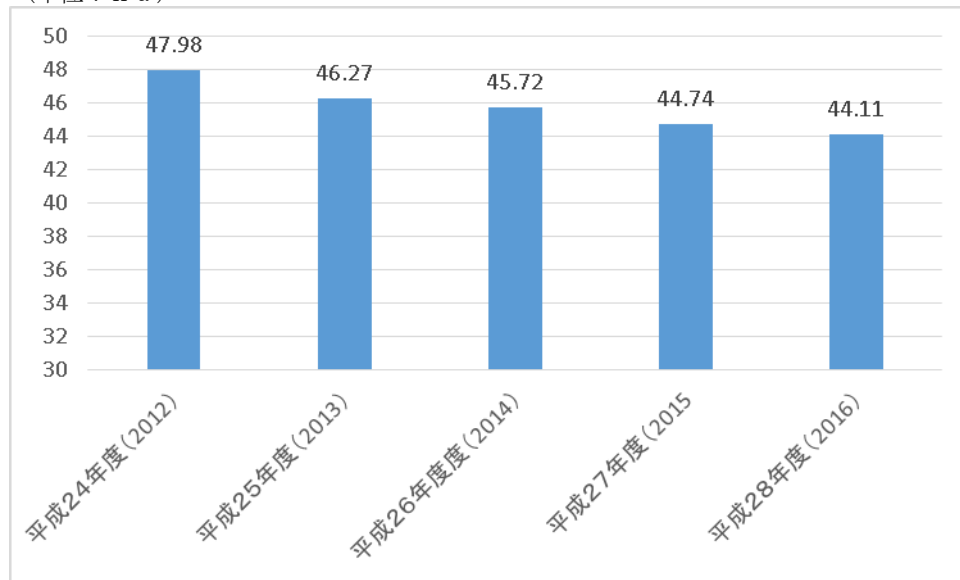
※一人当たりの公園面積： 区民一人当たりの都区立公園面積＝公園緑地等面積÷人口。

出典：杉並区環境白書

農地については、相続や後継者の不足などで減少傾向にあり、屋敷林などについても個人で守り続けるには限界があります。所有者の負担軽減や地域との協働による保全が課題となっています。

【農地面積の推移】

(単位：h a)



出典：杉並区環境白書

また、樹木繁茂による道路や隣地への越境など、管理が適切に行われていない事例も見受けられます。

区民等との協働によるみどりの保全・創出は、花咲かせ隊や公園育て組といったボランティア活動など、区民が主体のまちなかにみどりを増やす取組が広がりを見せています。

自然生態系保全に向けては、生物多様性に配慮した公園づくりや、希少植物の自生地の保全、ハクビシンなどの外来鳥獣の防除に取り組んできました。

また、杉並の自然環境の実態を把握し、保護に役立てるため、区民参加による自然環境調査を定期的実施してきており、今後も継続していくことが重要です。

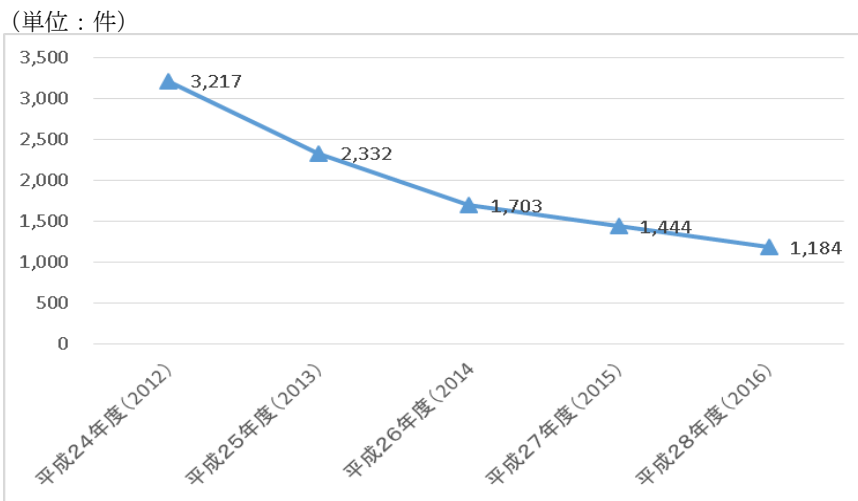
なお、接道部緑化率や緑被率は、区全体の比率だけでなく、地域やゾーンにも着目し、地域特性を活かした施策を展開していく必要があります。

(5) 環境美化

杉並区は、「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」に基づき、区内全域で歩きたばこや吸い殻のポイ捨てを禁止しており、各種イベント等の機会を利用した普及啓発と区内全域での巡回パトロールの実施により、歩行喫煙やポイ捨ての状況は改善しつつあります。一方、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、国や東京都において、受動喫煙対策として建物内での禁煙などが検討されているところであり、屋内での喫煙が制限された場合は、屋外への影響が懸念されています。

また、清潔で快適なまちにするため、町会・自治会、事業者などによる自主的な取組として、地域の清掃活動が行われています。

【路上喫煙防止指導件数の推移】



出典：杉並区環境白書

近年、空き家・空き地の増加は社会問題にもなっています。樹木繁茂やごみの放置など、敷地の不適正な管理による周辺環境への悪影響も生じています。美しく清潔なまちづくりには、行政等による敷地の適正管理を促すルールを周知徹底に加え、区民一人ひとりが自覚を持って、マナーの向上に努めていくことが必要です。

個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組では、「杉並区景観条例」に基づく「杉並区景観計画」を平成28年6月に改定しました。区は、良好な景観づくりに向けて、景観計画に基づく建築物の届出や事前協議制度を通じた良好な景観形成の誘導を行い、商店街のカラー舗装化や区道の無電柱化などを進めてきましたが、景観計画でも指摘されているように、まちづくりの動きへの対応とともに、引き続き、屋敷林や農地など自然・歴史的景観の保全・活用が課題となっています。

(6) 環境学習

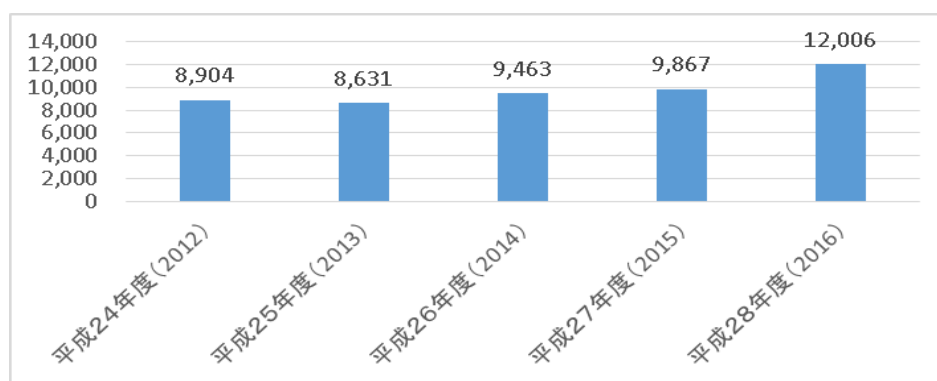
地球環境を保全し、よりよい環境を次世代に引き継ぐためには、私たち一人ひとりが暮らしと環境の関わりについて、理解と関心を深め、環境問題に主体的に取り組むことが必要です。

小中学校では、ごみ・資源、自然・生命、エネルギー・地球温暖化などの環境教育に取り組んでいます。区では、小学校や保育園などへの出前学習、小中学生環境サミット、環境団体との協働による環境講座や自然観察会などを実施してきました。こうした取組は、環境に対する意識を子どものころから高めることに役立っており、子どもから親への波及効果も期待できます。

一方、成人への環境教育・環境学習の機会の提供及び参加には課題があります。行政のみならず区民、事業者、NPOなどの多様な主体による、幅広い層の区民が参加しやすく、環境配慮行動へとつながっていくような創意工夫のある講座・講演会の開催が望まれています。

【環境講座・講習会参加人数】

(単位：人)



※杉並区立環境活動推進センター・あんさんぶる荻窪での開催実績

なお、環境教育・環境学習を拡充していくためには、それを支える環境コーディネーターや環境サポーターといった人材の育成が不可欠です。

環境問題を解決するためには、区民、事業者、NPO、区がともに考え、行動しなければなりません。そのためには、環境に関する情報の共有が不可欠であり、広報すぎなみやホームページなどを活用した積極的な情報提供が必要です。

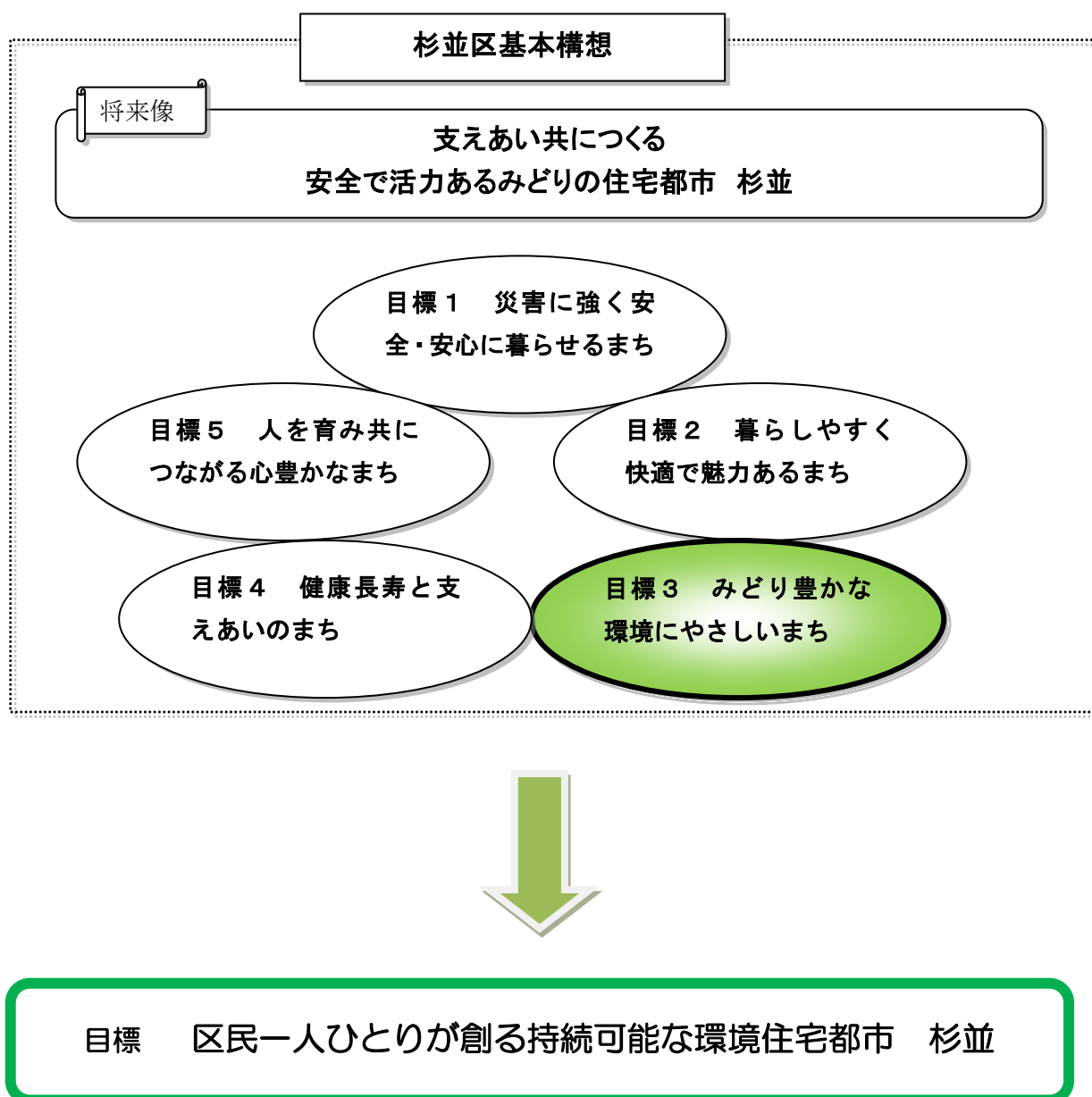
環境団体に対しては、NPO支援基金による活動資金の助成やすぎなみ協働プラザでの相談対応と情報提供を通じて団体運営の支援を行ってきました。また、団体の交流及び連携の推進は、環境活動推進センターが担っています。

環境活動推進センターは、環境に関する情報収集や情報交換、交流などの活動の機会と場を提供するとともに、環境講座・講習会・イベントの開催、学校における環境学習への支援なども行ってきました。今後は、環境活動の拠点として、近接する杉並清掃工場の環境学習機能との連携強化を図っていく必要があります。

第 3 章 計画の目標と体系

3-1 計画の目標

杉並区総合計画・実行計画の環境分野の目標である「みどり豊かな環境にやさしいまち」を達成していくためには、行政はもとより、区民、事業者など、都市で生活し活動する全ての主体が力を合わせて環境に配慮した行動に取り組まなければなりません。そして、良好な環境に恵まれたまちを将来の世代に引き継いでいくことをめざし、「区民一人ひとりが創る持続可能な環境住宅都市 杉並」を引き続き目標に掲げ、その実現をめざします。



「区民一人ひとりが創る持続可能な環境住宅都市 杉並」 が実現した姿

環境への負荷が少なく持続的な発展が可能なまちづくりが進んでいます

- 太陽光発電システムなどの低炭素化推進機器の導入が進み、再生可能エネルギーの利用が拡大しています。
- 家庭用燃料電池などの省エネルギー機器の導入が拡大するとともに環境配慮の気運が醸成され、省エネルギー対策が進んでいます。
- 分別の徹底により、ごみの減量と資源の有効活用が進んでいます。

自然環境と人の営みが共存するまちの形成が進んでいます

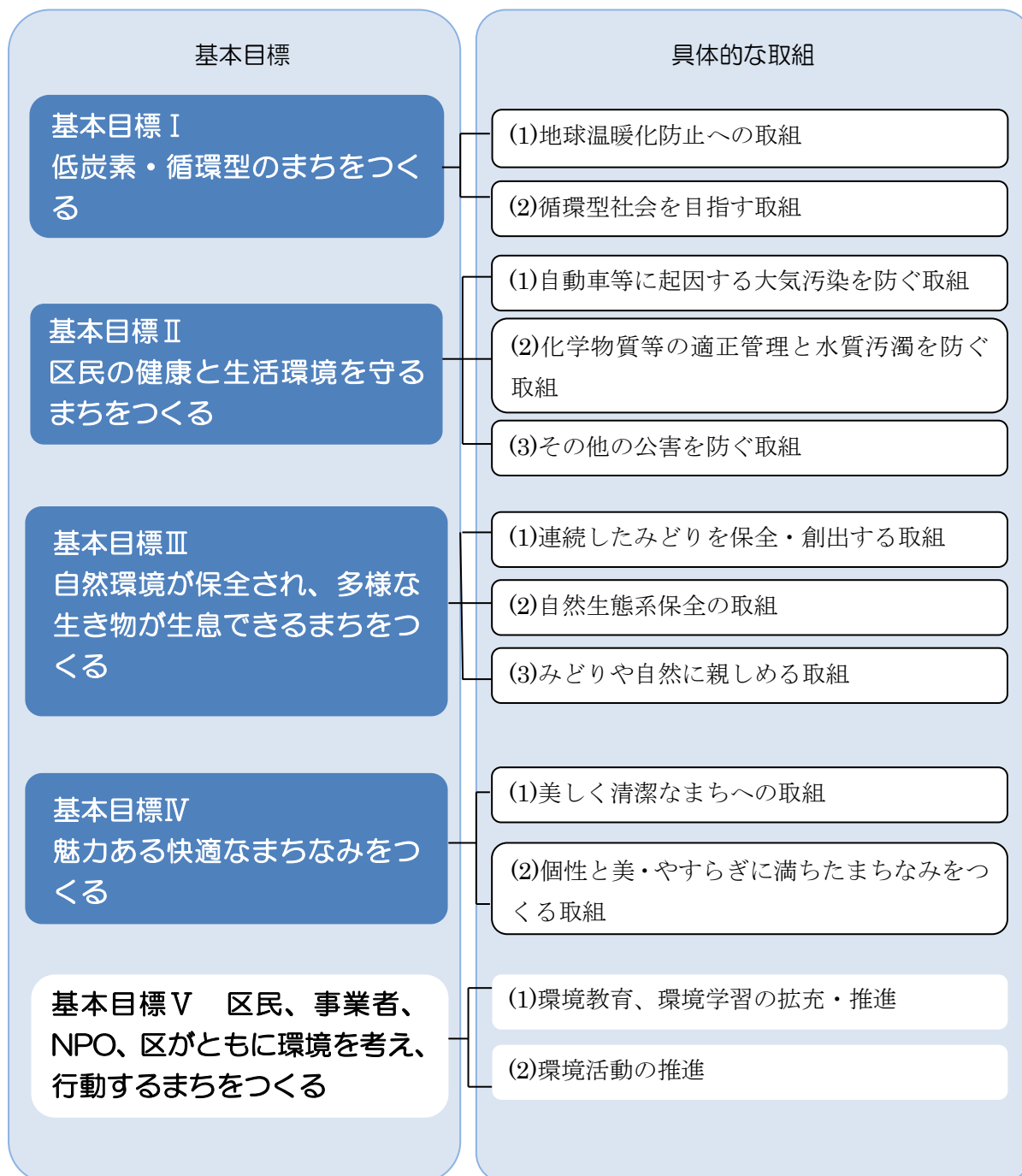
- 屋敷林や農地などの民間のみどり、街路樹や公園などの公共のみどり、河川沿いの水辺環境を守り育み、それらをつなげたみどりのネットワークづくりが進んでいます。

環境に関する様々な取組や自発的な行動が盛んになっています

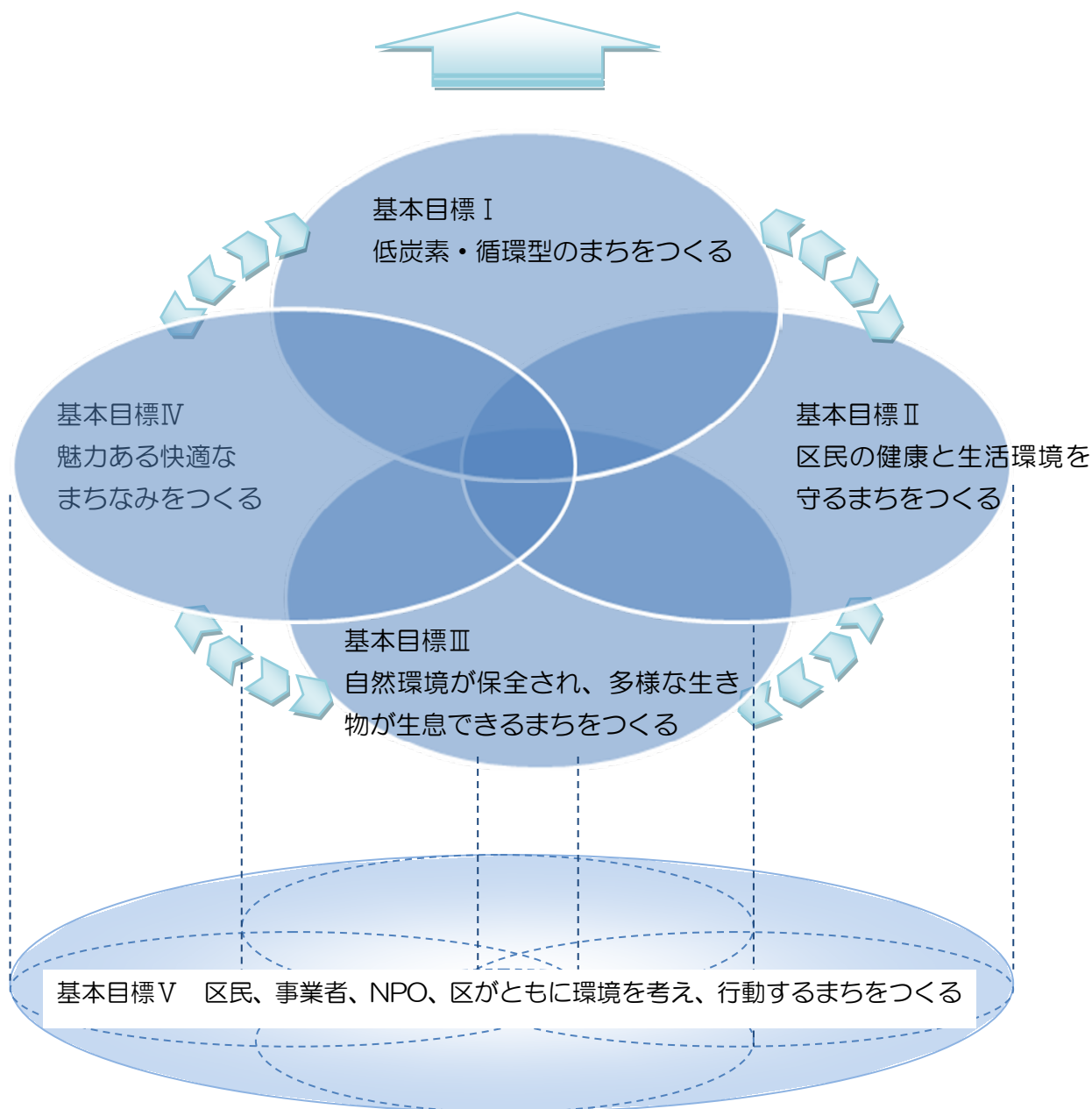
- 誰もが環境の視点で考え、共に行動する意識と気運が高まり、区民、団体、事業者が環境に関する取組や行動を盛んに行っています。

3-2 計画の体系

「区民一人ひとりが創る持続可能な環境住宅都市 杉並」の実現に向けて、基本目標と実施すべき具体的な取組について、以下のとおり定めます。



区民一人ひとりが創る持続可能な環境住宅都市 杉並



環境問題は相互に関連しており、環境問題解決のための対策も相互に関連しています。

本計画では、「持続可能な環境住宅都市 杉並」の実現に向けて、総合的に取組を展開していきます。

基本目標Ⅰ 低炭素・循環型のまちをつくる

(1) 地球温暖化防止への取組

太陽光発電機器の普及促進などによる再生可能エネルギーの活用拡大により、低炭素・自立分散型エネルギーの導入を進めます。なお、国連の持続可能な開発目標（SDGs）では、目標7「すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」のターゲットの一つに再生可能エネルギー割合を拡大させることを掲げています。

省エネルギーを推進するため、杉並区におけるエネルギー消費量の約7割を占める家庭部門・業務部門における取組に重点を置き、住宅の省エネルギー化の誘導・規制や効果的な省エネルギーの取組方法の紹介、相談窓口の開設などによる情報提供を行います。

また、地球温暖化対策と併せ、気象変動の影響への適応策として雨水流出抑制対策やヒートアイランド対策に取り組みます。

なお、本項は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（78ページ参照）としての性格を有するものです。

目標

杉並区全体のエネルギー消費量を平成22年度比で12%削減します。※1

区内の電力消費量に対する再生可能エネルギー及び家庭用燃料電池による発電量の割合を2%まで増やします。

区内の年間二酸化炭素排出量を平成17年度比で3.8%削減します。※2

指標名	基準値 (22年度)	目標値 (33年度)
エネルギー消費量	20,411TJ	17,962TJ ※1
電力消費量に対する再生可能エネルギー 及び家庭用燃料電池の発電量の割合	0.2%	2%
二酸化炭素排出量	(17年度) 1,693 千 t-CO ₂	※3 1,629 千 t-CO ₂

※1 目標値を達成したことによる上方修正値

※2 地球温暖化対策実行計画の短期目標

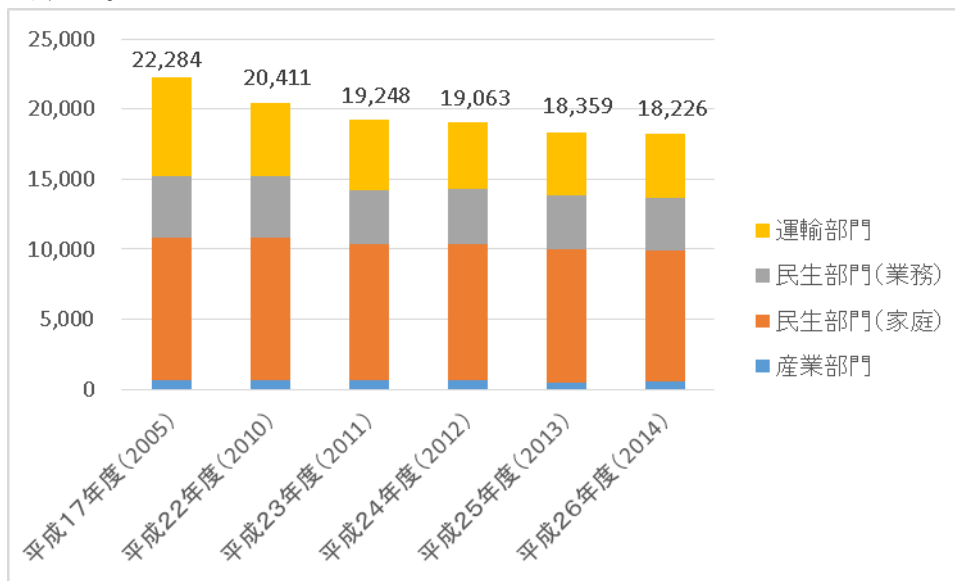
※3 電力由来の二酸化炭素排出係数は年度ごとに変動するため、参考値となります

目標の実現に向けた主な取組 56、57ページ参照

- 省エネルギー対策の推進
 - ・低炭素化推進機器等導入助成
- 区立施設における再生可能エネルギーの利用拡大
 - ・区立施設の更新時期に太陽光発電システムの導入を検討
- 区役所における省エネルギー対策の推進
 - ・施設設備の更新時における省エネ型機器類の導入
 - ・区役所本庁舎におけるコージェネレーションシステムの効率的な運用
- 次世代自動車の普及促進
 - ・電気自動車、燃料電池自動車等の普及啓発（充電設備の導入助成）
 - ・公用車への導入を検討

【区内の部門別エネルギー消費量の推移】

単位：TJ



出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」算定

【エネルギー政策】

東日本大震災を契機に、大規模災害が発生した時にエネルギーで困らない地域分散型のエネルギー社会を構築するとともに、省エネ・省資源の更なる推進を図るため、区では、環境基本計画のうちエネルギー分野を抜き出した「杉並区地域エネルギービジョン」を平成25年6月に策定し、課題解決に取り組んできました。

エネルギー政策は、環境保全や地球温暖化対策と密接な関係があることから、今後は、環境基本計画の一部に位置付けて取り組んでいきます。

(地域エネルギービジョンの達成状況等)

i 杉並産エネルギーの創出

- ・ 省エネルギーの分野では、杉並区全体のエネルギー消費量を平成22年度比で平成33(2021)年度までに10%削減するとした目標に対し、平成28年度(平成26年度実績)は10.7%の削減を達成しています。
- ・ 創エネルギーの分野では、区内の電力消費量に対する再生可能エネルギー及び家庭用燃料電池による発電量の割合を平成33(2021)年度までに2%とする目標に対し、平成28年度(平成26年度実績)は1.3%となっています。
- ・ 蓄エネルギーの分野では、震災救援所に太陽光発電機器と蓄電池を平成27年度と28年度の2年間で27所に設置し、平成29年度は7所への設置を予定しています。

ii スマートコミュニティづくりの推進

- ・ クリーンエネルギーの普及啓発を目的に、燃料電池自動車1台を導入するとともに、電気自動車等の次世代自動車の普及を促すため、急速充電設備を高井戸地域区民センター駐車場に設置しました。
- ・ スマートコミュニティづくりについては、既成市街地での手法が確立されておらず、インフラ整備を含めて課題が多いことから、引き続き先進事例の情報収集等を行っていくこととします。

iii 区民へのわかりやすい情報提供と自主的な参加促進の仕組みづくり

- ・ NPO等との協働により、省エネ相談を実施しています。
- ・ 環境活動推進センターでは、エネルギー問題等を題材とした区民向け環境講座等の開催や環境団体への活動支援を行っています。

(2) 循環型社会を目指す取組

ごみ・資源の分別の徹底や生ごみの減量によって、資源を有効活用し、廃棄物をできるだけ少なくすることで、持続可能な社会を築いていきます。ごみの減量、資源の分別には区民一人ひとりの理解と協力が不可欠であるため、様々な情報媒体を活用して分かりやすい情報提供を行います。

更なるごみの減量を進めるため、家庭から排出されるごみ全体の約4割を占める生ごみの減量に取り組むとともに、食品ロスの削減に向けた取組を区民、事業者、NPOと一体となって進めていきます。なお、廃棄物の減量や食品ロスの減少などについては、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の目標12「持続可能な生産消費形態を確保する」のターゲットとして掲げられているものです。

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の一層の推進のため、発生抑制に重点を置きつつ、粗大ごみ・不燃ごみからの金属類の資源化、集団回収への支援に取り組めます。

災害廃棄物の適正処理の方向性については、東京都や近隣区との連携などを検討していきます。

目標

区民一人1日あたりのごみ排出量を450gまで減らします。*

資源回収率を33%まで増やします。

指標名	基準値（28年度）	目標値（33年度）
区民一人1日あたりのごみ排出量	474g	450g*
資源回収率	28.1%	33%

※これまでの実績を踏まえ、計画値を見直したことによる上方修正。

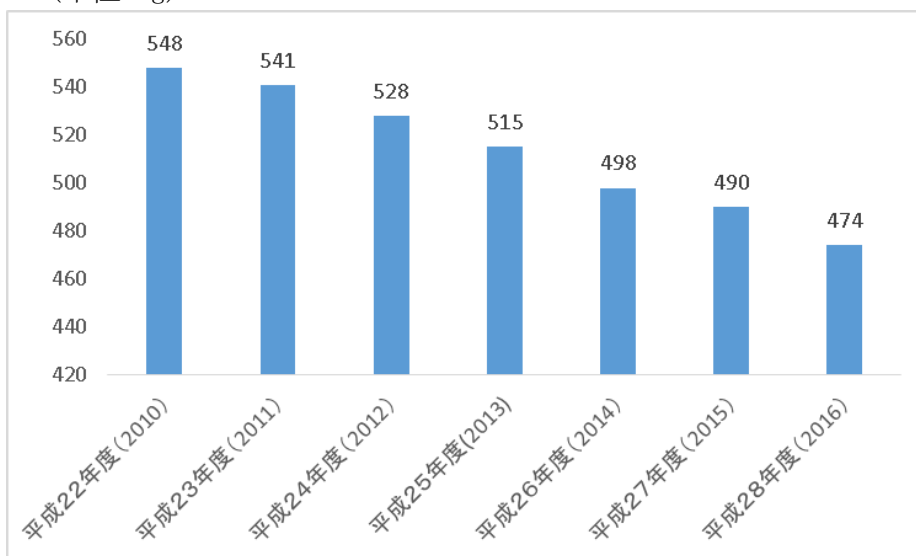
目標の実現に向けた主な取組

57、58ページ参照

- 食品ロスの削減
 - ・消費者、事業者、環境団体等と連携した「杉並もったいない運動」の推進
 - ・フードドライブの実施
- 不燃ごみの資源化の推進
 - ・不燃ごみの金属類を再生利用
 - ・陶磁器等の再資源化を検討
- 小型電子機器リサイクルの推進
 - ・「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」への参加などによる小型電子機器リサイクルの推進

【区民一人1日当たりのごみ排出量】

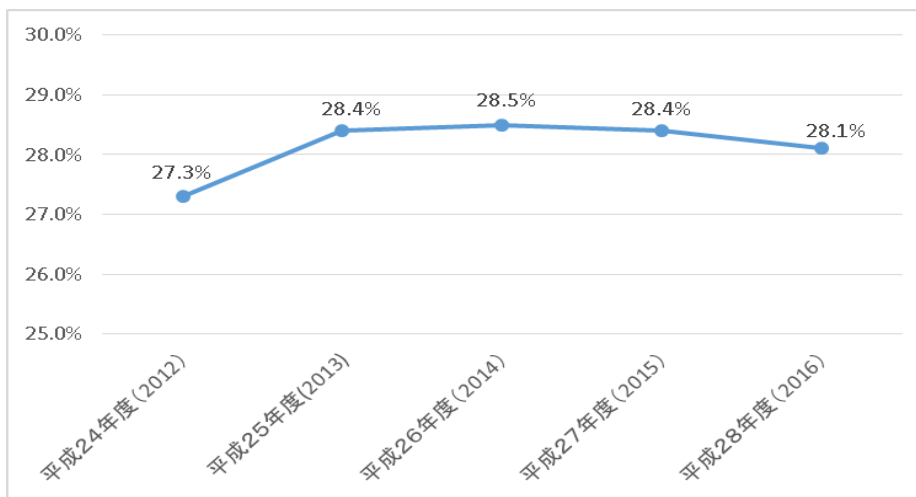
(単位：g)



※区民一人1日当たりのごみ排出量： 年間可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ量÷人口÷365日

出典：杉並区環境白書

【資源回収率】



※資源回収率： 資源回収量÷(区ごみ収集量+資源回収量)

出典：杉並区環境白書

基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる

(1) 自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組

自動車交通に起因する環境負荷の軽減を図る対策として、燃料効率の高い低公害型の自動車や電機自動車、燃料電池自動車などの利用促進、徒歩や自転車、公共交通機関での移動の促進などを進めます。

あわせて、自転車を利用しやすい環境を整えるために、自転車駐車場整備や放置自転車対策を進めるとともに、安全な自転車通行環境の確保に取り組みます。

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントについては、VOC（揮発性有機化合物）の発生抑制に向け、区民への情報提供や事業者への啓発を行います。

アスベストの飛散を防止する、建築物の解体工事に対する規制を強化します。

目標

区内の光化学スモッグ注意報発令をゼロにします。

指標名	基準（28年度）	目標（33年度）
区内の光化学スモッグ注意報発令回数	2回	0回

※光化学スモッグの発令は地域ごとに出され、杉並区は「区西部」に位置付けられています。

※光化学スモッグ注意報の発令基準は、オキシダント濃度0.12ppm以上（1時間値）です。

目標の実現に向けた主な取組 59、60ページ参照

○次世代自動車の普及促進

- ・電気自動車、燃料電池自動車等の普及啓発（充電設備の導入助成）
- ・公用車への導入を検討

【平成28年度の測定室の環境基準適合状況】 ※(都)は、都施設で、平成27年度の状況
○：達成 ×：非達成 -：未計測

測定室名	測定室に面した幹線道路	二酸化硫黄 (SO ₂)		二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)		光化学オキシダント (O _x)	浮遊粒子状物質 (SPM)		微小粒子状物質 (PM _{2.5})	
		短期	長期	長期	短期	長期	短期	短期	長期	短期	長期
区役所前	青梅街道	○	○	○	○	○	×	○	○	-	-
富士見丘	放射5号線	○	○	○	○	○	×	○	○	-	-
高円寺	環状七号線	-	-	○	○	○	-	○	○	-	-
久我山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久我山(都)	-	-	-	○	-	-	×	○	○	○	○
下井草(都)	早稲田通り	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○

【光化学オキシダント(O_x)平成28年度測定結果】

測定室名	測定室に面した幹線道路	環境基準	1時間値が環境基準を超えた時間数	年度平均値 ppm
区役所前	青梅街道	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	240	0.024
富士見丘	放射5号線		279	0.027
久我山(都)	-		470	0.033

(2) 化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組

区民の健康に悪影響を与える恐れのある有害化学物質を減らすため、区内関連事業所を対象に調査を行い、適正管理化学物質などの排出状況を把握するとともに、必要に応じて区民、事業者に対して、有害化学物質の取扱方法等の情報提供や指導を行います。

光化学オキシダントの原因となるVOC(揮発性有機化合物)の発生抑制に向け、区民への情報提供や事業者への啓発などを行います。

杉並区内を流れる3河川のうち、神田川については、環境基準の類型はC類型に指定され、妙正寺川が平成29年度からB類型に指定されています。引き続き、河川や池の水質測定を継続し、水質汚濁の状況把握に取り組みます。

目標

適正管理化学物質の環境への排出量を8,000kg/年まで減らします。*1

区内河川のBOD(生物化学的酸素要求量)の環境基準を100%達成します。

大気ダイオキシン類の年平均濃度を0.015pg-TEQ/m³以下にします。*2

指標名	基準値(28年度)	目標値(33年度)
適正管理化学物質の環境への排出量	8,173kg/年	8,000kg/年 *1
神田川のBOD年平均濃度	0.8~1.8mg/ℓ	1.0mg/ℓ以下 ※神田川のBOD環境基準は、 5mg/ℓ以下。
大気ダイオキシン類年平均濃度	0.017pg-TEQ/m ³	0.015pg-TEQ/m ³ *2

*1 目標を達成したことによる上方修正値。

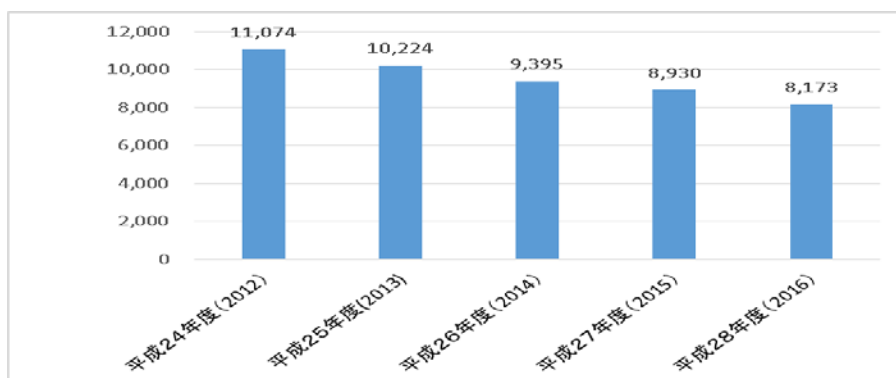
*2 目標を達成したことによる上方修正値。

目標の実現に向けた主な取組 60、61ページ参照

- 有害化学物質に関する情報の収集と提供
 - ・対象事業者に適正管理化学物質の使用量等の報告を求め、より安全な化学物質への転換や環境への排出量の削減等を促す
 - ・有害化学物質に関する情報を収集し、区民や事業者を提供
- アスベスト(石綿)の適正処理の指導
- ダイオキシン類などの有害化学物質調査の実施

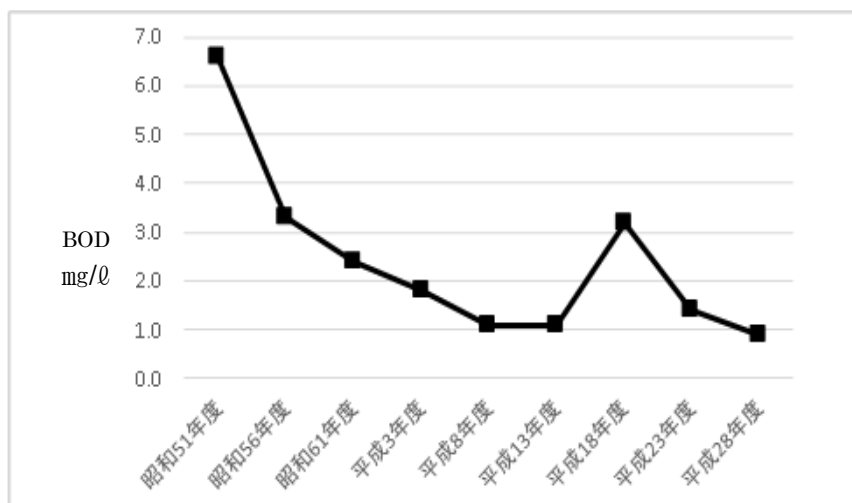
【適正管理化学物資の環境への排出量の経年変化】

(単位: kg/年)



出典: 杉並区環境白書

【神田川－乙女橋での BOD の経年変化】



出典：杉並区環境白書

(3) その他の公害を防ぐ取組

工場や事業所を有する事業者は、事業活動にあたり、周囲の環境に配慮し、騒音や悪臭、土壌汚染などの公害を発生させないように努め、規制基準を厳守することは言うまでもありませんが、地域の構成員として、区民一人ひとり、各事業者が地域における環境に配慮した行動をとることが求められます。

区は、事業者による自主的な環境負荷削減を促進するとともに、法令や条例などに基づいた規制・指導を行い、事業所から発生する環境負荷を一層低減していきます。また、区民等には近隣騒音防止に対する啓発等を行っていきます。

目標

騒音（区内測定ポイント）の環境基準を100%達成します。

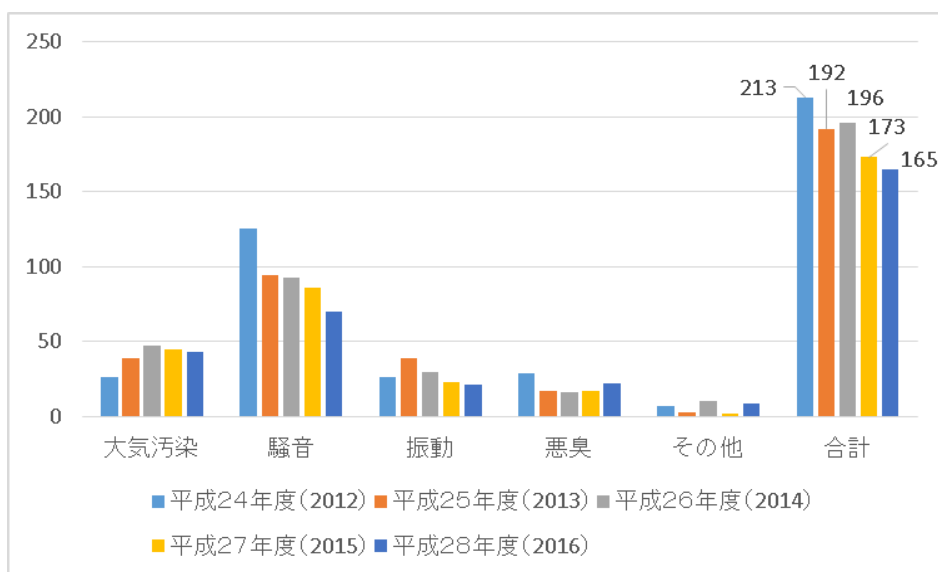
指標名	基準値（28年度）	目標値（33年度）
騒音環境基準達成率 （区内測定箇所・昼間）	69.6% （23地点中16地点達成）	100% （全地点達成）

目標の実現に向けた主な取組 61ページ参照

- 騒音や振動、悪臭防止の啓発と指導
 - ・騒音規制法等に基づく調査・指導

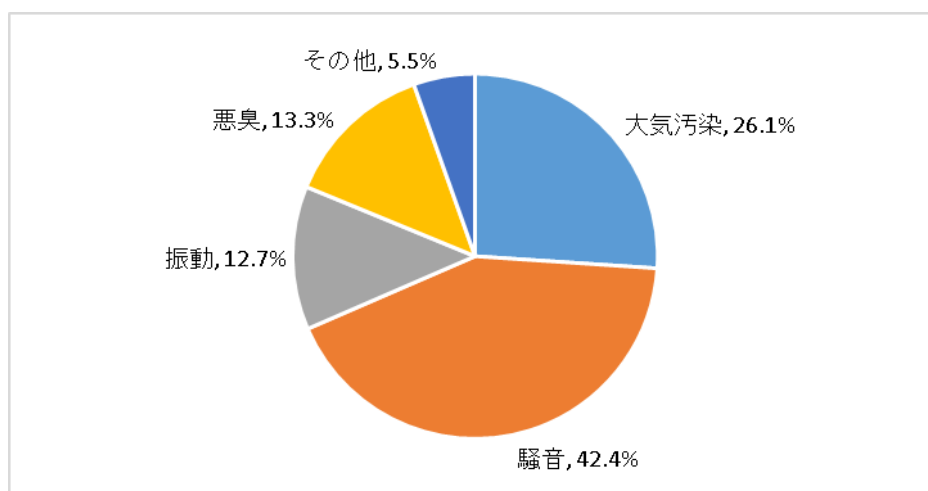
【現象別苦情件数の年度別推移】

(単位：件)



出典：杉並区環境白書

【平成28年度苦情件数の現象別比率】



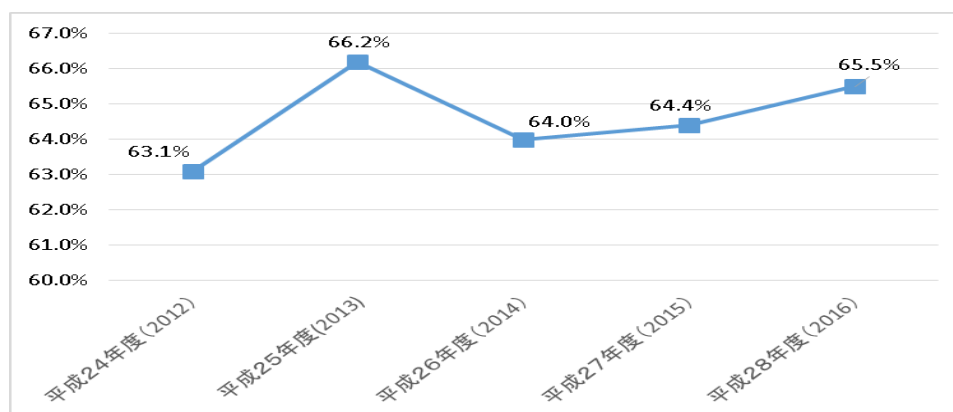
出典：杉並区環境白書

【平成28年度 主な幹線道路における騒音の環境基準・要請限度の達成状況】

	測定地点住所	時間区分	
		昼間	夜間
環状七号線	高円寺北 2-1	○	△
	和田 2-7	△	△
	方南 1-3	△	×
環状八号線	桃井 1-39	○	△
	荻窪 5-10	○	△
	高井戸西 1-5	○	△
甲州街道・首都高速 4号線	下高井戸 3-3	△	×
放射 5号線・首都高速 4号線	高井戸東 2-3	○	△
放射 5号線・中央自動車道	上高井戸 2-16	○	○

○:環境基準達成 △:要請限度達成、環境基準非達成 ×:要請限度非達成

【騒音や排気ガスが少ないと思う人の割合】



出典：区民意向調査

基本目標Ⅲ

自然環境が保全され、多様な生き物が生息できるまちをつくる

(1) 連続したみどりを保全・創出する取組

みどりが連続してつながると、都市熱環境の改善、景観の向上、生態系のバランスの維持、災害に強いまちづくりなど、みどりが担う機能が最大限に発揮されます。

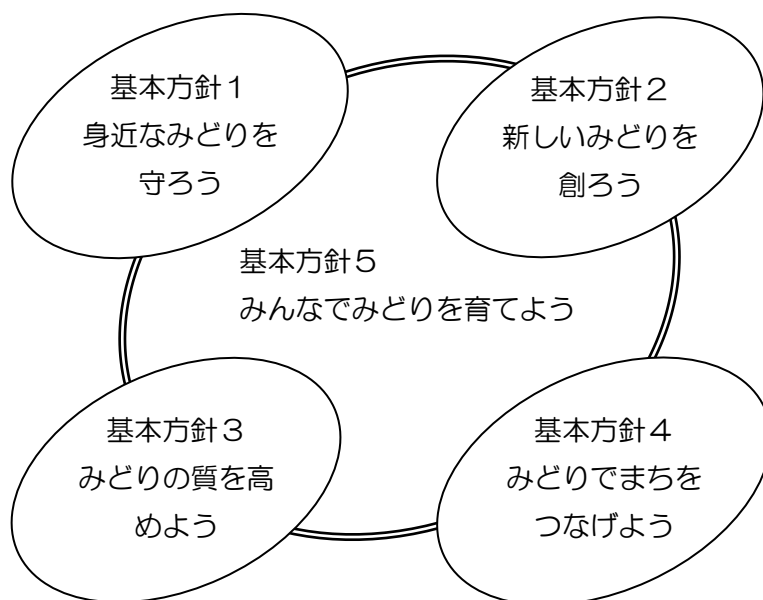
みどりの拠点となる公的な空間の緑化を引き続き推進するとともに、拠点を河川や道路沿いのみどり等でつないでいくことで、みどりが連続するまちなみを形成し、景観の向上、生物多様性の維持を図っていきます。

公園の整備にあたっては、地域特性を活かした特色ある公園づくりの観点に加え生物多様性に配慮して進めます。

まとまったみどりの保全を図るため、屋敷林などについては個人負担の軽減を図るとともに、地域共有の財産として、地域で一体となって保全していきます。農地については、生物多様性、雨水流出抑制、避難場所などの面でも貴重であり、保全・活用に努めます。

【みどりの基本計画】

みどりの将来像：みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並



目標

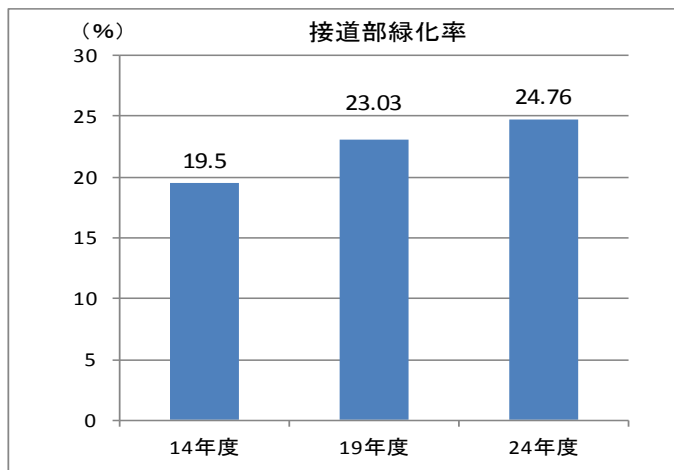
接道部緑化率を30%まで増やします。

指標名	基準値 (24年度)	目標値 (44年度)
接道部緑化率	24.76%	30%

目標の実現に向けた主な取組 62、63ページ参照

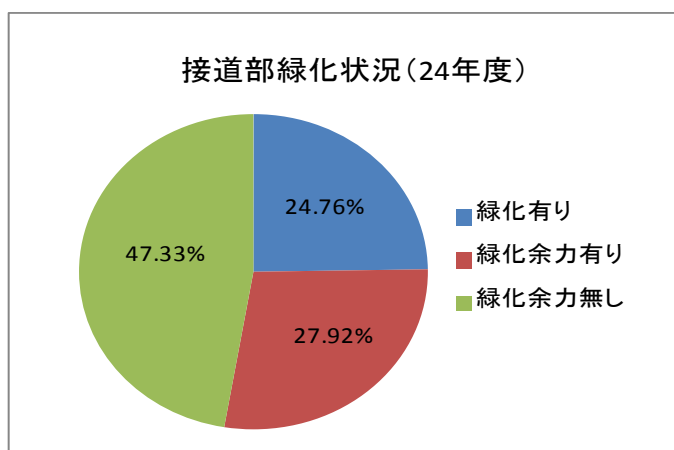
○身近なみどりのネットワークづくり

- ・拠点となる大規模な公園等のみどりを河川や幹線道路等のみどりでつなぎ、さらに暮らしの中にある屋敷林や農地、学校のみどりを接道部のみどりでつないでいきます。



※接道部緑化率：敷地の道路面（接道部）の生垣や植込等の緑化延長が接道延長に占める割合。

出典：平成24年度 杉並区みどりの実態調査報告書



※端数処理のため、各数値の合計は100%にはなりません。

出典：平成24年度 杉並区みどりの実態調査報告書

(2) 自然生態系保全の取組

杉並区内の動植物や昆虫など、生き物の生息状況を定期的に調査し、環境教育や環境学習に活用するとともに、生物多様性に配慮した公園づくりや在来種の保護に関する取組を実施していきます。また、社会問題化している外来動植物による被害を防止するため、東京都とも連携して必要な防除を行います。

区内を流れる神田川、善福寺川、妙正寺川の3河川は、杉並区の特徴ともなっており、水辺環境として貴重な存在であり、安全性や治水機能を確保しながら、河川沿いの緑化とあわせ、区民が水や水鳥などの生き物と親しめる水辺として再生していきます。

水環境・水循環の保全の観点から、雨水浸透施設や透水性舗装の整備により、地下水・湧水の保全・涵養に努めます。

なお、生物多様性の保全に向けては、生物多様性に係わる各施策を体系化し、総合的・計画的に推進していく必要があるため、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定を含めた、今後の取組み方針を検討していきます。

目標

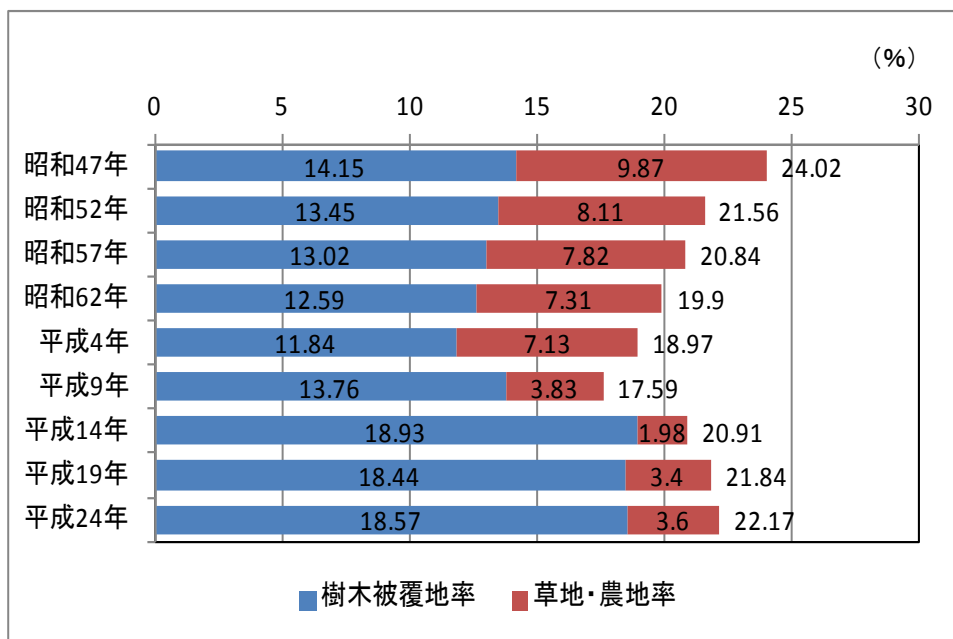
区の緑被率を25%まで増やします。

指標名	基準値 (24年度)	目標値 (44年度)
緑被率	22.17%	25%

目標の実現に向けた主な取組 63、64ページ参照

- 生物多様性に配慮した公園づくり
 - ・公園整備にあたっては、生態的な観点から在来種を中心に、餌となる花や果実の樹種を選定して植栽する
- 生き物生息場所の保全
 - ・貴重な植生を保護するとともに、水辺や雑木林等を活用して様々な生き物が生息できる場の保全を図る
- 自然環境調査等の実施
 - ・杉並の自然環境の実態を把握し保護に役立てるため、区民参加のもと、動植物の生息状況等を調査し、結果を区民に公表する

(緑被率の推移)



※樹木被覆地率： 上空から見て、樹木に被われた面積が区全体の面積に占める割合。

※草地・農地率： 上空から見て、草地や農地で被われた面積が区全体の面積に占める割合。

出典：平成 24 年度 杉並区みどりの実態調査報告書

(3) みどりや自然に親しめる取組

みどりや自然は私たちの生活に安らぎと潤いを与えてくれます。また、豊かな自然に触れ合うことで、自然に対する理解を深め、自然を大切に思う気持ちが育まれます。

地域の個性を活かした水辺空間づくりや、自然観察会、区民農園などにより、区民が水とみどりに触れ合う場を増やすとともに、みどりや自然を育む心や知識の普及啓発、みどりのボランティア活動など区民の緑化活動の支援を進めます。

目標

みどりと水のふれあいがよいと思う人の割合を80%まで増やします。

自然観察会等への参加者数を300人まで増やします。

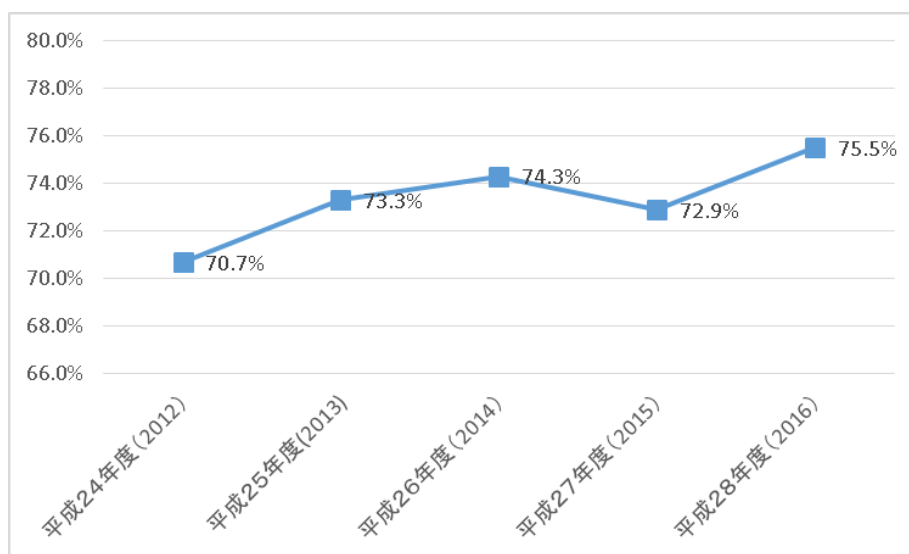
指標名	基準値 (28年度)	目標値 (33年度)
みどりと水のふれあいがよいと思う人の割合	75.5%	80% ※1
自然観察会等への参加者数	143人	300人

※1 目標を達成したことによる上方修正値。

目標の実現に向けた主な取組 64、65ページ参照

- 水とみどりに親しめる場の維持整備
- ・親水施設のある公園の整備

【みどりと水のふれあいがよいと思う人の割合】



出典：区民意向調査

基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる

(1) 美しく清潔なまちへの取組

たばこやごみのポイ捨て、放置自転車、ごみの適正排出など、美しく清潔なまちづくりには区民一人ひとりのマナー向上が欠かせません。区民や事業者への指導・啓発活動を通じてマナーの徹底を図るとともに、町会等地域と連携した路上喫煙対策や地域美化活動におけるボランティア活動を支援していきます。

空き地・空き家は、住宅マスタープランや空き家実態調査報告書によると、今後、増加することが見込まれており、樹木繁茂や悪臭、害虫発生など、周辺の住環境への影響が懸念されます。実態把握に努め、適正な対応による解決を図ります。

なお、住宅宿泊事業法が平成30年6月に施行され、いわゆる民泊事業が区内で実施可能となります。民泊事業に起因する騒音の発生やその他の生活環境の悪化を防止するため、区独自のルールの方策を検討するとともに、事業者に対する必要な周知・指導を行います。

(2) 個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組

杉並らしい景観づくりにあたっては、武蔵野の原風景ともいえる屋敷林などを、みどりの施策と連携しながら、地域の貴重な景観資源として保全を図っていきます。

河川やみどりの集積、地形、歴史など、各地域が持つ特性を活かした景観づくりを進め、杉並区景観計画が掲げている将来像「みどり豊かな美しい住宅都市『杉並百年の景』」の実現を目指します。

目標

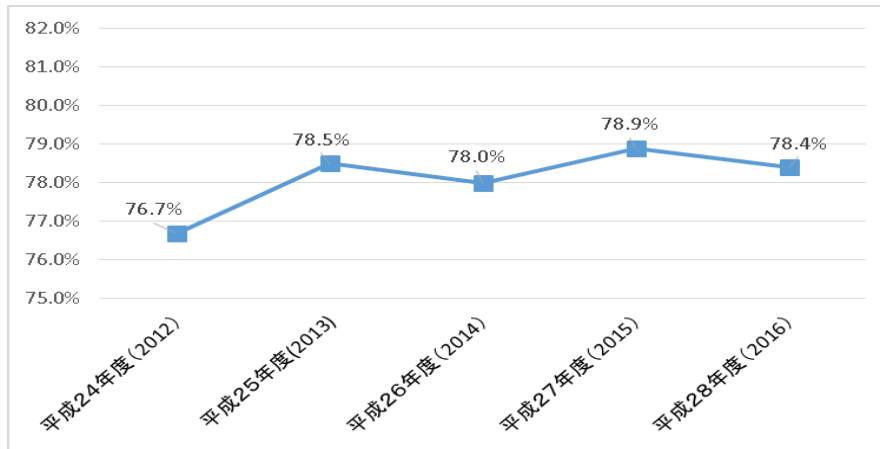
杉並区のまちを美しいと思う人の割合を85%まで増やします。

指標名	現状値(28年度)	目標(33年度)
杉並区のまちを美しいと思う人の割合	78.4%	85%

目標の実現に向けた主な取組 66、67ページ参照

- 管理が不良な空地等への是正指導
 - ・雑草が繁茂した空地等の所有者に対し、適切な管理を指導します。
- 景観まちづくりの推進
 - ・景観計画に基づき、建築物の届出や事前協議を通じて、景観に配慮したまちなみを将来にわたり継承し創出していきます。

【杉並区のみちを美しいと思う人の割合】



出典：区民意向調査

基本目標Ⅴ 区民、事業者、NPO、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる

(1) 環境教育、環境学習の拡充・推進

私たちの生活は、二酸化炭素の排出をはじめ、大気汚染、水質汚濁、騒音、みどりの減少など、様々な環境への負荷を与えています。区民や事業者などの全てが環境問題の被害者となる側面を有している一方、環境問題発生の原因者であることを忘れてはいけません。

環境教育・環境学習は、すべての環境施策の基盤となる手段です。学校教育との連携や環境団体などとの協働を進め、子どもから大人まで、幅広く区民を対象とした環境学習の機会の拡大を図り、環境に対する意識を高め、行動する地域社会をつくります。

(2) 環境活動の推進

「持続可能な環境住宅都市 杉並」を創るためには、区民一人ひとりがライフスタイルを見直し、これまで以上に省エネルギー・省資源など環境に配慮した行動に取り組まなければなりません。

環境活動を活性化していくためには、区民、事業者、NPO、区が目標と情報を共有していくことが重要です。より多くの情報が区民等に届くように、様々な情報媒体を活用し、情報提供の一層の充実を図ります。また、活動促進の役割を担う人や、組織間の調整やネットワークづくりを担う人、環境教育・環境学習を支える人などの人材育成を行います。

区民一人ひとりの環境に配慮した行動を推進するために設置した環境活動推進センターについては、様々な学習機会の提供や環境団体の交流・連携はもとより、杉並清掃工場の学習機能との連携強化を図ります。

目標

環境に配慮した行動をしている人の割合を100%まで増やします。

指標名	基準値 (28年度)	目標値 (33年度)
環境に配慮した行動をしている人の割合	82.4%	100%

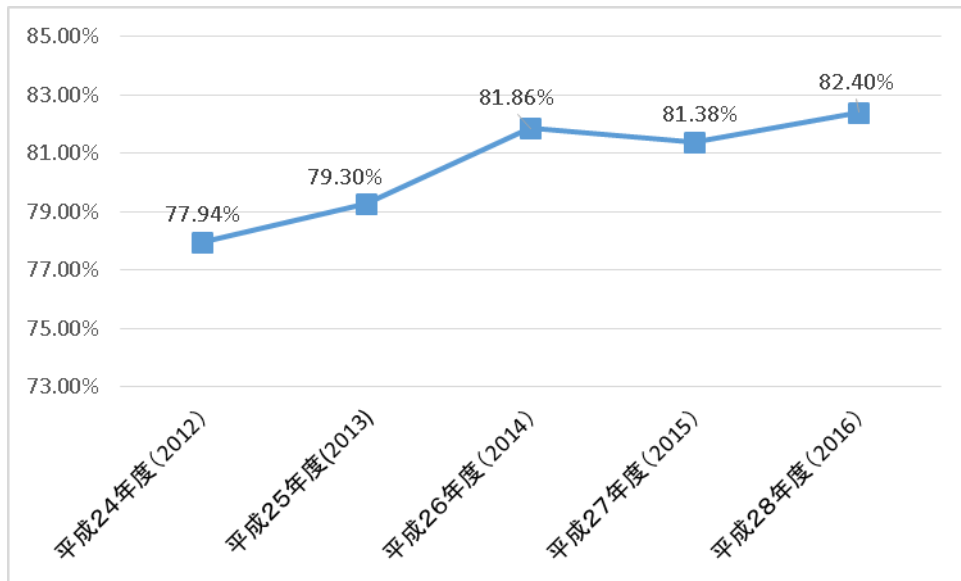
※区民意向調査で環境に配慮した行動をしていると回答した区民の割合 (5設問の平均)

目標の実現に向けた主な取組 67、68ページ参照

○小中学生環境サミットの開催

- ・小中学生に、環境問題への理解を深め、環境問題を自らの問題としてとらえ、解決に向けた実践行動を養うことを目的として開催します。

【環境に配慮した行動している人の割合】



出典：区民意向調査

第4章 計画目標達成のための取組

<区の環境配慮行動指針>

基本目標Ⅰ 低炭素・循環型のまちをつくる

(1)地球温暖化防止への取組

- 1-1 省エネルギー対策の推進
- 1-2 再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり
- 1-3 スマートコミュニティづくりの推進
- 1-4 住宅や建築物の省エネルギー化の推進
- 1-5 区役所における省エネルギー対策の推進
- 1-6 区立施設における再生可能エネルギーの利用拡大
- 1-7 杉並清掃工場のごみ焼却発電余剰電力や廃熱の有効利用の推進
- 1-8 ヒートアイランド対策の推進☆
- ☆2-1 低公害車・低燃費車の普及促進、エコドライブの促進
- ☆2-2 公共交通の充実
- ☆2-3 自転車利用環境の整備
- ☆2-4 歩行者空間の確保
- ☆2-10 次世代自動車の普及促進

(2)循環型社会を目指す取組

- 1-9 ごみの減量に関する意識啓発
- 1-10 ごみの減量と適正な分別の普及
- 1-11 食品ロスの削減
- 1-12 生ごみ減量対策の推進
- 1-13 マイバッグの普及
- 1-14 集団回収の促進
- 1-15 粗大ごみのリユース・リペア・リサイクルの推進
- 1-16 不燃ごみの資源化の推進
- 1-17 小型電子機器リサイクルの推進
- 1-18 みどりのリサイクルの推進
- 1-19 事業系ごみ・資源の適正な排出
- 1-20 拡大生産者責任の徹底に関する要請
- 1-21 区施設からのごみの排出抑制

基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる

(1)自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組

- 2-1 低公害車・低燃費車の普及促進、エコドライブの促進☆
- 2-2 公共交通の充実☆
- 2-3 自転車利用環境の整備☆
- 2-4 歩行者空間の確保☆
- 2-5 自転車交通量調査、大気汚染常時測定調査、自動車走行騒音振動測定調査の実施
- 2-6 大気汚染被害対策の実施
- 2-7 光化学スモッグ発生連絡体制の整備と被害発生時の対策
- 2-8 児童生徒の健康管理の充実
- 2-9 大気汚染防止に向けた区施設での取組の推進
- 2-10 次世代自動車の普及促進☆

(2)化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組

- 2-11 有害化学物質の取扱いに関する指導
- 2-12 区施設及び民間建築物からの有害化学物質の排除
- 2-13 アスベスト(石綿)の適正処理の指導
- 2-14 ダイオキシン類などの有害化学物質調査の実施
- 2-15 土壌汚染防止の指導
- 2-16 生活排水等による水質汚濁防止の啓発
- 2-17 定期河川水質調査の実施
- 2-18 合流式下水道改善の推進
- 2-19 地下水(井戸水)総合汚染調査の実施
- 2-20 水質汚濁防止のための区施設における取組の推進

(3)その他の公害を防ぐ取組

- 2-21 騒音や振動、悪臭防止の啓発と指導
- 2-22 地下水の揚水規制の強化等
- 2-23 公害発生防止など環境への対応を図る中小企業に対する支援
- 2-24 放射能情報の収集と提供
- 2-25 電磁波情報の収集と提供

基本目標Ⅲ 自然環境が保全され、多様な生き物が生息できるまちをつくる

(1)連続したみどりを保全・創出する取組

- 3-1 樹木、樹林地の保全
- 3-2 農地の保全・活用
- 3-3 都市型農業の支援
- 3-4 緑化指導の充実
- 3-5 身近なみどりのネットワークづくり
- 3-6 民有地の緑化推進
- 3-7 区立施設の緑化推進
- 3-8 道路・河川緑化の推進
- 3-9 公園の整備
- 3-10 みどりの基金の積立、運用
- ☆1-8 ヒートアイランド対策の推進
- ☆5-4 エコスクールの推進

(2)自然生態系保全の取組

- 3-11 生物多様性に配慮した公園づくり
- 3-12 生き物生息場所の保全
- 3-13 水辺環境の整備
- 3-14 雨水浸透施設の設置促進
- 3-15 自然環境調査等の実施
- 3-16 外来鳥獣等の防除

(3)みどりや自然に親しめる取組

- 3-17 水とみどりに親しめる場の維持整備
- 3-18 区民農園の運営
- 3-19 援農ボランティアの支援
- 3-20 農業体験の充実
- 3-21 みどりのボランティア活動の支援と推進
- 3-22 緑化、自然環境の知識の普及、啓発
- 3-23 みどりの相談所等緑化相談の充実
- 3-24 自然観察会などの開催
- ☆4-10 緑化活動の支援と推進
- ☆5-5 体験学習の拡充

基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる

(1)美しく清潔なまちへの取組

- 4-1 放置自転車対策の推進
- 4-2 ごみ・資源の排出の適正管理
- 4-3 区民・事業者との協働によるまちの美化活動の推進
- 4-4 まちに調和した屋外広告物設置の啓発と取締りの実施
- 4-5 動物の適正飼養に関する啓発
- 4-6 カラス・ねずみ・蜂類の駆除及び相談業務の充実
- 4-7 管理が不良な空き地等への是正指導
- 4-8 路上喫煙防止指導

(2)個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組

- 4-9 景観まちづくりの推進
- 4-10 緑化活動の支援と推進☆
- 4-11 公共施設による景観整備
- 4-12 歴史的建造物を活用したまちづくり
- 4-13 屋敷林等の保全の推進

基本目標Ⅴ 区民、事業者、NPO、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる

(1)環境教育、環境学習の拡充・推進

- 5-1 地域における環境教育の推進
- 5-2 学校における環境教育の推進
- 5-3 小中学生環境サミットの開催
- 5-4 エコスクールの推進☆
- 5-5 体験学習の拡充☆
- 5-6 清掃車(カッター)の出前学習の実施

(2)環境活動の推進

- 5-7 様々な媒体による環境情報の提供
- 5-8 環境活動への支援
- 5-9 NPO等の活動の推進

<5-7 主な関連事業>

- 1-1 省エネルギー対策の推進
- 1-9 ごみの減量に関する意識啓発
- 1-10 ごみの減量と適正な分別の普及
- 1-11 食品ロスの削減
- 1-12 生ごみ減量対策の推進
- 1-13 マイバッグの普及
- 3-22 緑化、自然環境の知識の普及、啓発

<5-8 主な関連事業>

- 1-14 集団回収の促進
- 3-15 自然環境調査等の実施
- 3-19 援農ボランティアの支援
- 3-21 みどりのボランティア活動の支援と推進
- 4-3 区民・事業者との協働によるまちの美化活動の推進
- 4-10 緑化活動の支援と推進

基本目標 I 低炭素・循環型のまちをつくる

【地球温暖化防止への取組】

1-1 省エネルギー対策の推進	環境課、産業振興センター、杉並土木事務所
<p>① 環境団体やエネルギー事業者と協働して、個々の家庭のエネルギー消費状況を踏まえつつ、その家庭の生活スタイルに合ったきめ細かな省エネルギー相談を実施します。</p> <p>② 電力消費量が見える省エネナビやワットアワーメーターの貸出や HEMS、BEMS の情報提供により、家庭や事業所における省エネルギーの促進を図ります。</p> <p>③ 多様な媒体・手法による省エネルギー知識の普及啓発を図ります。</p> <p>④ 家庭における CO₂排出量の3割以上を占める給湯の省エネルギーを図るため家庭用燃料電池などの高効率給湯器の助成と既存住宅の省エネルギーを図るために高日射反射率塗装等の助成を行います。(低炭素化推進機器等導入助成)</p> <p>⑤ 商店街装飾灯の LED 化などへの環境整備助成により、地域社会での環境配慮の取組の推進を図ります。</p> <p>⑥ 区道の街路灯を環境に配慮した長寿命で効率の高い LED 照明への改修を進めます。</p>	
1-2 再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり	環境課
<p>地域特性を活かした再生可能エネルギーや家庭用燃料電池による地域分散型エネルギーの創出・活用により、安心・安全で快適な環境にやさしい住宅都市づくりを図ります。</p>	
1-3 スマートコミュニティづくりの推進	環境課
<p>スマートコミュニティや省エネルギー等に関する先進事例等の情報収集を行います。</p>	
1-4 住宅や建築物の省エネルギー化の推進	環境課、建築課
<p>① 環境団体やエネルギー事業者と協働して、個々の家庭のエネルギー消費状況を踏まえつつ、その家庭の生活スタイルに合ったきめ細かな省エネルギー相談を実施します。</p> <p>② 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、対象となる建築物についての省エネ性能を審査し、また性能を満たすよう指導します。</p>	
1-5 区役所における省エネルギー対策の推進	環境課、経理課、営繕課
<p>「杉並区環境・省エネ対策実施プラン」に基づく区役所の省エネルギーの取組を継続・推進するため、施設設備の更新等に当たっては、省エネ型の設備機器類の導入や区役所本庁舎におけるコージェネレーションシステムの効率的な運用に努めます。</p>	
1-6 区立施設における再生可能エネルギーの利用拡大	①学校整備課、営繕課 ②③営繕課、環境課
<p>① 災害時に避難拠点となる小中学校の校舎改築時等に再生可能エネルギー発電機器である太陽光発電機器と蓄電池の設置を行います。</p> <p>② 区立施設の改築時等に再生可能エネルギー発電機器である太陽光発電機器等の設置を図ります。</p> <p>③ 区有施設への新電力の導入を促進します。</p>	
1-7 杉並清掃工場のごみ焼却発電余剰電力や廃熱の有効利用の推進	ごみ減量対策課
<p>平成 29 年度に建替え工事が完了した杉並清掃工場のごみ焼却発電余剰電力の地域施設への利用について、法改正などの動向を注視しつつ東京二十三区清掃一部事務組合と調整を図っていきます。また、建替え前から行っている高井戸温水プールや高齢者活動支援センター等への熱供給については、東京二十三区清掃一部事務組合と連携し実施していきます。</p>	

1-8 ヒートアイランド対策の推進	みどり公園課、土木計画課
<p>① 緑化指導や屋上緑化・壁面緑化、区立施設の緑化などにより地表面や建物の自然被覆化を促進し、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。</p> <p>② ヒートアイランド現象の原因でもある道路表面の温度を低減させるため、歩道等の緑化や保水性舗装による整備に取り組み、併せて遮熱性舗装の整備について検討します。</p>	

<再掲>

- 2-1 低公害車・低燃費車の普及促進、エコドライブの促進
- 2-2 公共交通の充実
- 2-3 自転車利用環境の整備
- 2-4 歩行者空間の確保
- 2-10 次世代自動車の普及促進

【循環型社会を目指す取組】

1-9 ごみの減量に関する意識啓発	ごみ減量対策課、杉並清掃事務所
<p>区民が主体となり、ごみの減量化に向けて着実に取り組んでいける地域社会を実現するため、清掃情報紙やホームページ等、様々な情報媒体を活用し、区民・事業者に対して、身近にできるごみの減量方法や清掃事業にかかる経費に関する情報を発信します。</p> <p>区民が主体的にごみの処理や資源化について情報を共有できる仕組みづくりを進めます。</p>	

1-10 ごみの減量と適正な分別の普及	ごみ減量対策課、杉並清掃事務所
<p>① 「ごみ・資源の収集カレンダー」の配布やスマートフォン用アプリケーションの機能強化などを通じた広報活動や町会・自治会・集合住宅の管理組合・商店会等への出張説明会や排出指導により、適正な分別方法の徹底や排出マナーを向上させるため普及啓発を行います。</p> <p>② 集合住宅の所有者・管理人・不動産関連団体等と連携した普及啓発や排出管理を行います。</p>	

1-11 食品ロスの削減	ごみ減量対策課
<p>① 区内消費者、事業者、環境団体などと連携し、「杉並もったいない運動」を推進していきます。</p> <p>② 食品ロスの削減を目指したフードドライブ等の取組を進め、ごみの減量に結び付けていきます。</p>	

1-12 生ごみ減量対策の推進	ごみ減量対策課
<p>① 無駄なものは買わない（発生抑制）、生ごみを出さない調理法等と併せて可燃ごみの約4割を占める生ごみの水切りによる減量効果を広くPRします。</p> <p>② 区民に対して生ごみ処理機の購入費の一部助成を行うことにより、家庭から排出される生ごみを自家で処理できる生ごみ減量の取組を促進します。</p>	

1-13 マイバッグの普及	環境課
<p>マイバッグの普及を図るため、マイバック持参率の低い事業所へ協力を依頼するとともにマイバッグ推進連絡会と連携し、普及啓発活動を実施します。また、地域や学校等でのマイバッグ推進について、自主的な活動を促進するため各種支援を行います。</p>	

1-14 集団回収の促進	杉並清掃事務所
<p>町会・自治会、集合住宅等に出向いて制度の説明を行い、集団回収団体の拡大を図ります。また、集団回収団体に対しては、意見交換会の開催、回収量に応じた報奨金や活動に必要な物品を支給するなど、活動の支援を行います。</p>	

1-15 粗大ごみのリユース・リペア・リサイクルの推進	杉並清掃事務所
<p>① 粗大ごみの減量のため、まだ利用可能な家具等をリユース・リペアできるルートや仕組みづくりを検討します。</p> <p>② 再利用（リユース）ができず、粗大ごみとして処理されるものの中で、有用金属を含む金属類等の再生利用が可能なものについて資源化し、粗大ごみを減量します。</p>	
1-16 不燃ごみの資源化の推進	ごみ減量対策課
<p>引き続き蛍光灯などの水銀含有物や有害危険物（スプレー缶、ガスボンベ）の分別を行い、有害物を適正に処理したのちに不燃ごみの金属類を再生利用します。また、陶磁器等の再生利用が可能なものについての更なる再資源化を進める仕組みづくりを検討します。</p>	
1-17 小型電子機器リサイクルの推進	ごみ減量対策課
<p>東京オリンピックに向けた「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」への参加などを通じて、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づいた小型電子機器リサイクルの推進を図ります。</p>	
1-18 みどりのリサイクルの推進	みどり公園課、ごみ減量対策課
<p>日常のみどりの維持管理から発生する剪定枝はチップに、落ち葉は腐葉土にするなど、可能な限り資源として利用します。落ち葉感謝祭等の機会に普及啓発を進めるとともに、区民のみどりのリサイクル活動を支援しながら、ごみの減量と環境への負荷低減を図ります。</p>	
1-19 事業系ごみ・資源の適正な排出	ごみ減量対策課、杉並清掃事務所
<p>① 住居と店舗等が混在している事業者に対する排出指導を徹底し、家庭ごみとの分別を明確にして収集します。</p> <p>② 負担の公平化のため、事業系有料ごみ処理券の貼付について周知徹底するとともに、未貼付の事業者への適正な貼付の指導・周知を行います。</p>	
1-20 拡大生産者責任の徹底に関する要請	ごみ減量対策課
<p>事業者の拡大生産者責任を明確にしていくため、法整備を含めた対応について、全国市長会等を通して国に引き続き要請します。</p>	
1-21 区施設からのごみの排出抑制	経理課、環境課、庶務課
<p>区施設内から排出するごみの総量を抑制するため、ごみとなるものの持込み抑制、廃棄物の分別とリサイクルの徹底を定期的に職員に周知し、指導します。</p>	

基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる

【自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組】

2-1 低公害車・低燃費車の普及促進、エコドライブの促進	環境課
<p>① 区民、事業者が公共機関を利用するなど、環境に配慮し、自動車の利用を控えるよう啓発を行います。</p> <p>② 大気汚染の防止を図るため、低公害車・低燃費車の普及拡大に向けた啓発を行うとともに、エコドライブを推奨します。</p>	
2-2 公共交通の充実	都市整備部管理課
<p>幹線道路の整備等にあわせた公共交通のさらなる充実に向けて、調査・検討を進めます。まちづくりを検討していく中で、公共交通機関の利便性の向上のため、既存バスの延伸、新設などをバス事業者及び関係機関の協力により進めます。</p>	
2-3 自転車利用環境の整備	土木管理課
<p>環境負荷の少ない自転車利用を促進するため、安全な自転車走行空間の整備などを進めるとともに、走行ルール・マナーの徹底を図ります。また、駅周辺の自転車駐車を拡充整備し、収容台数を増やします。</p>	
2-4 歩行者空間の確保	土木計画課
<p>区道の無電柱化など、歩行者の安全性・快適性を高め、高齢者や障害者をはじめ、誰にでもやさしいまちづくりを行い、徒歩で移動しやすいまちをつくります。</p>	
2-5 自動車交通量調査、大気汚染常時測定調査、自動車走行騒音振動測定調査の実施	環境課
<p>交通量の多い幹線道路の交通量調査を計画的に実施します。また、環状7号線、青梅街道等4地点で、窒素酸化物、浮遊粒子状物質などの大気汚染常時測定調査を行い、環境基準を満たしていない地点を把握します。さらに、区内幹線道路の自動車騒音及び振動を継続的に測定します。これらの調査結果は、ホームページ、環境白書で公表するとともに、道路管理者である国や東京都に提供し、道路改修などの環境改善対策を要請します。</p>	
2-6 大気汚染被害対策の実施	保健予防課
<p>公害健康被害の補償等に関する法律に基づく健康被害予防事業として、乳幼児のアレルギー相談や公害保健学級を開催します。また気管支ぜん息等を対象とする医療費助成を実施し、区民の健康障害の救済を図ります。</p>	
2-7 光化学スモッグ発生連絡体制の整備と被害発生時の対策	保健予防課、環境課
<p>区民に対して、光化学スモッグ発生時の被害予防方法の周知を図ります。また、注意報等が発令された場合には、情報を速やかに区民等へ周知し、健康被害を防止します。さらに、被害発生時には、被害状況に応じて健康危機管理保健所対策本部を設置し、施設管理者等と協力して健康被害の軽減を図ります。</p>	
2-8 児童生徒の健康管理の充実	学務課
<p>児童生徒が、快適で安全な学校生活を送り、健やかに成長するため、健康診断を実施し、呼吸器系疾患の早期発見に努めるとともに、校舎内の水質検査や空気中の化学物質濃度検査を実施します。また、教職員を対象にぜん息等に関する専門研修を実施し、疾患を持つ児童生徒に適切に対応するとともに、養護教諭を中心に各学校における相談体制を充実させ、子供たちの健康づくりを推進します。</p>	

2-9 大気汚染防止に向けた区施設での取組の推進	営繕課
<p>区立施設において、環境負荷の低減を考慮したボイラーや冷温水発生機などの高効率の熱源機器を導入し、省エネルギー化を推進します。さらに、ボイラー燃料の良質燃料への転換や使用の抑制、低 NO_x 型機器の導入などによって、大気汚染原因物質の発生を防止します。</p>	

2-10 次世代自動車の普及促進	環境課
<p>充電設備の導入助成などにより、電気自動車や水素を利用する燃料電池自動車の普及啓発を行います。</p> <p>また、次世代自動車の公用車への導入を検討していきます。</p>	

【化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組】

2-11 有害化学物質に関する情報の収集と提供	環境課
<p>毎年、対象事業者に適正管理化学物質の使用量等の報告を求め、より安全な化学物質への転換や環境への排出量の削減等を促していきます。</p> <p>有害化学物質の取り扱い方法、使用や廃棄に伴い有害化学物質が排出される恐れのある商品等の情報を収集し、区民や事業者に提供します。</p> <p>光化学オキシダントの要因ともなる VOC などの化学物質使用量抑制に向け、届出義務のない中・小事業者に対して、使用する化学物質の環境への排出削減を促していきます。</p>	

2-12 区施設及び民間建築物からの有害化学物質の排除	営繕課、建築課
<p>① 区施設の新築、改修工事時には有害化学物質を含有する建材等は使用しません。また、有機溶剤を含まない水性塗料等を使用します。さらに、完成時には揮発性有機化合物濃度を測定し、利用者の健康に配慮します。</p> <p>② 民間建築物について、シックハウス対策として建築確認申請時に審査し、完了検査時に確認することで、有害化学物質を含まない建材を使用した安心・安全な建物の建築を促していきます。</p>	

2-13 アスベスト（石綿）の適正処理の指導	環境課
<p>建物等の解体前に、吹付け石綿や石綿を含む建材が使用されているか調査を適切に行い、それらが含まれる場合には、石綿の飛散が起こらないよう防止対策を講じて解体等するよう指導します。</p>	

2-14 ダイオキシン類などの有害化学物質調査の実施	環境課
<p>大気に関するダイオキシン調査は、年 4 回、井草森公園、大宮前体育館、郷土博物館の 3 地点で実施します。また、河川に関する調査は、年 2 回、宮下橋（神田川）、佃橋（神田川、玉川上水放流口）、尾崎橋（善福寺川）、和田見橋（神田川）の 4 地点で実施します。これらの調査を通じて、ダイオキシン類などの有害物質が、区民の健康に与える影響がないことを確認するとともに、環境基準を超えるなどの場合には、周辺区や東京都と連携して、適切な措置を講じていきます。</p>	

2-15 土壌汚染防止の指導	環境課、産業振興センター
<p>① 都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）に基づき、有害物質を扱っていた工場等の廃止時に、土壌汚染調査の実施を指導し、汚染が確認された場合には汚染拡散防止計画を提出させるとともに、現場にて対策の履行状況を確認します。</p> <p>② 減農薬・減化学肥料に努め、土壌を汚染することのないよう農家への啓発を行い、区民に安心安全な農作物を提供します。</p>	

2-16 生活排水等による水質汚濁防止の啓発	環境課、ごみ減量対策課
台所の生ごみや廃天ぷら油、薬品類を排水溝に捨てないようにするなど、正しいごみの排出方法と併せて広報紙や区ホームページ等を活用して、区民・事業者に対して、水質汚濁を防止するための啓発を行います。	

2-17 定期河川水質調査の実施	環境課
河川の汚染状況を示す生物化学的酸素要求量（BOD）や窒素、りん等の濃度を調査し、水質確保や親水護岸などの河川整備の基礎資料として活用します。調査は神田川（宮下橋、乙女橋）、善福寺川（井荻橋、堀之内橋）、妙正寺川（松下橋）の5地点で、年4回行います。	

2-18 合流式下水道改善の推進	土木計画課
降雨時に下水道から河川への放流を減少させる貯留施設の早期整備に向けて、事業主体である東京都との連携を強化します。	

2-19 地下水(井戸水)総合汚染調査の実施	生活衛生課
定点観測井戸の水質検査を実施し、杉並区の地下水汚染の実態を把握します。	

2-20 水質汚濁防止のための区施設における取組の推進	学務課、学校整備課 経理課、営繕課
区役所や学校などの区施設から生ごみや廃天ぷら油、薬品類が排水に混入しないよう、グリストラップ等の定期清掃を計画的に実施するとともに、清掃で使用する洗剤は、環境へ配慮した製品とすることや使用量の適正化等により、水質汚濁を防止します。	

【その他の公害を防ぐ取組】

2-21 騒音や振動、悪臭防止の啓発と指導	環境課
騒音規制法等の規定に基づき、事業所や建設作業から発生する騒音や振動については、実態を正確に調査した上で、指導を行います。また近年、増加の傾向にある生活騒音や悪臭の防止についても、近隣への配慮や防止対策を記載した啓発冊子や区広報紙等により啓発活動を行うとともに、問題が生じた場合には、苦情相談を受け付け、調査を行った上で必要な指導を行います。	

2-22 地下水の揚水規制の強化等	環境課
地下水の適正な利用と一定の揚水規制を行うことにより、地下水の保全と地盤沈下等の被害を防いでいきます。	

2-23 公害発生防止など環境への対応を図る中小企業に対する支援	産業振興センター
区内中小企業に対し、公害の発生の防止など、環境への対応を図るために必要な運転資金・設備資金の融資あっせんを行います。	

2-24 放射能情報の収集と提供	環境課、生活衛生課、 保健予防課
放射能の最新情報を国などから収集します。適宜、モニタリング検査・測定を行い、広報や区公式ホームページ等で区民に情報を提供します。	

2-25 電磁波情報の収集と提供	環境課
電磁波の人体への影響など、最新の情報を国やWHO（世界保健機関）から収集し、必要に応じて区民に情報提供します。	

基本目標Ⅲ

自然環境が保全され、多様な生き物が生息できるまちをつくる

【連続したみどりを保全・創出する取組】

3-1 樹木、樹林地の保全	みどり公園課、杉並清掃事務所
<p>① 区内に残された一定基準以上の良好な樹木、樹林、生けがきを区民共有の財産として保全していくために、所有者の同意を得て保護指定し、維持管理に要する経費の一部を助成するとともに、落ち葉の処分についても一定期間無料回収を行います。</p> <p>② 区内の巨樹や景観木など貴重な樹木の所有者と区が協定を結び、区民共有の財産として、貴重木保全の必要経費の一部を助成します。</p> <p>③ 減少しつつある樹林地を区が借り受け、その場所を公開しながら保全し、契約期間中は区が所有者に代わり管理します。</p> <p>④ 景観に優れた貴重な一定規模以上の緑地については、区民共有の財産として、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を検討します。</p>	
3-2 農地の保全・活用	みどり公園課
<p>農地の生産緑地地区指定を進めます。また、生産緑地の買取りの申出については、可能な限り公園・緑地等への転用を検討していきます。さらに、農地の新たな保全策として、都の制度である「農の風景育成地区」について適応の可能性を研究します。</p>	
3-3 都市型農業の支援	産業振興センター
<p>杉並産農産物を区内で消費する地産地消の推進や意欲的に農業経営に取り組む農業者への活動助成、防災兼用農業用井戸の整備などにより、都市型農業を支援します。また、農業体験農園に関する助成や成田西ふれあい農業公園の運営など農とのふれあいの場を創出することにより、区民にやすらぎを与える都市農地の保全にも結びつけていきます。</p>	
3-4 緑化指導の充実	みどり公園課
<p>敷地面積に関わらず、建築行為を行うときは、みどりの条例の緑化基準に従い緑化計画の指導をします。また、既存樹木の保全については優遇措置があるため、幅広くPRしていき大きな樹木の保護に努めます。また、緑化計画の担保性を高めるため、都市緑地法の緑化地域制度の導入を検討します。</p>	
3-5 身近なみどりのネットワークづくり	みどり公園課
<p>拠点となる大規模な公園等のみどりを河川や幹線道路等のみどりでつなぎ、さらに暮らしの中にある屋敷林や農地、学校のみどりを接道部のみどり等をつないでいきます。また、区民、事業者と区が協働でつくる「みどりのベルトづくり」を区全域に広げ、みどりのネットワークづくりを強化します。</p>	

3-6 民有地の緑化推進	みどり公園課
<p>① 接道部の緑化を集中的に推進するための接道部緑化助成や、建物の屋上や壁を緑で覆うための屋上・壁面助成を継続し、建物等の防火や通学路や避難路の安全性を高めるとともに、まとまったみどりのある潤い豊かなまちなみをつくります。</p> <p>② より効果的にまた永続性のある民有地の緑化を推進するため、緑地協定等の締結を促進します。</p>	

3-7 区立施設の緑化推進	みどり公園課
<p>区立施設を緑化することでみどりがネットワーク化されたまちなみづくりを推進していきます。</p>	

3-8 道路・河川緑化の推進	土木計画課
<p>みどりのベルトや良好な居住環境の向上を図るため、都市の基盤となる道路・河川の緑化を推進し、みどりでまちをつなげていきます。</p>	

3-9 公園の整備	みどり公園課
<p>① 憩いとうるおいのあるオープンスペースを確保していくため、都市計画下高井戸公園（東京電力総合グランド跡地他）の整備を進めます。</p> <p>② みどりに囲まれたスポーツ・レクリエーションの場の確保やみどりの拠点として、都市計画高井戸公園や都立和田堀公園の整備を推進します。</p> <p>③ 1ha以下の身近な公園を整備し、区民が憩い、触れ合うことができる水と緑のネットワーク・拠点づくりを進めます。</p>	

3-10 みどりの基金の積立、運用	みどり公園課
<p>みどりの保全及び区を代表する公園等の整備などの事業の経費に充てるため、基金の積立、運用を行います。</p>	

<再掲>

1-8 ヒートアイランド対策の推進

5-4 エコスクールの推進

【自然生態系保全の取組】

3-11 生物多様性に配慮した公園づくり	みどり公園課
<p>公園整備にあたっては、生態的な観点から在来種を中心に、餌となる花や果実の樹種を選定し植栽します。また、水辺などの管理も生き物へ配慮した施策を行っていきます。</p>	

3-12 生き物生息場所の保全	みどり公園課
<p>杉並区の貴重な植生を保護するとともに、水辺や雑木林等を活用して様々な生き物が生息できる場の保全を図ります。</p>	

3-13 水辺環境の整備	土木計画課
<p>都市化により失われつつある良好な水辺空間を取り戻すため、人と水とのふれあいの場や親水護岸の整備など、潤いや安らぎのある水辺空間を創出します。また、区民とともに多様な動植物が生息・生育・繁殖できる水辺環境の再生・創出に取り組みます。</p>	

3-14 雨水浸透施設の設置促進	土木計画課
<p>区道等の透水性舗装や公共施設への雨水浸透施設の設置を進めるとともに、民間施設に対して施設設置の指導や助成を行うことにより、治水対策と併せて、地下水の涵養と湧水の回復を図り、都市化によって失われつつある水環境を保全します。</p>	

3-15 自然環境調査等の実施	環境課、土木計画課、みどり公園課
<p>① 杉並の自然環境の実態を把握し、保護に役立てるため、区民参加のもと、動植物の生息状況等を調査し、結果を区民に公表します。</p> <p>② 区内の緑地の状況等、みどりの実態を把握する調査を実施します。</p> <p>③ 善福寺川で見られる鳥の生息状況を把握するため区民参加による水鳥一斉調査を実施します。</p>	

3-16 外来鳥獣等の防除	環境課
<p>生態系等に被害を及ぼす恐れがある外来鳥獣等については、必要に応じて計画的防除を実施します。</p>	

【みどりや自然に親しめる取組】

3-17 水とみどりに親しめる場の維持整備	みどり公園課
<p>区民が水とみどりに親しめるよう、池や流れなどの親水施設を維持整備します。</p>	

3-18 区民農園の運営	産業振興センター
<p>区民農園として緑地を保全するとともに、区民が自然にふれあい、農作業を通じて農業への親しみや収穫の喜びが感じられる取組を行います。</p>	

3-19 援農ボランティアの支援	産業振興センター
<p>農業への関わりを求める区民要望に応えるとともに、高齢化等による労働力不足の農家への支援を行うため、援農ボランティアと農家とのマッチングをJA 東京中央と協働して実施し、労働力の確保に努めます。</p>	

3-20 農業体験の充実	産業振興センター
<p>区内農地の見学や野菜等の収穫体験、区民と農業家との交流等により、区内農業の役割や魅力を理解してもらい、ふれあい農業体験を実施し、地域に根ざした農業と農地の保全をめざします。また、農地保全と安定経営及び区民の農業体験機会の拡大のため、農業体験農園の開設・運営等に関する費用の助成を行います。</p>	

3-21 みどりのボランティア活動の支援と推進	みどり公園課
緑化活動や緑の維持活動に継続して取り組む、みどりのボランティア活動の輪を広げるため、登録者の募集や活動内容の紹介を記事にした情報紙の発行などを行います。	

3-22 緑化、自然環境の知識の普及、啓発	みどり公園課
みどりに関する知識の普及啓発をより一層充実させるため、「みどりの新聞」の発行や小学校の5年生向け緑化副読本の配布、みどりのイベント、落ち葉感謝祭、みどりの講座を実施します。	

3-23 みどりの相談所等緑化相談の充実	みどり公園課
塚山公園のみどりの相談所では、みどりの育て方などの問い合わせに答えていくための専門相談員を配置するとともに、緑化関係の専門書をそろえた図書機能を有するスペースを確保します。	

3-24 自然観察会などの開催	環境課
動植物の多様な生態を知り、自然環境に対する意識啓発や理解の場となるよう、専門性を有する環境NPOに委託し、区民を対象とした自然観察会などを開催します。	

<再掲>

4-10 緑化活動の支援と推進

5-5 体験学習の拡充

基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる

【美しく清潔なまちへの取組】

4-1 放置自転車対策の推進	土木管理課
駅周辺の放置自転車をなくし、公共空間の適正利用と美化を確保するとともに、駅前での通行を円滑に保つことで、特に高齢者や車椅子利用者の安心、安全を確保します。	

4-2 ごみ・資源の排出の適正管理	杉並清掃事務所
ごみの排出マナーの向上とまちの環境美化に向け区民・事業者を対象にふれあい指導によるごみの排出指導を行います。また、ごみ集積所のカラス被害を防止するため、カラスネット、折り畳み式防鳥用ボックスの設置を推奨します。	

4-3 区民・事業者との協働によるまちの美化活動の推進	環境課
杉並区を清潔で快適なまちにするため、区内事業者、町会・自治会などの地域の清掃活動を支援します。	

4-4 まちに調和した屋外広告物設置の啓発と取締りの実施	土木管理課、土木事務所、都市整備部管理課
屋外広告物をまちに調和した美しいものにするよう啓発するとともに、違反広告物の撤去を引き続き行い、景観に配慮した美しいまちをつくりまします。	

4-5 動物の適正飼養に関する啓発	生活衛生課
公衆衛生や環境美化の推進のため、動物の適正飼養に関する普及啓発を行います。また、動物愛護について理解を深め、人と動物が共生できる環境をつくりまします。	

4-6 カラス・ねずみ・蜂類の駆除及び相談業務の充実	環境課
カラスやスズメバチの巣の迅速な撤去や家屋に侵入するねずみへの対処方法を PR するなど、衛生害虫等に関する課題を解決し、区民が安心して快適に暮らすことができるようにまします。	

4-7 管理が不良な空き地等への是正指導	環境課
雑草が繁茂した空き地等の所有者に対し、文書催告などで適切な管理を指導し、区民が安心して快適に暮らせる生活環境を維持まします。	

4-8 路上喫煙防止指導	環境課
区民が安全で快適に暮らすことができる地域社会を創造していくため、路上禁煙地区内での路上喫煙行為に対する過料徴収や区内全域での歩きタバコ・吸い殻のポイ捨て行為に対して、継続的かつ効果的な指導・啓発活動を通じて、喫煙マナーの徹底を図ります。	

【個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組】

4-9 景観まちづくりの推進	都市整備部管理課
区民の景観に対する意識を高め、自主的に景観づくりに取り組む風土を醸成まします。景観計画に基づき、建築物の届出や事前協議を通じて、景観に配慮したまちなみを将来にわたり継承し創出していきます。	

4-10 緑化活動の支援と推進	みどり公園課、杉並土木事務所
すぎなみ美・道路組や花咲かせ隊、公園育て組などの道路や身近な公園の花壇管理・維持活動は、まちを美しくします。また、区民が土やみどりに触れることができる貴重な場となっています。活動を通じて地域コミュニティの活性化にもつながるため、積極的に地域団体の育成や支援を行っていきます。	
4-11 公共施設による景観整備	都市整備部管理課
公共建築物、公園、道路、河川等の公共施設の整備にあたっては、環境共生型施設とするとともに地域の良好な景観づくりに関し先導的な役割を担うよう、杉並区公共施設景観形成指針に則した整備を行います。	
4-12 歴史的建造物を活用したまちづくり	みどり公園課
杉並の自然と歴史、文化などを今に伝えるとともに良好な景観を形成している建築物などを活かしたまちづくりをめざします。荻外荘については地域の活性化に役立てるような活用方法を検討し、都市公園として整備します。	
4-13 屋敷林等の保全の推進	みどり公園課
杉並らしい歴史風土を今に伝える屋敷林や農地などの貴重なみどりを、区民の共有財産として後世に残していくために策定した「杉並区緑地保全方針」に基づき民有地のみどりを保全していきます。本方針で選定した「杉並らしいみどりの保全地区」をはじめ、区内に点在する屋敷林・農地について、地域特性を生かした魅力あるまちなみ保全に努めます。	

基本目標 V 区民、事業者、NPO、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる

【環境教育、環境学習の拡充・推進】

5-1 地域における環境教育の推進	環境課
豊富なノウハウのあるNPO法人等との協働により、環境講座・講習会やイベントの開催、学校の環境教育への支援を行い、区民に対して、環境に関するさまざまな知識を学ぶ機会を提供します。	
5-2 学校における環境教育の推進	済美教育センター
次代を担う子どもたちが、環境や自然と人間の関わり、環境問題と日常生活との関わりについて理解を深め、持続可能な社会の実現を目指して、主体的に行動する力を身につけていくため、「杉並区教育ビジョン2012」を踏まえ、小学校、中学校等それぞれの発達段階に応じて、全教育活動を通して、自然保護の重要性や環境負荷の少ない生活を目指すことの大切さを育みます。	
5-3 小中学生環境サミットの開催	環境課、済美教育センター
小中学生に、環境問題への理解を深め、環境問題を自らの問題としてとらえ、問題解決に向けた実践行動を養うことを目的として「小中学生環境サミット」を開催します。	

5-4 エコスクールの推進	学校整備課、済美教育センター
児童生徒等の学習・生活の場としての学校施設を環境に配慮したものとするため、環境を考慮した学校施設（エコスクール）整備を充実します。区立学校の緑化等を計画的に進め、環境に配慮した学校運営、及び学校を核として家庭・地域を含めた環境教育の充実を図ります。	

5-5 体験学習の拡充	学務課、済美教育センター、環境課
<p>子どもの頃から自然の大切さについて、体験を通じて理解するため、理科や生活科、総合的な学習の時間等を利用して、自然体験活動の充実を図ります。また、移動教室などを通し、豊かな自然に直接触れ合う機会を提供します。</p> <p>さらに、環境教育にかかわる取組の推進役となる中学生を育てるために、世界自然遺産である小笠原村や豊かな自然を有する交流自治体等との交流学习を進めます。</p>	

5-6 清掃車（カットカー）の出前学習の推進	杉並清掃事務所
小学校や保育園等に職員を派遣し、ごみが積み込まれていく様子が見える清掃車(カットカー)を使用しながら、ごみの減量とリサイクルの必要性、ごみや資源の分別の体験など、子どもの頃から環境に対する意識を高めます。	

【環境活動の推進】

5-7 様々な媒体による環境情報の提供	各事業所管課
環境に配慮した行動を促進するため、広報、区ホームページのほか、情報紙やスマートフォン用アプリケーションなど、様々な媒体を活用して環境に関する情報を発信します。	

<主な関連事業>

- 1-1 省エネルギー対策の推進
- 1-9 ごみの減量に関する意識啓発
- 1-10 ごみの減量と適正な分別の普及
- 1-11 食品ロスの削減
- 1-12 生ごみ減量対策の推進
- 1-13 マイバッグの普及
- 3-22 緑化、自然環境の知識の普及、啓発

5-8 環境活動への支援	環境課
環境活動推進センターは、環境全般やリサイクルの普及に関する各種事業を展開し、環境団体の活動拠点、環境団体間の交流の場となるとともに、杉並清掃工場の学習機能との連携強化を図り、区民の様々な環境保全への取組みや自発的行動を積極的に支援します。	

<主な関連事業>

- 1-14 集団回収の促進
- 3-15 自然環境調査等の実施
- 3-19 援農ボランティアの支援
- 3-21 みどりのボランティア活動の支援と推進
- 4-3 区民・事業者との協働によるまちの美化活動の推進
- 4-10 緑化活動の支援と推進

5-9 NPO等の活動の推進	地域課
NPOをはじめ環境保全等の地域課題の解決に取り組む団体の活動を支援するため、すぎなみ協働プラザを中心に、情報提供や相談対応、団体相互の連携・協力などの支援を行います。また、NPO支援基金により、NPOの活動を支援します。	

第 5 章 環境配慮行動指針

環境配慮行動指針

	区民の行動指針	事業者・NPOの行動指針
基本目標Ⅰ 低炭素・循環型のまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要な場所の照明は消灯します。 ・ 水道の蛇口はこまめに閉めます。 ・ 不要時は家電製品の主電源を切ります。 ・ 家電製品・車等を購入する際は省エネルギータイプを選びます。 ・ 家具・家電製品は修理し、大事に使います。 ・ 自動車の使用を控え、公共交通機関を利用します。 ・ エコドライブを心がけます。 ・ マイバッグやマイはし、マイ水筒を持参します。 ・ ごみを減らす工夫をします。 ・ 雨水の活用を心がけます。 ・ 残飯を出さないように工夫します。 ・ 資源の分別を徹底します。 ・ 資源の集団回収に参加します。 ・ 再生品を積極的に利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギーに配慮した製品開発・販売に努めます。 ・ 事業用施設・設備の省エネルギー対策を強化します。 ・ 法律に基づきフロンガス類を適正に管理します。 ・ 自動車の使用を控え、公共交通機関を利用します。 ・ エコドライブを心がけます。 ・ レジ袋を削減します。 ・ 雨水の活用を心がけます。 ・ 廃棄物の再利用率を高め、過剰包装の抑制など、ごみの減量に努めます。 ・ 再生品の販売や活用をします。 ・ 生産者責任のもと資源化ルートをつくりまします。 ・ 再利用・資源化しやすい製品をつくりまします。 ・ 事業系ごみ・資源の適正な排出に努めます。

	区民の行動指針	事業者・NPOの行動指針
基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車を購入する際は低公害車・低燃費車を選びます。 ・ 自動車は適正な整備を行います。 ・ 自動車の使用を控え、公共交通機関を利用します。 ・ エコドライブを心がけます。 ・ 有害物質が排出される商品の購入・使用を減らします。 ・ 小型焼却炉等によるごみ等の焼却はしません。 ・ 新築・改築時に有害化学物質を有する建材等の使用を極力避けます。 ・ 排水に生ごみや油が混入しないよう、水洗いの前に紙等で拭きとるように心がけます。 ・ 洗剤は環境対応タイプを選び、その使用は必要最低限に留めます。 ・ 日常における騒音・振動の抑制を心がけます。 ・ 一定規模以上の揚水施設を設置する場合は、届出をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の使用を控え、公共交通機関を利用します。 ・ 車を購入する際は低公害車・低燃費車を選びます。 ・ 自動車は適正な整備を行います。 ・ エコドライブを心がけます。 ・ 産業廃棄物を減らします。 ・ 有害化学物質の廃棄は、法令に基づき適正に処理します。 ・ 管理する化学物質を公表します。 ・ 商品等の有害性情報を消費者に分かりやすく表示します。 ・ 有害化学物質の使用抑制、代替物質を検討します。 ・ 新築・改築時に有害化学物質を有する建材等の使用を極力避けます。 ・ アスベスト使用建物解体時には、適正な処理を行います。 ・ 低騒音、低振動型機械を使用します。 ・ 近隣に配慮した排気を行い、必要に応じて悪臭防止装置を設置します。 ・ 一定規模以上の揚水施設を設置する場合は、届出をします。 ・ 必要以上に地下水の使用を行いません。

	区民の行動指針	事業者・NPOの行動指針
基本目標 自然環境が保全され、多様な生き物が生息できるまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりを守り育てる地域活動に参加します。 ・塀の生け垣やフェンスの緑化を行います。 ・屋上・壁面緑化を行います。 ・みどりを共有の財産として大切にします。 ・建築を行う際は、既存のみどりを保全し、新たな緑化に努めます。 ・地域のシンボルである屋敷林等の保全を心がけます。 ・みどりの基金に協力します。 ・植物や虫、鳥の生態系について知識を習得します。 ・庭や公園などのみどりを大切にします。 ・建築を行う際は既存木の保全を心がけます。 ・池や水鉢などでビオトープをつくりま す。 ・雨水の活用を心がけます。 ・雨水浸透施設の設置など、雨水の浸透を心がけます。 ・河川などの環境を守ります。 ・河川などにごみを捨てません。 ・自然観察会に参加します。 ・農業体験などを通して都市農業を理解します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりを守り育てる地域活動に参加します。 ・事務所の敷地にみどりを育てます。 ・塀の生け垣やフェンスの緑化を行います。 ・みどりを共有の財産として大切にします。 ・宅地開発や建築を行う際は、動植物生息空間に配慮します。 ・みどりの基金に協力します。 ・植物や虫、鳥の生態系について知識を習得します。 ・庭や公園などのみどりを大切にします。 ・池や水鉢などでビオトープをつくりま す。 ・雨水の活用を心がけます。 ・雨水浸透施設の設置や透水性舗装など、雨水の浸透を心がけます。 ・河川などの環境を守ります。 ・河川などにごみを捨てません。 ・野生動植物の保護活動に参加します。

	区民の行動指針	事業者・NPOの行動指針
基本目標④ 魅力ある快適なまちなみをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のシンボルである屋敷林等の保全を心がけます。 ・まちの美化活動に参加します。 ・自宅や周辺の清掃、草取りを定期的に行います。 ・道路にたばこやごみを捨てません。 ・歩きたばこはしません。 ・ごみ集積所の適正管理を行います。 ・犬や猫のふんを道路に放置せずに持ち帰ります。 ・所有する空き地などの適正管理を行います。 ・杉並の文化、歴史的資源を守ります。 ・魅力ある景観づくりに配慮します。 ・建築物を建てる際には、周辺の景観との調和や良好な景観づくりに配慮します。 ・地域の美化・緑化活動に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの美化活動に参加します。 ・事業所や周辺の清掃、草取りを定期的に行います。 ・商品や広告物などのはみ出しをしません。 ・道路にたばこやごみを捨てません。 ・歩きたばこはしません。 ・ごみ集積所の適正管理を行います。 ・販売場所に空き缶などの回収容器を設置し、適正に管理します。 ・所有する空き地などの適正管理を行います。 ・杉並の文化、歴史的資源を守ります。 ・魅力ある景観づくりに配慮します。 ・建築物を建てる際には、周辺の景観との調和や良好な景観づくりに配慮します。 ・地域のシンボルである屋敷林等の保全を心がけます。 ・地域の美化・緑化活動に取り組みます。
基本目標④ 区民、事業者、NPO、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習や環境教育に取り組みます。 ・講座等で学んだ環境配慮行動を実践します。 ・地域に環境活動の輪を広げていきます。 ・広報やホームページ等で、環境施策の現状を把握します。 ・区に対し、環境への取組について、意見や提案を行います。 ・環境活動に積極的に参加します。 ・区と事業者とともに、省エネルギーに取り組みます。 ・区と事業者とともに、省資源に取り組みます。 ・区と事業者とともに、みどりを守り育てます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校における環境教育・環境学習を支援します。 ・職場における環境教育を実施し、従業員の環境問題に関する意識を高めます。 ・地域に環境活動の輪を広げていきます。 ・広報やホームページ等で、環境施策の現状を把握します。 ・区に対し、環境への取組について、意見や提案を行います。 ・環境活動に積極的に参加します。 ・区と区民とともに、省エネルギーに取り組みます。 ・区と区民とともに、省資源に取り組みます。 ・区と区民とともに、みどりを守り育てます。

第6章 地球温暖化対策実行計画

【地球温暖化対策実行計画】

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画は、地方公共団体が実施している事務・事業（事務事業編）やその区域（区域施策編）に関して定めるものです。

具体的な取組については、第3章（31ページ）及び第4章（56ページ）の「地球温暖化防止への取組」に基づきます。

1 事務事業編

杉並区が事業者として取り組むべき環境及び省エネルギー対策の基本指針を定めています。

（名称及び計画期間）

名称：杉並区環境・省エネ対策実施プラン
計画期間：平成27年度～平成33（2021）年度

（目標）

①エネルギー削減の達成目標

・平成33（2021）年度までに、エネルギー使用量※を平成22年度比で10%削減します。

②環境配慮行動における管理項目の達成目標

- ・平成33（2021）年度までに、用紙類を平成21年度比で15%削減します。
- ・平成33（2021）年度までに、一般廃棄物を平成21年度比で10%削減します。
- ・毎年度、グリーン購入を100%達成します。

※エネルギー使用量

杉並区役所本庁舎を含む区有施設全体の使用量で、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等に基づく原油換算によるエネルギー使用量です。

（目標の実現に向けた主な取組）

- ①省エネ・省資源に対する職員意識の徹底
- ②省エネ技術、省エネ型設備機器類の導入の検討
- ③組織の主体性と責任ある取組み

2 区域施策編

温室効果ガスの排出を抑制するため、東京都環境基本計画との整合を図り、以下のとおりとします。

(基準年度及び計画期間)

基準年度：平成12年度

計画期間：平成30年度～平成42(2030)年度

(目標)

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故以降の東京電力による供給電力の二酸化炭素排出原単位が不確実であり、将来の推移を見通すことが現状では難しいこと。また、杉並区は東京都の一員であり、東京都の目標との整合を図る必要があることから、温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおりとします。

<目標>

平成42(2030)年までに、杉並区内の温室効果ガス排出量を平成12年度比で30%削減します。

※ 杉並区独自の削減目標については、次期環境基本計画を策定する際に、改めて検討することとします。

<短期目標>

平成33(2021)年度までに、区内の年間二酸化炭素排出量を平成17年度比で3.8%削減します。

※ 杉並区では、温室効果ガス排出量のうち二酸化炭素排出量が9割以上を占めており、平成26年度実績では、94.5%となっています。

參考資料

1 位置・地勢

杉並区は、一般に「城西地区」と呼ばれる区域に属し、東は中野区、渋谷区、西は三鷹市、武蔵野市、南は世田谷区、北は練馬区と隣り合っています。

武蔵野台地の上、東京23区の西端に位置し、東西は7,508m、南北は7,159mあり、地形はおおむね方形で、面積は34.06km²と23区中8番目の広さを持っています。

区内には、北に妙正寺川、中央部に善福寺川、南部に神田川の3河川が西から東に流れています。

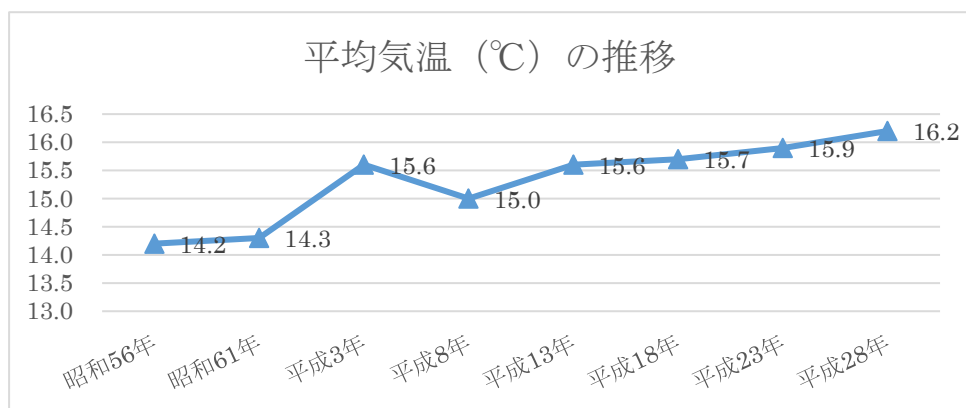


東経：139度35分～40分 北緯35度40分～44分

2 気象

(1) 気温

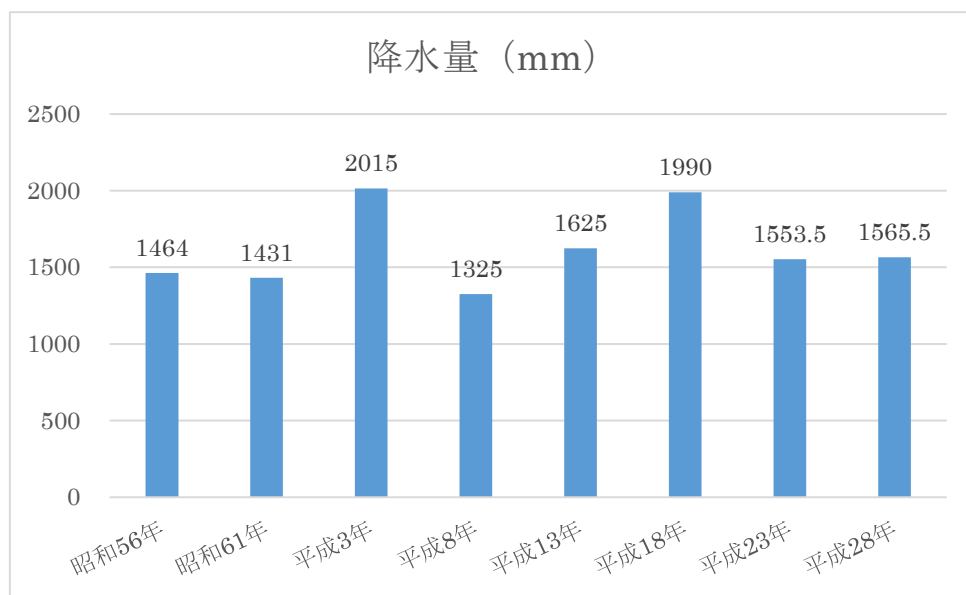
気象庁が観測している練馬観測所のデータで見ると、平均気温は上昇傾向にあり、昭和56年から平成28年の35年間で、2℃上昇しています。



出典：気象庁ホームページ（練馬観測所データ）

(2) 降水量

降水量はその年によって差があり、練馬観測所のデータからは、顕著な増減の傾向は見られません。



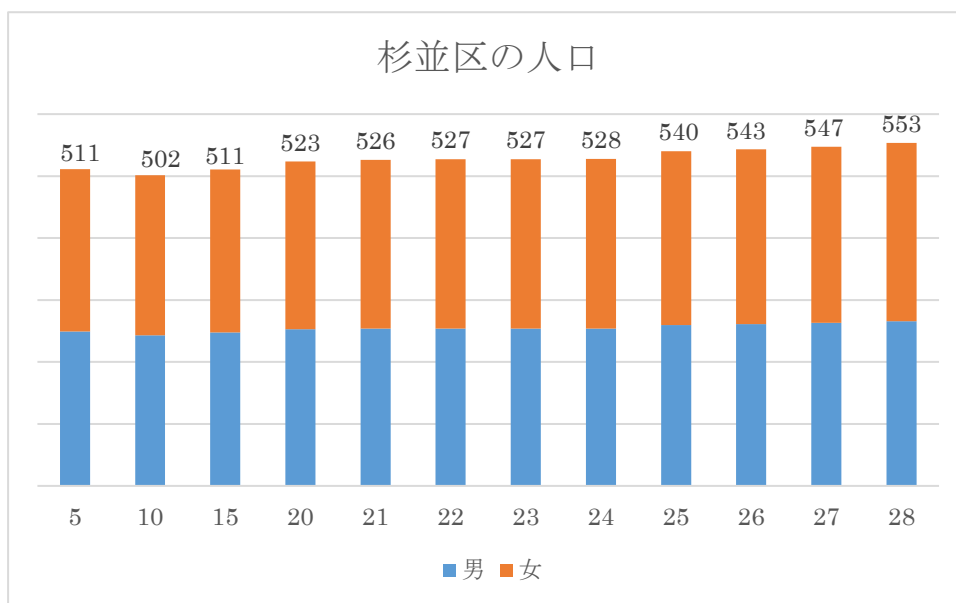
出典：気象庁ホームページ（練馬観測所データ）

3 人口・世帯数

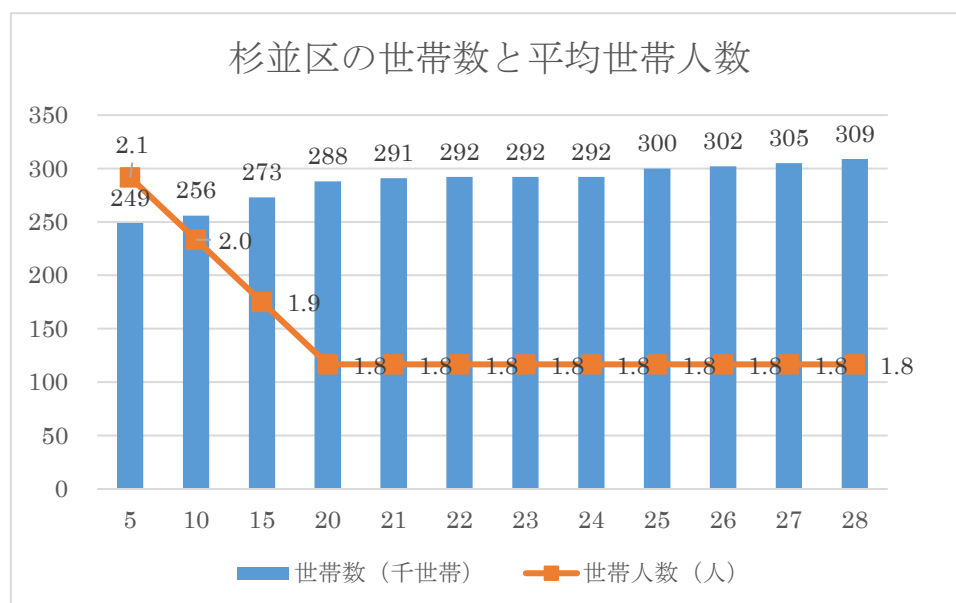
人口、世帯数とも微増傾向にあり、平成28年1月1日現在の人口は、男265,751人、女287,537人の計553,288人（外国人を含む）となっています。

外国人の人口は、平成25年1月1日現在で10,489人であったものが、平成28年1月1日現在は12,798人となっており増加傾向が顕著となっています。

(人口：千人)

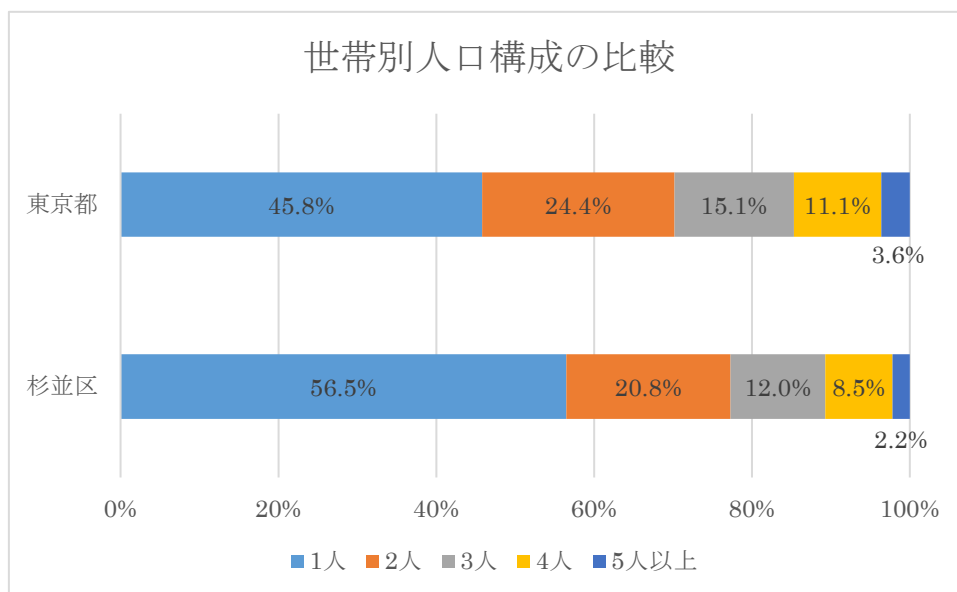


出典：杉並区統計書（※各年1月1日 ※平成25年から外国人を含む）



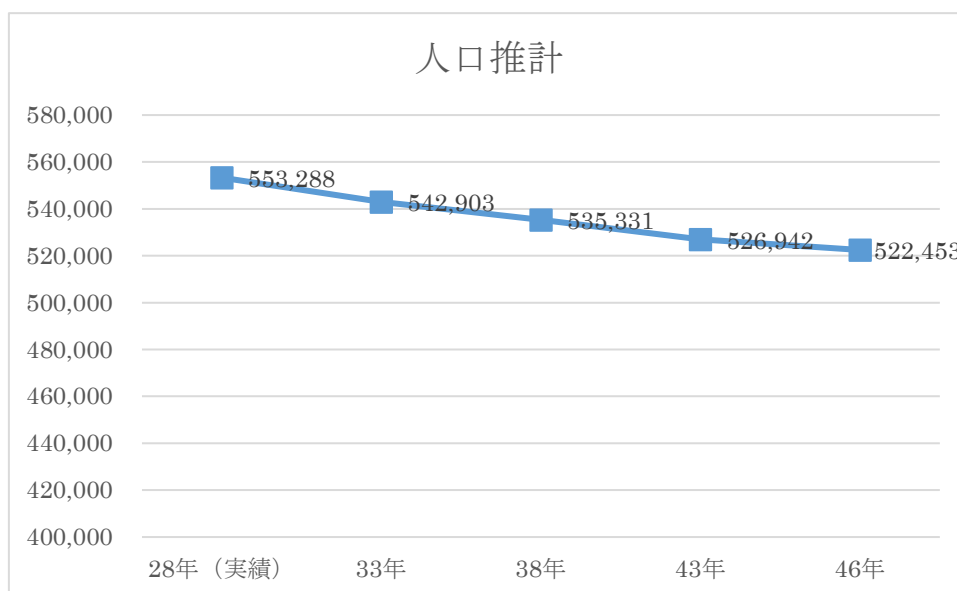
出典：杉並区統計書（各年1月1日）

世帯人口別の内訳を東京都全体と比較してみると、単身世帯、核家族世帯の割合が高く、杉並区の特徴となっています。



出典：第66回東京都統計年鑑（平成22年国勢調査）

平成26年の総合計画改定時の人口推計を、グラフで示しました。
（人口：人）

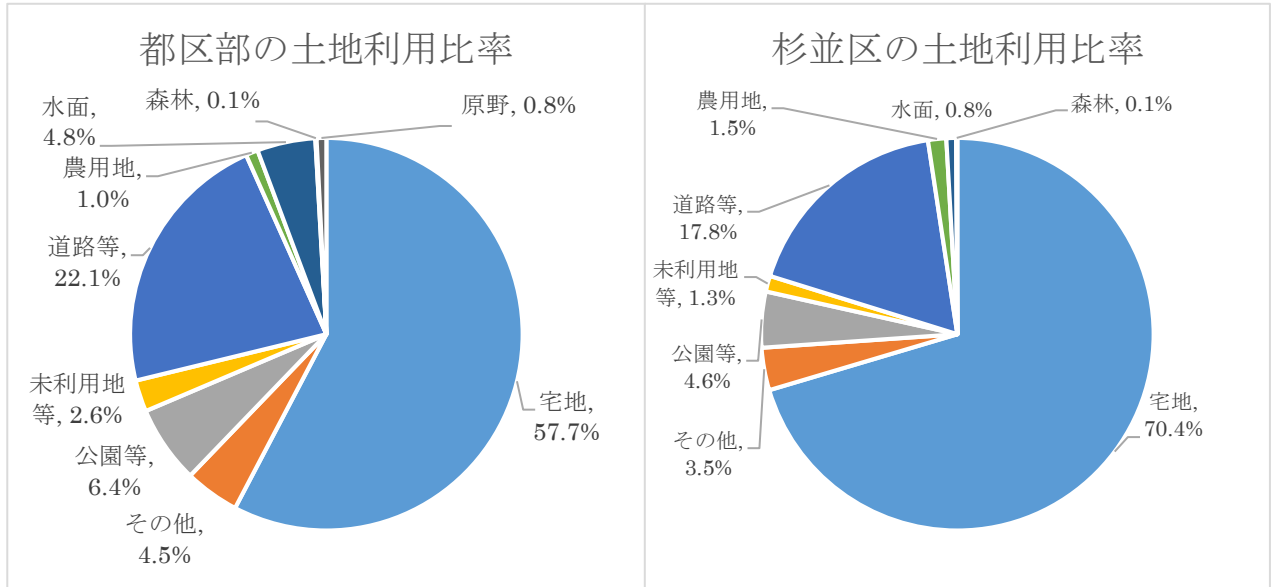


出典：総合計画の平成26年改定資料

4 土地利用

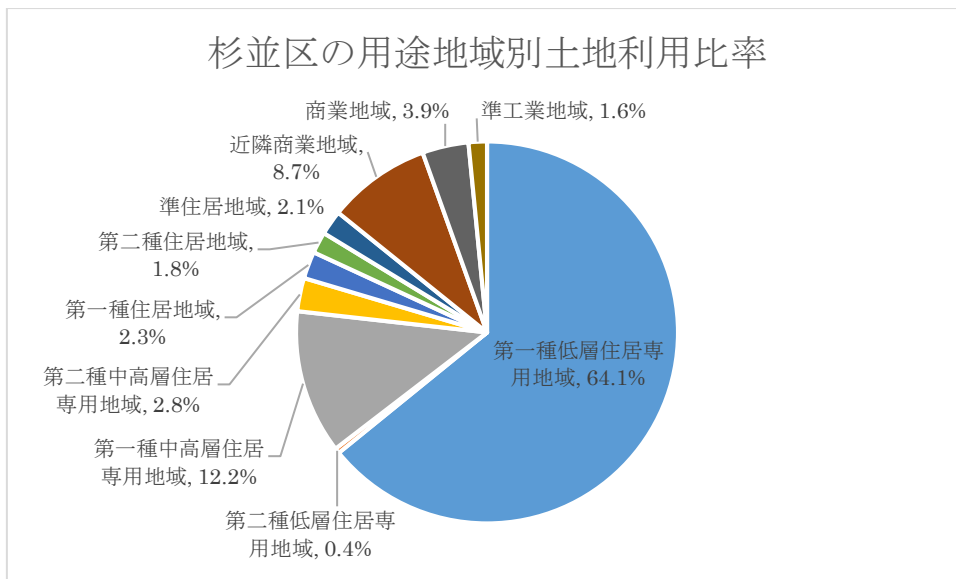
東京都区部の57.7%を宅地が占めているのに対し、杉並区は70.4%を宅地が占めており、宅地の構成比は、目黒区、中野区に次いで3番目に高い割合となっています。

宅地のうち住宅用地の比率は、都区部が59.1%であるのに対し、杉並区は78.6%と都区部の中で最も高い比率となっており、住宅都市としての性格を表しています。一方、宅地のうち商業用地の比率は、都区部16.0%に対し、杉並区は8.3%と都区部中で最も低い比率となっています。



出典：東京の土地利用 平成23年東京都区部

平成28年4月1日現在 (単位：ha)

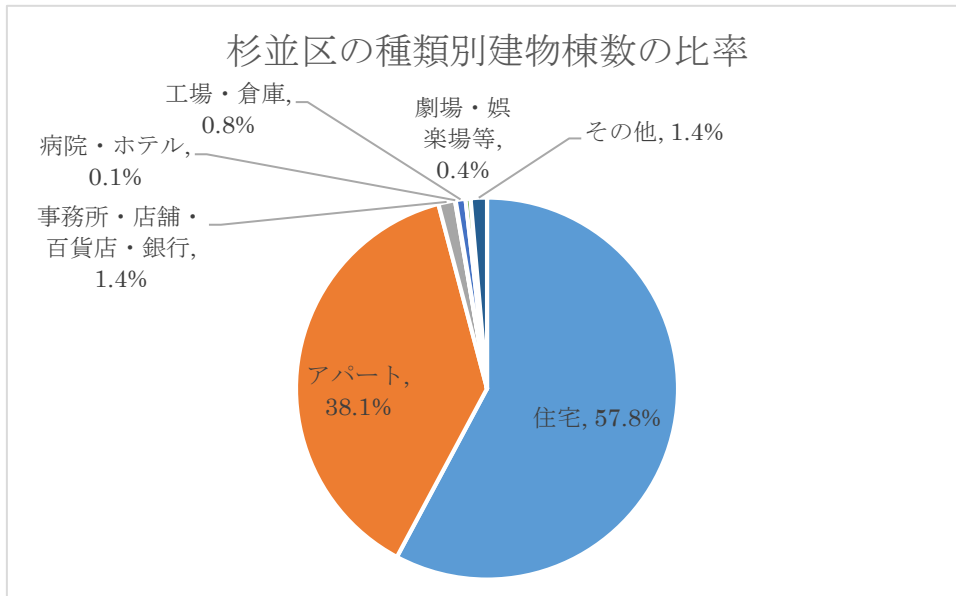


※端数処理のため、各数値の合計は100%にはなりません。

出典：特別区の統計 平成28年版

5 建物

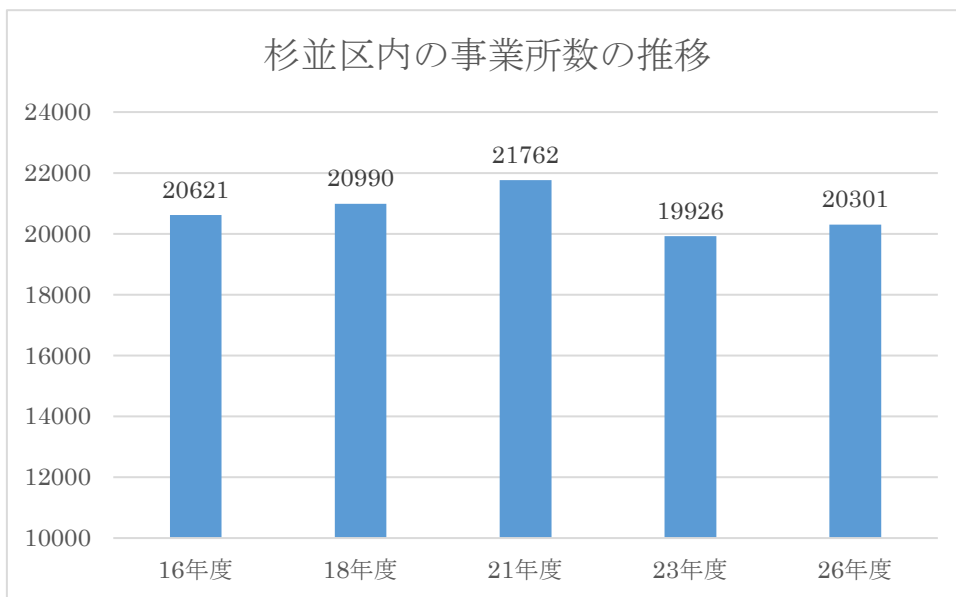
平成 27 年 1 月 1 日現在



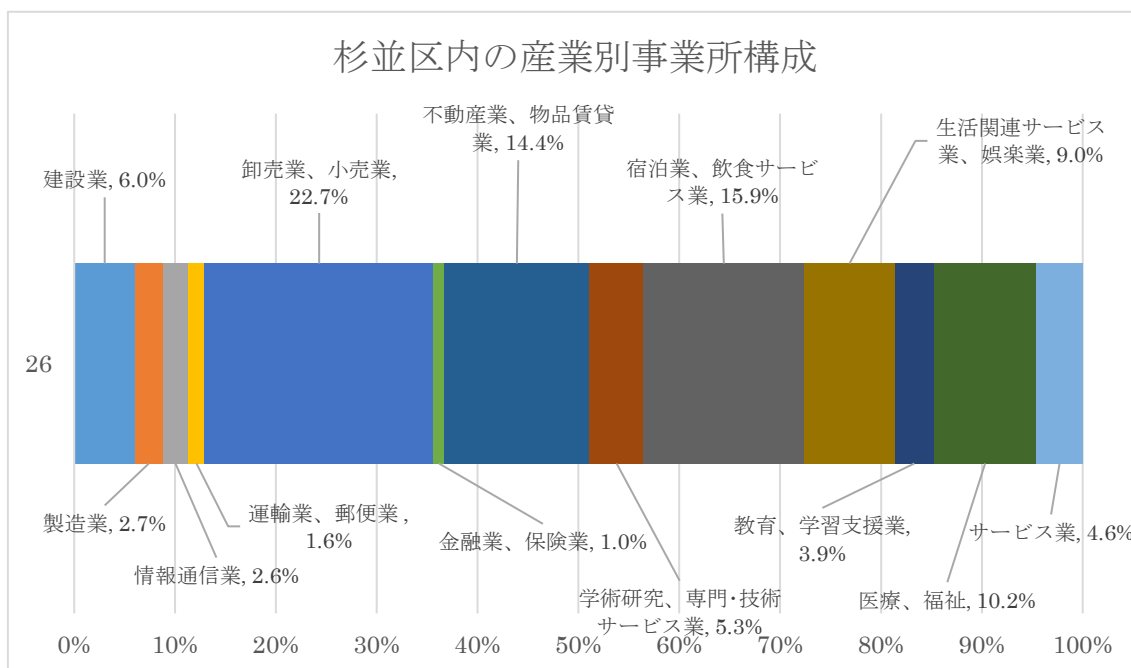
出典：第 66 回東京都統計年鑑

(住宅：木造専用住宅+併用住宅、 アパート：非木造家屋の住宅を含む)

6 事業所

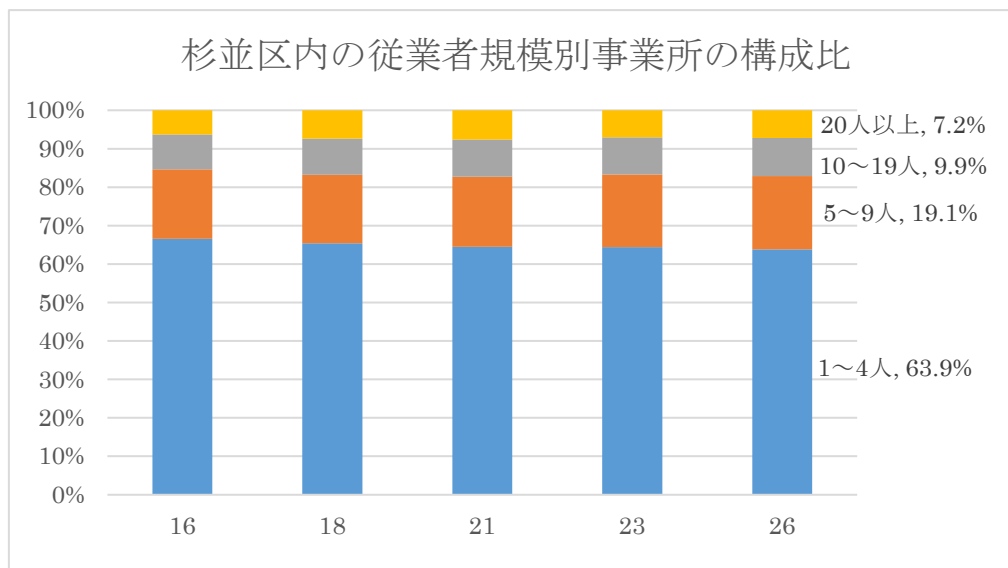


出典：杉並区統計書



※端数処理のため、各数値の合計は100%にはなりません。

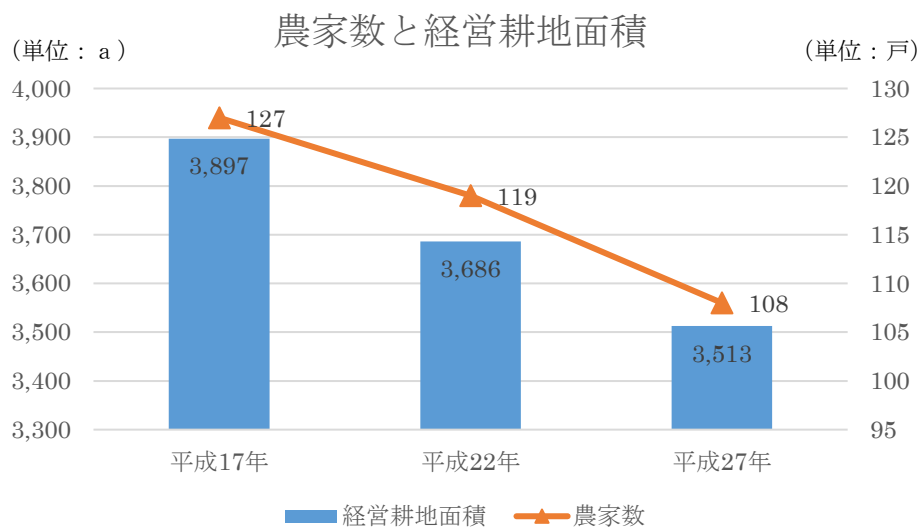
出典：杉並区統計書（平成26年6月1日現在で実施された経済センサス基礎調査）



※端数処理のため、各数値の合計は100%にはなりません。

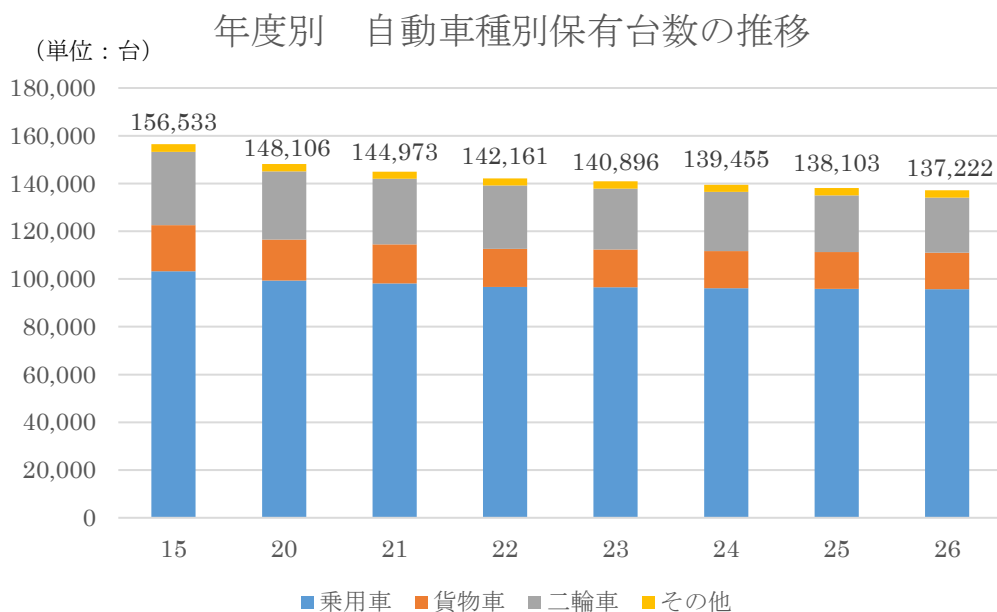
出典：杉並区統計書

7 農業



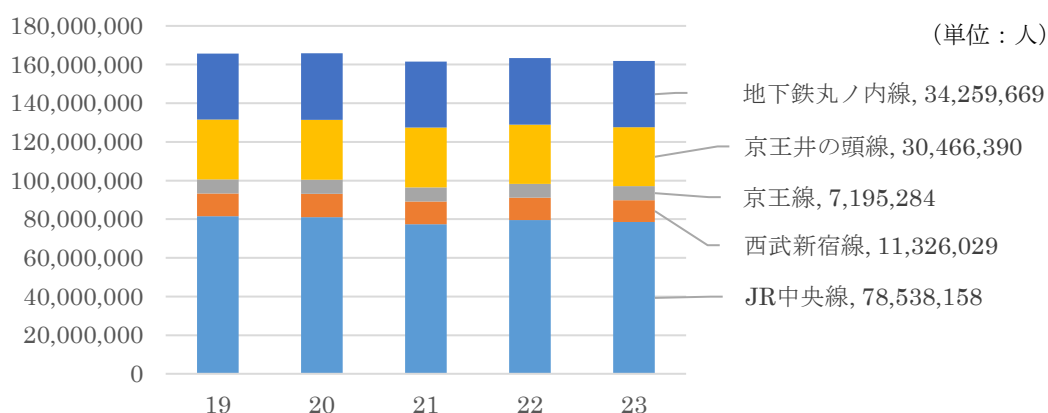
出典：杉並区統計書

8 交通



出典：杉並区統計書

年度別 杉並区内の鉄道乗車人員数



出典：杉並区統計書

9 自然

(1) 自然環境調査の結果

平成24年、25年に実施した第6次調査では、区内で2,470種類の動植物を確認できています。その中の142種類が環境省や東京都のレッドリスト掲載種（注目種）です。

外来種は、177種類が確認されており、うち4種類が特定外来生物でした。

分類群	確認種	注目種	外来種	
			外来種	特定外来生物
植物	1,074	51	162	2
クモ類	183	8	1	0
昆虫類	1,143	57	8	0
鳥類	53	15	3	1
両生類	4	3	1	1
は虫類	8	7	1	0
ほ乳類	5	1	1	0
合計	2,470	142	177	4

特定外来生物：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、飼育・栽培・保管・運搬・輸入・野外へ放つこと、植えることやまくことが原則禁止されている。

植物=アレチウリ・オオフサモ、

鳥類=ガビチョウ、両生類=ウシガエル

(2) 河川生物調査の結果

平成27年の第七次河川生物調査では、底生動物など503種が確認されています。その中の22種類が環境省や東京都のレッドリスト掲載種（重要種）です。

分類群	確認種	重要種	外来種	
				特定外来生物
底生動物	83	9	9	0
付着藻類	146	4	1	0
魚類	16	3	7	2
水草	4	1	2	1
水辺の植物	254	5	26	0
合計	503	22	45	3

外来種：国内起源の外来種を含む

特定外来生物：魚類=ブルーギル・オオクチバス 水草=オオフサモ

環境年表

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1949 (昭24) ～ 1966 (昭41)	・第1号区立公園の荻窪公園開園(昭12年8月)	・東京都で全国初めて「工場公害防止条例」制定(昭24年) ・東京都清掃条例制定(昭29年) ・14号地(夢の島)ごみ埋立処分場埋立開始(昭32年) ・都市公害部を設置(昭35年) ・東京にスモッグが連続発生し、社会問題化(昭37年)	・水俣病患者はじめて発生(昭28年) ・清掃法制定(昭29年) ・「工場排水規制法」「水質保全法」制定(昭33年) ・四日市ぜんそく患者多発(昭36年) ・「ばい煙規制法」公布(昭37年) ・阿賀野川流域で水俣病患者発見(昭40年)
1967 (昭42)		・杉並清掃工場都市計画事業決定 事業決定に住民側が取消し訴訟を提起	・新潟水俣病、四日市ぜんそく被害者訴訟提起 ・「公害対策基本法」公布
1968 (昭43)		・東京都公害研究所設立 ・東京電力と公害防止協定締結	・「大気汚染防止法」「騒音規制法」公布
1969 (昭44)	・杉並区建築部に公害課を新設・「騒音規制法」「工場公害防止条例」及び「騒音防止条例」が事務委任される。	・「東京都公害防止条例」公布	・硫酸酸化物に係る大気環境基準設定 ・「公害に係る健康被害に関する特別措置法」公布
1970 (昭45)	・杉並区公害レポートを発行 ・杉並区「東京立正高校」光化学スモッグ被害発生	・「公害審議会」開会。公害問題の集中審議が行われる。 ・オキシダント注意報、警報の前日予報体制確立 ・東京都公害局設置	・一酸化炭素に係る大気環境基準設定 ・「公害紛争処理法」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(旧清掃法全部改正)公布 ・「水質汚濁防止法」公布
1971 (昭46)		・「東京都公害監視委員会」発足 ・都知事、都議会で「ごみ戦争宣言」	・騒音に係る環境基準を設定 ・「悪臭防止法」公布 ・環境庁発足 ・水質汚濁に係る環境基準告示
1972 (昭47)	・杉並区公害監視委員会発足 ・区民部に環境課設置 ・公害測定室を区庁舎敷地に建 ・緑化基本調査	・「東京都清掃条例」公布 ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」公布() ・「東京地域公害防止計画」制定	・初の「環境白書」を発表 ・「公害等調整委員会設置法」公布 ・「自然環境保全法」公布
1973 (昭48)	・「みどりの条例」制定	・中央防波堤内側ごみ埋立処分場埋立開始	・大気汚染に係る環境基準の設定 ・「公害健康被害補償法」公布
1974 (昭49)	・組織改正により環境部環境課、公害課となる。	・分別収集23区で実施 ・東京都初の「光化学スモッグ警報」発令 ・杉並清掃工場建設和解成立	・国立公害研究所の発足 ・酸性雨の被害発生 ・「大気汚染防止法」の一部改正(総量規制の導入)
1975 (昭50)	・中央自動車道高井戸ランプ問題で五者協議発足	・「環状七号道路の自動車公害等に対する対策会議」(環七対策会議)発足	・PCBについての水質汚濁に係る環境基準・排水基準の決定 ・六価クロム問題発生
1976 (昭51)			・「振動規制法」公布 ・硫酸酸化物総量規制の実施
1977 (昭52)		・中央防波堤外側埋立処分場埋立開始	
1978 (昭53)	・杉並区鉄道被害住民意識調査報告書作成 ・杉並区自動車駐車場公害防止指針を制定	・「東京地域公害防止計画」後期5か年を改定	・二酸化窒素の環境基準改定
1979 (昭54)	・工場等公害対策基礎調査報告書作成	・日本化学工業と「六価クロム鉍滓処理に係る協定書」を締結	
1980 (昭55)	・「杉並区有リン合成洗剤使用中止方針」決定	・「東京都環境影響評価条例」公布	・「幹線道路沿道整備法」公布
1981 (昭56)		・「産業廃棄物処理計画」策定 ・「東京都緑のマスタープラン」策定	
1982 (昭57)		・杉並清掃工場操業協定締結	・ばいじん排出基準の規制強化

環境年表

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1983 (昭58)		・杉並清掃工場本格操業開始 ・環状七号線、沿道整備道路に指定	
1984 (昭59)	・「杉並区緑化基本計画」策定	・「東京都緑の倍增計画」策定	・「環境影響評価の実施について」閣議決定
1985 (昭60)	・自然環境調査（昭和60年～62年）		・「オゾン層の保護のためのウィーン条約」を採択
1986 (昭61)			・安中公害訴訟和解に合意し、「公害防止協定」締結
1987 (昭62)		・東京都環境管理計画策定 ・「'87東京都緑の倍增計画」策定	・「公害健康被害補償法」一部改正（大気汚染地域指定の解除） ・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」を採択
1988 (昭63)		・東京地域公害防止計画改定	・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布 ・環境庁、ディーゼル乗用車のNOx規制強化（約30%低減）を決定
1989 (平成元)		・東京都における地球環境問題への取組方針の策定	・トリクロロエチレン等を水質汚濁防止法規制対象物質に追加 ・「大気汚染防止法」を改正し、石綿粉じんの規制
1990 (平2)			・モントリオール議定書第2回締約国会合、フロン等の全廃を決定 ・国、地球温暖化防止行動計画を策定 ・厚生省ダイオキシン類発生防止案ガイドライン作成
1991 (平3)	・杉並区集団回収事業開始	・「ごみ減量化行動計画」策定	・「再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）」公布 ・環境庁「土壌の汚染に係る環境基準について」告示
1992 (平4)	・集団回収実施団体の報奨金支給事業が東京都から移管	・「東京都地球環境保全行動計画」策定 ・「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」公布（清掃条例全面改正） ・資源の収集モデル事業実施	・有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約発効 ・生物多様性に関する条約採択 ・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx法）公布
1993 (平5)		・「東京地域公害防止計画」 ・「東京都水辺環境保全計画」	・水質汚濁防止に係る環境基準の15項目が追加される ・「環境基本法」公布
1994 (平6)	・杉並区リサイクル協会設立	・「東京都環境基本条例」公布 ・「東京都公害防止条例」改正 ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」改正	・地球環境東京会議（「東京宣言1994」採択） ・「環境基本計画」閣議決定
1995 (平7)	・杉並区リサイクル推進計画（7～9年）策定 ・資源分別回収事業開始		・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）公布
1996 (平8)	・杉並区環境基本計画策定 ・事業系古紙リサイクルシステムスタート ・井草森公園周辺環境モニタリング調査	・初の「東京都環境白書」発行 ・七都県市低公害車指定制度 ・杉並中継所操業開始 ・事業系ごみの全面有料化	・「大気汚染防止法」の一部改正公布（有害大気汚染物質対策の導入等）
1997 (平9)	・杉並区環境基本条例公布 ・フロン回収事業開始	・「東京都環境基本計画」策定 ・東京都ダイオキシン類対策取組方針 ・「東京都一般廃棄物処理基本計画」策定	・環境影響評価法公布 ・ダイオキシン類削減のため大気汚染防止法と廃棄物処理及び清掃に関する法律の施行令等の改正

環境年表

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1998 (平10)	<ul style="list-style-type: none"> 杉並区リサイクル推進計画(10～11年)策定 「清潔で美しい杉並区をみんなで作る条例」公布(10年6月1日施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京地域公害防止計画」(9年～13年)策定 「東京都環境保全計画」 	<ul style="list-style-type: none"> 「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」公布 「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布
1999 (平11)	<ul style="list-style-type: none"> 「杉並区みどりの基本計画」策定 資源回収事業(東京ルールI)本格実施 杉並区分別収集計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京エネルギービジョン」 「東京都水マスタープラン」 「環境方針」策定(7月) 「自動車使用に関する東京ルール」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律施行(4月) 「ダイオキシン類対策特別措置法」公布 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」公布
2000 (平12)	<ul style="list-style-type: none"> 杉並区一般廃棄物処理基本計画策定 「杉並区ダイオキシン類の発生抑制に関する条例」公布 杉並区環境行動指針(区民・事業者編)策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都ダイオキシン類対策取組方針」の改定 清掃事業を特別区へ移管 緑の東京計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」完全実施 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」 「循環型社会形成推進基本法」公布 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」公布
2001 (平13)	<ul style="list-style-type: none"> ISO14001の認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)施行 「東京における自然の保護と回復に関する条例」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」施行 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOX法)」の一部改正、粒子状物質も対象となる。
2002 (平14)	<ul style="list-style-type: none"> 杉並区フロン回収事業終了 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都廃棄物処理計画」策定 「東京都環境基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「土壌汚染対策法」公布 「杉並区における不燃ごみ中継施設健康被害原因裁定事件」について、公害等調整委員会の原因裁定 「京都議定書」の締結及び「地球温暖化対策推進法」の一部改正 「使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」公布
2003 (平15)	<ul style="list-style-type: none"> 「杉並区環境基本計画」改定 「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」(15年10月1日施行)公布 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都環境影響評価条例」改正 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」改正 ディーゼル車規制開始 	<ul style="list-style-type: none"> 「自然再生推進法」施行 家庭系パソコンのリサイクル制度開始
2004 (平16)	<ul style="list-style-type: none"> 「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」一部改正(委託、代執行規定新設) 		<ul style="list-style-type: none"> 都市緑地保全法改正 景観法公布
2005 (平17)	<ul style="list-style-type: none"> みどりの基本計画改定 「杉並区アスベスト飛散防止に関する指導要綱」制定・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 環境確保条例改正 廃棄物条例改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「京都議定書」発効 大気汚染防止法による揮発性有機化合物の規制強化規定の施行(一部は18年4月) 石綿障害予防規則施行
2006 (平18)	<ul style="list-style-type: none"> 「杉並区みどりの条例」全面改正 清掃事務が区に完全に移管される 	<ul style="list-style-type: none"> 23区一部事務組合で初めての「一般廃棄物処理基本計画」策定 「東京都廃棄物処理計画」策定 ディーゼル車規制の基準値が強化される 「特別区事務処理特例条例」を改正し、「大気汚染防止法」に基づく事務の一部(アスベストに係る届出等)について特別区に事務権限を委譲 	<ul style="list-style-type: none"> 石綿規制強化のため、大気汚染防止法を改正 労働安全衛生法施行令の改正・施行。一部製品を除き、石綿等の製造等が全面禁止
2007 (平19)		<ul style="list-style-type: none"> 全国初「アスベスト成形板対策マニュアル」を作成 東京都気候変動対策方針策定 「緑の東京10年プロジェクト」基本方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書統合報告書公表

環境年表

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2008 (平20)	<ul style="list-style-type: none"> ・「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例施行 ・廃プラスチックサーマルリサイクルを全域で実施 ・プラスチック製容器包装とペットボトルの集積所回収を全 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画2008策定 ・東京都環境確保条例改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書第一約束期間（2008～2012）始まる ・第2次循環型社会形成推進基本計画策定 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正
2009 (平21)	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並中継所操業終了 ・路上禁煙地区での過料（2000円）徴収開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都地球温暖化対策指針策定 ・東京における自然の保護と回復に関する条例(自然保護条例)改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム設置補助開始 ・家電リサイクル法の改正により対象が5品目になる ・PM2.5環境基準設定
2010 (平22)	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区景観計画策定 ・環境基本計画改定 ・杉並区みどりの基本計画改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の開始 ・緑確保の総合的な方針 	
2011 (平23)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装の残渣の一部RPF化（4月～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都電力対策緊急プログラム」の策定 ・「東京都廃棄物処理計画」改定(・東京都省エネルギーの推進及びエネルギーの安定的な供給の確保に関する条例) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災 ・「環境影響評価法」一部改正 ・「環境教育等による環境保全の取組に関する法律」公布 ・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」公布
2012 (平24)	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの実態調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針策定 ・生物多様性の保全に向けた基本戦略策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次環境基本計画閣議決定 ・「都市の低炭素化の促進に関する法律」公布 ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」公布 ・生物多様性国家戦略2012 - 2020
2013 (平25)	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ金属部分の回収及び再資源化を開始 ・杉並区地域エネルギービジョン策定 ・一般廃棄物処理基本計画改定 ・小型家電15品目拠点回収開始 ・環境基本計画改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都環境影響評価条例改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・PM2.5 注意喚起のための暫定的な指針 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）改正 ・第三次循環型社会形成推進基本計画策定 ・大気汚染防止法改正
2014 (平26)	<ul style="list-style-type: none"> ・「なみすけのごみ出し達人(マスター)」の配信開始 ・不燃ごみの選別、金属分の回収及び資源化 ・蛍光管の適正処理及び資源化 ・杉並区緑地保全方針策定 ・すぎなみ環境情報館が高井戸へ移転し、「環境活動推進センター」に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・都民の健康と安全を確保する条例の改正 ・植栽時における在来種選定ガイドライン策定 ・東京都長期ビジョン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー基本計画(第四次計画)策定
2015 (平27)	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区総合計画・実行計画改定 ・ペットボトルの店頭回収廃止 ・不燃ごみの資源化を全量の45%から65%に拡大 ・集団回収報奨金の改定(町会・自治会) ・杉並区空家等対策協議会条例施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・パークマネジメントマスタープラン改定 ・持続可能な資源利用に向けた取組方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策の推進に関する特別措置法施行 ・騒音規制法の一部改正 ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行 ・国民運動「COOL CHICE(クールチョイス)」を開始 ・長期エネルギー需給見通しを決定 ・国連総会で「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択 ・気候変動の影響への適応計画を閣議決定 ・国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)開催

環境年表

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2016 (平28)	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生環境サミット開催 ・災害時の避難拠点となる区立小中学校13校に太陽光発電システムと蓄電池を設置 ・杉並区建築物等の解体工事及びアスベスト飛散防止に関する指導要綱に改正 ・荻外荘が国の史跡に指定される ・杉並区景観計画改定 ・電気自動車用充電設備導入助成開始 ・燃料電池自動車「H₂なみすけ号」を導入 ・「なみすけのごみ出し達人(マスター)」の外国語対応開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都環境基本計画策定 ・東京都資源循環・廃棄物処理計画策定 ・都民の健康と安全を確保する条例改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー革新戦略を決定 ・地球温暖化対策計画を閣議決定 ・地球温暖化対策推進法の一部改正 ・地球温暖化対策のための国民運動実施計画を策定 ・パリ協定発効 ・持続可能な開発目標(SDGs)実施方針を閣議決定
2017 (平29)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難拠点となる区立小中学校等14施設(累計27施設)に太陽光発電システムと蓄電池を設置 ・荻窪一丁目・成田西二・三丁目農の風景育成地区指定 ・急速充電設備を高井戸地域区民センター駐車場に導入 ・有害鳥獣110番設置 ・省エネルギー住宅助成開始 ・粗大ごみ受付の外国語対応開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都災害廃棄物処理計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期低炭素ビジョン策定 ・都市緑地法一部改正

環境年表

用語集

用語	説明
BOD (生物化学的酸素要求量)	Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量。主に河川の汚濁状況を見る指標。水中の微生物が有機汚濁物質を分解するのに必要な酸素の量のこと、この値が高いほど水が汚れていることを示す。
pg-TEQ	TEQは毒性等量といい、ダイオキシンの種類ごとに毒性の強さが異なるため、最も毒性の強いダイオキシンの量に換算したもの。1pgは1兆分の1グラム。
t-CO ₂	二酸化炭素の重量を示す。1万t-CO ₂ は、二酸化炭素の重量換算で1万トン。
SDGs (持続可能な開発目標)	平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を構成する文書。17の目標と169のターゲットで構成されており、経済・社会・環境の課題全てに対応し、調和させるもの。
TJ	エネルギー量の単位。Tは10の12乗を意味する。
VOC (揮発性有機化学物質)	大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定めるものを除く)のこと。
アスベスト(石綿)	石綿ともよばれる天然の鉱物繊維であり、耐熱性等に優れていることから建材や電気製品等に利用されてきた。
雨水浸透施設	雨水を地下に浸透させる施設。
エコスクール	環境に配慮した施設づくりとともに、児童生徒だけでなく家庭や地域の人々も含めて、学校を拠点として環境配慮行動につながる環境教育が行われるなど、ハード・ソフト両面における環境共生型学校。
エコドライブ	急加速や急減速、空ぶかしや長すぎるアイドリング(自動車が走っていない時にエンジンをかけっぱなしにする)を行わないなど、環境に配慮した自動車の運転。
温室効果ガス	国の地球温暖化対策計画では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素を温室効果ガスとして排出削減対象としている。
外来鳥獣	人為の影響によって本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域に入り込んだ鳥獣のこと。
拡大生産者責任	生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。
家庭用燃料電池	エネファームのこと。ガスなどから取り出した水素と空気中の酸素の化学反応で発電すると同時に、発電時の排熱を給湯に利用する。
環境基準	人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。
環境基準 (河川水質の環境基準)	水質汚濁に係わる河川の環境基準として、最も厳しいAAからEまでの類型があり、水素イオン濃度(pH)や生物化学的酸素要求量(BOD)などの基準値が設定されています。杉並区内の河川では、妙正寺川がB類型、神田川がC類型に指定されています。
クリーンエネルギー	太陽光発電や風力発電、太陽熱利用など、環境への負荷が少ないエネルギーの総称。
グリストラップ	業務用厨房に設置されているもので、排水に含まれる生ごみや油脂などの汚濁物質を分離収集して、直接下水道に流さないように、一時留めて置く装置。

用語集

用語	説明
公園育て組	地域の方が、自分たちで選んだ公園の清掃や植栽の手入れなどの活動を自主的・主体的に行い、区がこれを支援する制度。地域の方が公園とのかかわりを持つことで、地域の連帯感を高め、公園利用のモラルを向上させることや、地域に親しまれ愛される公園に育てていくことを目的としている。
光化学オキシダント	工場や事業場、自動車から出される大気中の窒素酸化物及び揮発性有機化合物(VOC)が太陽の紫外線を受けて複雑な化学反応を起こし、オゾンやパーオキシアシルナイトレート、ホルムアルデヒドなどの有害物質に変化します。これらの化学反応によって作られた有害物質のこと。
光化学スモッグ	光化学オキシダントが発生して白いもやがかかったような状態のこと。最高気温が25℃以上、日中2.5時間以上の日照がある、風が弱い、夏型の気圧配置といった条件がそろったときに発生しやすい。
合流式下水道	汚水及び雨水を同一の管きよで排除し処理する方式。分流式下水道に比べ管路施設の建設が容易でコストも安い。古くから下水道が普及してきた大都市等において多く採用されているが、雨天時に公共用水域に流出する未処理下水により、水質汚濁上、公衆衛生上の問題が発生している。
再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。
30・10運動 (さんまる・いちまる運動)	会食事の食べ残しを減らすため、開始後30分間は席を立たずに料理を楽しみ、終了10分前になったら自分の席に戻って再度料理を楽しもうという運動。
次世代自動車	ガソリンなどの化石燃料の使用を減らすことで、環境への負荷が少ない自動車。電気自動車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車などがある。
遮熱性舗装	表面温度の上昇を抑える高反射率塗料を舗装面に施工したもの。
食品ロス	消費期限切れや賞味期限切れ、食べ残しなど、食べられるものにもかかわらず捨てられている食品のこと。
杉並区景観計画	区の景観形成を推進するためのマスタープラン。
すぎなみ美・道路組	区内団体と区が協働して道路などの清掃や植栽の手入れなどを行う事業
スマートコミュニティ	太陽光等の再生可能エネルギーやコージェネレーション(電気と熱を同時に発生させる熱電併給システム)など高効率分散電源を最大限活用し、また、需要を制御することで、地域全体のエネルギーを有効利用するシステム。家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなぎ、エネルギーの最適バランスを実現する。
生産緑地	生産緑地法に基づき、都市計画として農地を長期間保全する地区。
生物多様性	「人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。」(生物多様性基本法 全文からの抜粋)
接道部緑化率	敷地の道路に面した部分(接道部)の生け垣や植込みなどで緑化された延長が、接道部延長に占める割合。

用語集

用語	説明
ダイオキシン類	①ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン②ポリ塩化ジベンゾフラン③コプラナーPCB(ピーシービー)。これら3つをまとめて「ダイオキシン類」と呼ぶ。ダイオキシン類は、ごみを燃やしたりする時に生成される。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められている。
低公害車・低燃費車	排出ガスを発生しない、または排出ガス発生量が少なく、燃費性能が高い自動車。
低炭素化推進機器	二酸化炭素の排出が無い、あるいは少ないエネルギー機器のこと。
適正管理化学物質	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」において定められている性状及び使用状況から特に適正な管理が必要とされる物質。
透水性舗装	間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。
二酸化硫黄(SO ₂)	硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。
二酸化炭素排出原単位	1キロワット時の電気を発電したときの二酸化炭素(CO ₂)排出量。
二酸化窒素(NO ₂)	燃料に含まれる窒素分が燃焼するときやそのときの高温で空気中の窒素が酸化されて発生する。呼吸器系疾患の原因となる。
燃料電池自動車	水素を利用した自動車で、地球温暖化の原因となる二酸化炭素や大気汚染の原因となる排気ガスを排出しない。
ばい煙	一般的には、物の燃焼に伴って発生するすすや煙のこと。大気汚染防止法で排出が規制されている。
花咲かせ隊	区立公園などで、花壇づくりを通じて緑化活動を地域の方が行うことで、公園の利用拡大や地域活動の活性化を図り、区がこれを支援する制度。
パリ協定	2015年にパリ市で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された、2020年以降の気候変動対策の新たな枠組み。世界共通の長期目標として、産業革命前から平均気温の上昇を2℃未満に保つなどを掲げている。
ヒートアイランド現象	都市の中心部が郊外に比べて気温が高い現象。
微小粒子状物質(PM2.5)	大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5マイクロメートル(1マイクロメートル:1ミリメートルの1,000分の1)以下の非常に小さな粒子のこと。
フードドライブ	家庭で余っている食品等を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に寄付するボランティア活動。
浮遊粒子状物質	「浮遊粒子状物質」(SPM = Suspended Particulate Matter)とは、大気中に存在する粒子状物質のうちで、粒子の直径(粒径)が10μm(0.01mm)以下の非常に細かな粒子。
保護樹木	1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上ある樹木等を対象に指定した樹木。
保護樹林	樹木が集団となっていて土地の面積が500㎡以上あるもの、屋敷林や寺社林等は樹木が集団となっていて土地の面積が300㎡以上あり、高木が30本以上あるもの等を対象に指定した樹林。

用語集

用語	説明
保水性舗装	アスファルトに吸水・保水性能を持つ保水材を充填し、降雨や散水により保水材に吸収された水分が日射を受けて蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑え、周辺の気温上昇を抑制する技術。
みどりのボランティア 杉並	いこいの森における樹木・下草の維持管理、腐葉土づくりや、民有地の落ち葉掃き、みどりの新聞の編集など地域緑化(区内のみどりを守り・増やし・育てる)に関するボランティア活動を行う。
緑被率	上空から見て、樹木や草地などの緑で覆われた面積が区全体の面積に占める割合。